

平成25年度 老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

後見実施機関のあり方 に関する調査研究事業 報告書

平成26年3月

特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

目 次

I 調査研究事業の実施	3
1 調査研究事業の目的	3
2 調査実施の方法	3
3 その他	3
4 研究会等の実施経過	6
II 市民後見推進モデル事業自治体研修会	8
参考資料	11
● 市民後見に関するヒアリング	12
品川成年後見センター（品川区社会福祉協議会）	12
世田谷区成年後見センター（世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課）	22
大阪後見支援センターあいあいねっと（大阪府社会福祉協議会）	32
公役社団法人 あい権利擁護支援ネット	41
特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ	47
横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会）	53
大阪市成年後見支援センター（大阪市社会福祉協議会）	57
千葉県権利擁護支援ネットワーク	68
かながわ権利擁護相談センター（神奈川県社会福祉協議会）	75
川崎市あんしんセンター（川崎市社会福祉協議会）	81
特定非営利活動法人 東三河後見センター	86
特定非営利活動法人 あさがお	93
● 「市民後見に関する調査」 調査票	100

I 調査研究事業の実施

1 調査研究事業の目的

（経緯・現状）

- 国が行うモデル事業・市民後見推進事業が3年目をむかえ、平成23年度37市区町、平成24年度87市区町、平成25年度128市区町村と、実施自治体数は着実な伸びを示している。
- すでに市民後見事業を行っている先駆的な取り組みなどから学び、試行を重ねるなかで、市町村における市民後見に関する知見やノウハウは蓄積されつつある。しかしながら、市民後見にまつわる諸々の活動の標準化は未だなされていない状況である。

（目的）

- 市民後見を、あらゆる市区町村において取り組み可能な普遍的システムとするためには、市民後見活動の標準的モデル(祖形)が示されなければ広範な実現化は困難である。
- そこで本調査研究では、標準的モデルの析出を目指して、現在、わが国で行われている市民後見人の活動実態を、まずは把握する調査事業を行うことを目的とした。
- 調査事業とあわせて、有識者等による研究会「介護と連動する市民後見研究会」において、実際に先駆的に取り組まれている後見実施機関や権利擁護法人などから、ヒアリングを行うことを目的とした。
- また、市民後見推進事業を行う市区町村(今後、事業を検討する市区町村を含む)や都道府県及びその委託先を対象とした「市民後見推進モデル事業自治体研修会」を開催し、げんにモデル自治体間の情報交換等を図ることも本事業の目的のひとつとした。

2 調査実施の方法

（調査手法の検討）

- 事務局において「市民後見人に関する調査」の調査・調査票の素案を作成。それをもとにワーキンググループ(座長:川越 雅弘 国立社会保障・人口問題研究所 企画部第一室 室長)において検討を進め、最終的にワーキンググループにおいて調査票、調査時期といった調査計画を策定した。

(調査方法・調査時期)

- ワーキンググループにおいて策定した調査票を、現在、わが国においてある程度の実施規模において市民後見を実施している10か所の後見実施機関に送付。5つの機関から122サンプルの回答を得た。
- 調査方法は市民後見人による自記入式アンケート方式。調査票を参考資料として後掲。付随して、後見実施機関の基礎情報(実施体制・事業内容・事業経費等)を得るための後見実施機関調査を実施。
- 調査期間は平成25年11月～12月。

(調査対象)

- 回答を得た後見実施機関は以下の通り。

後見実施機関名	回収サンプル数
大阪成年後見支援センター(大阪市社会福祉協議会)	50
品川成年後見センター(品川区社会福祉協議会)	37
小樽・北しりべし成年後見センター(小樽市社会福祉協議会)	15
釧路市権利擁護成年後見センター (釧路市社会福祉協議会)	14 (24) [※]
東三河後見センター	6
合計	122

※釧路市では市民後見人2人による複数後見を主としているため14人の成年被後見人等に対して、24人の市民後見人から回答を得ている。

- 今年度事業において、回収した調査票については単純集計を行ったが、市民後見活動の標準化に向けた更なる精査及び補足調査の必要性から、本調査結果については次年度に報告を行う予定である。

3 その他

(ヒアリング)

- ヒアリングを行った対象者は、次ページ一覧の通りである。
- 市民後見に取り組む市区町村等の参考に供するため、ヒアリング内容を参考資料として後掲した。

ヒアリング一覧

	ヒアリング	報告者	実施日
1	品川成年後見センター (品川区社会福祉協議会)	所長 齋藤 修一	平成25年7月8日 第1回研究会
2	世田谷区成年後見センター (世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課)	権利擁護支援課長 田邊 仁重	
3	大阪後見支援センターあいあいねっと (大阪府社会福祉協議会)	所長 山上 時津子	
4	公役社団法人 あい権利擁護支援ネット	理事長 池田 恵利子 理事 川端 伸子	平成25年8月23日 第2回研究会
5	特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ	理事長 須田 幸隆	
6	横浜生活あんしんセンター (横浜市社会福祉協議会)	事務長 酒井 正樹	
7	大阪市成年後見支援センター (大阪市社会福祉協議会)	所長 藤原 一男	
8	千葉県権利擁護支援ネットワーク	副理事長 佐藤 彰一 副理事長 長谷川 秀夫	平成25年9月6日 第3回研究会
9	かながわ権利擁護相談センター (神奈川県社会福祉協議会)	所長 齋藤 計好 相談員 中田 栄二	
10	川崎市あんしんセンター (川崎市社会福祉協議会)	運営課長 佐竹 恵子	
11	特定非営利活動法人 東三河後見センター	代表理事 長谷川 卓也 市民後見人 田中 義人	
12	特定非営利活動法人 あさがお	所長 尾崎 史	

(市民後見推進モデル事業自治体研修会)

- 本事業で行った市民後見推進モデル事業自治体研修会に関しては、Ⅱにその概要を掲載した。

4 研究会等の実施経過

○ 本調査研究における、研究会開催等の概略を経過的に示すと以下の通りである。

第1回研究会【ヒアリング】

日 時	平成 25 年 7 月 8 日（月）14:30～17:00
場 所	私学会館 7 階「妙高」の間
出席委員	泉委員、大森委員（座長）、小池委員、齋藤委員、高村委員、堀田委員、松崎委員、森委員 欠席：新井委員、上山委員
オブザーバー	中井 和博（厚生労働省老健局高齢者支援課（併）認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐） 阿萬 哲也（厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害児支援室 室長（併）地域生活支援推進室 室長） 曾根 直樹（厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官）
事 務 局	菅原、北村、福井
ヒアリング先	①品川成年後見センター（品川区社会福祉協議会） ②世田谷区成年後見センター（世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課） ③大阪後見支援センターあいあいねっと（大阪府社会福祉協議会）

第1回ワーキンググループにかかる事前打合せ

日 時	平成 25 年 8 月 5 日（月）16:00～18:00
場 所	弊所会議室
出席委員	川越委員
事 務 局	菅原、北村
打合内容	○市民後見人の活動実態に関する調査 調査票案の作り込みについて

第2回ワーキンググループにかかる事前打合せ

日 時	平成 25 年 8 月 23 日（金）11:00～13:00
場 所	弊所会議室
出席委員	川越委員
事 務 局	菅原、北村（以上、地域ケア政策ネットワーク） 加藤（労働調査協議会）
打合内容	○市民後見人の活動実態に関する調査 調査票試案の検討

第2回研究会

日 時	平成 25 年 8 月 23 日（金）14:30～17:00
場 所	法曹会館 2 階「寿」の間
出席委員	大森委員（座長）、上山委員、小池委員、齋藤委員、高村委員、堀田委員、松崎委員、森委員 欠席：新井委員、泉委員
オブザーバー	勝又 浜子（厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 室長） 中井 和博（厚生労働省老健局高齢者支援課（併）認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐） 石津 友恵（厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室） 曾根 直樹（厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官）
事 務 局	菅原、北村、福井
ヒアリング先	①公役社団法人 あい権利擁護支援ネット

	②特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ ③横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会） ④大阪市成年後見支援センター（大阪市社会福祉協議会）
--	---

第3回研究会

日 時	平成 25 年 9 月 6 日（金）14:30～17:00
場 所	法曹会館 2 階 「寿」の間
出席委員	泉委員、大森委員（座長）、小池委員、齋藤委員、堀田委員、松崎委員、森委員 欠席：新井委員、上山委員、高村委員
オブザーバー	勝又 浜子（厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 室長） 中井 和博（厚生労働省老健局高齢者支援課(併)認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐） 曾根 直樹（厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官） 松井 秀樹（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長）
事 務 局	菅原、北村、福井
ヒアリング先	①千葉県権利擁護支援ネットワーク ②かながわ権利擁護相談センター（神奈川県社会福祉協議会） ③川崎市あんしんセンター（川崎市社会福祉協議会） ④特定非営利活動法人 東三河後見センター ⑤特定非営利活動法人 あさがお

第1回ワーキンググループ

日 時	平成 25 年 9 月 19 日（木）10:00～12:00
場 所	弊所会議室
出席委員	川越委員（座長）、小嶋委員、森委員（親会と兼任）
事 務 局	菅原、北村（以上、地域ケア政策ネットワーク） 加藤（労働調査協議会）
議 題	○市民後見人の活動実態に関する調査及び調査票案について

第4回研究会

日 時	平成 26 年 3 月 25 日（火）10:00～12:00
場 所	法曹会館 2 階 「寿」の間
出席委員	泉委員、大森委員（座長）、上山委員、小池委員、齋藤委員、堀田委員、森委員 欠席：新井委員、高村委員、松崎委員
オブザーバー	原 勝則（厚生労働省老健局 局長） 勝又 浜子（厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 室長） 中井 和博（厚生労働省老健局高齢者支援課(併)認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐） 曾根 直樹（厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官） 松永 智史（最高裁判所事務総局家庭局 局付）
事 務 局	菅原、北村、福井
議 題	○市民後見人活動調査の報告 ○今年度事業（研修等）実施報告

Ⅱ 市民後見推進モデル事業自治体研修会

市民後見推進モデル事業自治体研修会【第1回】

【研 修 の ね ら い】

市民後見推進事業初年度・今年度新規担当者ないし次年度事業実施を検討する自治体を想定した研修。市民後見に関する理念的基礎及びその実践について、担当者レベルで理解を得ることをねらいとしている。

日 時	平成26年2月24日(月)10時～17時
会 場	全国町村会館2階ホール
受 講 対 象	①市民後見推進事業実施市区町の事業担当者及び委託先 ②都道府県の市民後見推進事業担当者
受 講 者 数	139名 ※名簿別添

◆カリキュラム

時間	タイトル	講師・担当
10:00 ～10:05	オリエンテーション	
10:05 ～10:10	開会挨拶	勝又 浜子 厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 室長
10:10 ～10:30	◆市民後見推進事業 来年度予算など	中井 和博 厚生労働省老健局高齢者支援課 (併)認知症・虐待防止対策推進室課長補佐
10:30 ～12:00	◆今後の市民後見に求められる視点	堀田 力 (公財)さわやか福祉財団 理事長
13:00 ～14:20	◆先進モデル報告 ①横浜市 ②北九州市 ③釧路市 ④大阪府	松浦 拓郎 横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 担当係長 杉本 真奈美 北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター 次長 井上 雅敬 釧路市社会福祉協議会 釧路市権利擁護成年後見センター 事務局長 山上 時津子 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター 所長
14:30 ～16:00	◆後見実施機関論 ～市民後見バックアップシステムの重要性	齋藤 修一 品川成年後見センター 所長
16:00 ～17:00	◆成年後見制度の適切な運営に向けた取り組み ～市民後見人の選任状況と絡めて	松永 智史 最高裁判所事務総局家庭局 局付

市民後見推進モデル事業自治体研修会【第2回】

【 研 修 の ね ら い 】

市民後見推進事業の実務担当者を対象を想定して、市民後見をなぜ行うのか、市民後見を行う場合のネックは何か？
市民後見推進に向けて、モデル自治体間の共通認識を定立することをねらいとした。

日 時	平成26年3月18日(火) 10時～17時
会 場	主婦会館プラザエフ9階「スズラン」・7階「カトレア」
受 講 対 象	①市民後見推進事業実施市区町の事業担当者及び委託先 ②都道府県の市民後見推進事業担当者
受 講 者 数	110名 ※名簿別添

◆カリキュラム

時間	タイトル	講師・担当
10:00 ～10:05	オリエンテーション	
10:05 ～10:10	開会挨拶	中井 和博
10:10 ～10:30	◆市民後見推進事業	厚生労働省老健局高齢者支援課 (併)認知症・虐待防止対策推進室課長補佐
10:30 ～12:00	◆市民後見の仕組み論 ～市民後見を進めるための必須条件	上山 泰 新潟大学法科大学院 教授
13:00 ～14:00	◆市民後見推進の課題 ～地域の権利擁護システムとしての展開	佐藤 彰一 國學院大学法科大学院 教授 全国権利擁護支援ネットワーク 理事長
14:10 ～15:10	◆市民後見概論	小池 信行 (一財)民事法務協会 顧問／弁護士
15:25 ～17:00	◆市民後見の推進に向けて〔グループワーク〕 ～モデル自治体同士の情報交換	

参考資料

品川成年後見センター（品川区社会福祉協議会）

（所長 齋藤 修一）

1 品川区の概況と潜在的利用者

1 品川区の概況と制度の潜在的利用者

- ① 総人口 366,852 人
- ② ひとり暮らし高齢者(民生委員調査分) 8,304 人
- ③ 65歳以上の高齢者数 74,856 人 高齢化率 20.40% (平成 25 年 4 月 1 日現在)
＜推計上の認知症高齢者数約 6,000 人＞
- ③ 知的障害者 1,618 人 (平成 25 年 4 月 1 日現在の手帳交付者)
- ④ 精神障害者 1,486 人 (平成 24 年 10 月 1 日現在の手帳交付者)
- ⑤ 後見ニーズ: 約 9,000 人

総人口は約 36 万 6,000 人、65 歳以上人口が約 7 万 4,000 人、高齢化率 20.4%です。後見ニーズの推計人口は、やや低めの見積もりですが、約 9,000 人はいると現況把握しています。

2 品川区の「権利擁護」の仕組み

2 品川区の「権利擁護」の仕組み

- (1) 平成 12 年 11 月 「品川区権利擁護の仕組みづくりに関する検討委員会」設置
- (2) 平成 14 年 6 月 権利擁護に関する事業を専門的に担う機関として、品川区社会福祉協議会(以下「区社協」という)に品川成年後見センター(以下「後見センター」という)を設置した。
- (3) 品川区の後見ニーズの発見・集約
品川区では、区内 20 箇所の在宅介護支援センター(地域包括支援センター)、後見センター、民生委員 296 名および障害者相談員を中心に、また消費者センター、地域センター等の関係機関を含めて後見ニーズの把握に努め、高齢者・障害者の福祉関係所管および後見センターで後見ニーズの集約を図っています。

品川成年後見センター設置の経緯。平成 12 年に品川区の権利擁護の仕組みに関して、2 年間かけて、学識経験者・実務家・品川区・品川区社会福祉協議会らで検討した結果、区内に権利擁護専門機関として成年後見センターを早急に設置すべきという報告がなされました。

品川成年後見センターは、後見ニーズ等の発見・相談から後見サービスも自ら行うワンストップセンターとして機能すべきという位置づけでスタートしました。

品川の場合、在宅介護支援センター(地域包括支援センター)や民生委員など地域の最前線の方々を中心に、その方々から寄せられた後見ニーズを、品川区の高齢・障害部局等が集約を図り、区長申立てを活発に行ってきました。

品川成年後見センターは、とりわけ身寄りのない方の法人後見等をしっかり行うという仕組みのもと進めてまいりました。

3 品川区社会福祉協議会による法人後見の実施状況

3 区社協による法人後見の実施状況等

(1) 人員

後見センターのスタッフ数	92 名	(平成 25 年 4 月 1 日現在)
〔内訳〕 常勤職員	14 名	
非常勤職員(支援員)	78 名	(48 名は市民後見人の実務研修中)

スタッフ数は、設置当初の約 8 倍の規模になりました。

内訳として常勤 14 名、それから「支援員（非常勤職員）」78 名。支援員の大半は品川区民です。支援員の皆さんは、法人後見の活動メンバー等として働きながら、後見手法を実地に研修しています。市民後見人養成を修了した 48 名が支援員として活動をしています。

(2) 後見センターの活動内容

① 法人後見活動

品川区は、区と区社協との役割分担の仕組みづくりのもと区長申立てを活発に行い、区社協は身寄りのない方に対する法人後見人としての役割を果たし、代理申立て(注)をも行うことにより、区内の認知症高齢者や障害者のためのセーフティネットを張っている。

(注)代理申立て

平成19年3月から、後見申立の意思を有する親族が遠隔地に住所を有していたり、高齢・病弱等の理由で家庭裁判所に申立手続きをすることが困難な場合に、当該親族と区社協との委任契約に基づき無償で親族申立ての代理を行っている。

品川成年後見センターは、原則として身寄りのない方の法人後見ニーズに関して、後見人の役割を果たしてきました。

しかし実務を進めていると、申立てできる親族がいても、現実にはその親族が遠方に住んでいたり、病弱であったり高齢であったりする。入口段階で先に進めない現状がある。そのことを踏まえて、品川区では代理申立てを進めている。代理申立てに関しては、弁護士等 70 人以上との連携実績があります。

当時は規制緩和が盛んに叫ばれた時代。弁護士法第 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の緩和をし、代理申立てを品川成年後見センターが行うことを可能とする旨を、法務省及び厚生労働省などに提案した。その結果「無料ならよい」ということになりました。

東京家庭裁判所とも協議しながら、代理申立てを適正に行ってきました。

法人後見受任総数	226 件	(平成 25 年 5 月 31 日現在)
〔内訳〕 法定後見	218 件	任意後見 8 件

このように品川成年後見センターは、後見実施機関としてのノウハウやスキルを高めるため、法人後見をしっかりと行ってきた経緯があります。

平成 25 年 5 月 31 日現在、法定後見 218 件・任意後見 8 件、計 226 件の受任をしています。

② 任意後見制度の活用

将来に不安を感じている人に対しては、日常生活自立支援事業を発展させた「あんしんサービス」契約と任意後見契約を組み合わせで行うものである。

任意後見に関しても、ひとり暮らし高齢者が非常に多くなっている現況、また軽度の障害者が十分な支援を得られない、個別の支援を受けられていない状況を踏まえ、品川成年後見センターは、委任契約に基づく「あんしんサービス」という任意後見の支援サービスを行っています。

③ 市民に後見人の養成・活用

品川区と区社協とは、平成 17 年度の都実施の社会貢献型養成事業への参加を決定し、また、平成 18 年 3 月から区内でも独自の市民後見人養成事業を品川市民後見人の会(NPO法人)と共催し、育成と活用をすることに着手した。

なお、平成 23 年 4 月から東京大学の市民後見人養成講座履修生等によって結成された、東京市民後見サポートセンター(NPO法人)の活用を行っている。

〔市民後見人の意義・位置付け等〕

市民後見人は、社会貢献意欲に富み地域活動の延長で後見活動を目指す人が多く、後見人としても親身になってきめ細かい活動が期待できる。

品川では、市民後見人は専門職後見人不足を補う補完としてではなく、地域で必要とされる新たな第三者後見人として位置付けている。

このような活動のなかで、平成 16 年後半頃から第三者後見人の必要性を感じ始めました。

本人に対する身上監護を中心とした後見支援が必要だと考えていたところ、高齢社会 NGO 連携協議会(高連協)から「品川区内で市民後見人養成をしたい」という申出があり、私どもと志を同じくする方々を得たという実感でした。

以来、平成 18 年 3 月から正式に NPO 法人市民後見人の会と共催し、これまで 214 名の市民後見人養成講座修了生を輩出している。この市民後見人の会は、修了生 214 名のうち 100 名を会員としている。将来的には、区内に法人支部等を複数持ちたいという展望があると聞いております。

品川成年後見センターの拠点は品川区大井にあります。今後、区内に複数ランチないし同等センターを設置する構想も含めて、いわゆる後見実施機関の拡充を計画している。

東京大学の市民後見養成講座修了生も、東京都の社会貢献型後見人養成講座修了生の人たちとともに NPO 法人を立ち上げた。適正を見極め、品川成年後見センターの法人後見の活動を実務研修していただいたうえで、後見人候補として申立てを行い受任しています。

市民後見人は、後見を受ける本人の利益を真摯に考え、本人の喜びを高めてくれる視点を持ちあわせたい。特別な感覚というより、ごく普通の市民感覚を十分に生かしていただきたい。品川区内に一定程度の後見知識を備えた後見人材が存在することにより、成年後見制度の積極的な活用が図られると考えています。

④ 後見監督活動

市民後見人を後見人候補者とする場合には、区社協を後見監督人候補者として家裁に申立てを行い、選任されている。

後見監督人受任総数	67 件	(平成 25 年 5 月 31 日現在)
〔内訳〕 市民後見人に対して	65 件	
親族後見人に対して	2 件	

市民後見人の活用に関して、当時の東京家庭裁判所の裁判官が、市民後見人を専任する際に 2 つのメリットを指摘されました。

身近な後見実績のある社会福祉協議会が後見監督人に就けば、サービスを受ける本人及び本人の家族、また市民後見人自身も非常に安心安全に感じ、各自のメリットが生み出される。品川成年後見センターが後見監督人になれば、「すぐにでも専任する」という見解をいただいた。その言葉に意を強くして、品川区では市民後見を推進してきた経緯があります。

いま現在、65 件の市民後見人に対する後見監督を行っています。

⑤ 品川成年後見センター運営委員会(第三者機関)

適正な制度運営の確保のため、学識経験者、弁護士、医師、民生委員、福祉関係者、行政関係者の構成員によって、3 ヶ月ごとに開催している。

審議、監査事項

- 区長申立て案件の報告
- 区社協による法人後見の受任等に係る適否
- 市民後見人等の第三者後見の受任等に係る適否
- 区社協による任意後見契約の締結に係る適否
- その他運営に関する重要な事項の検討 など

こうした品川成年後見センターの活動や、市民後見人候補を挙げる際の適正等をチェックするため、品川区社会福祉協議会では第三者機関として運営委員会を設置し、後見活動や運営の適正さについて、恣意的な活動に陥らぬよう、さまざまな観点から助言・指導をいただいています。

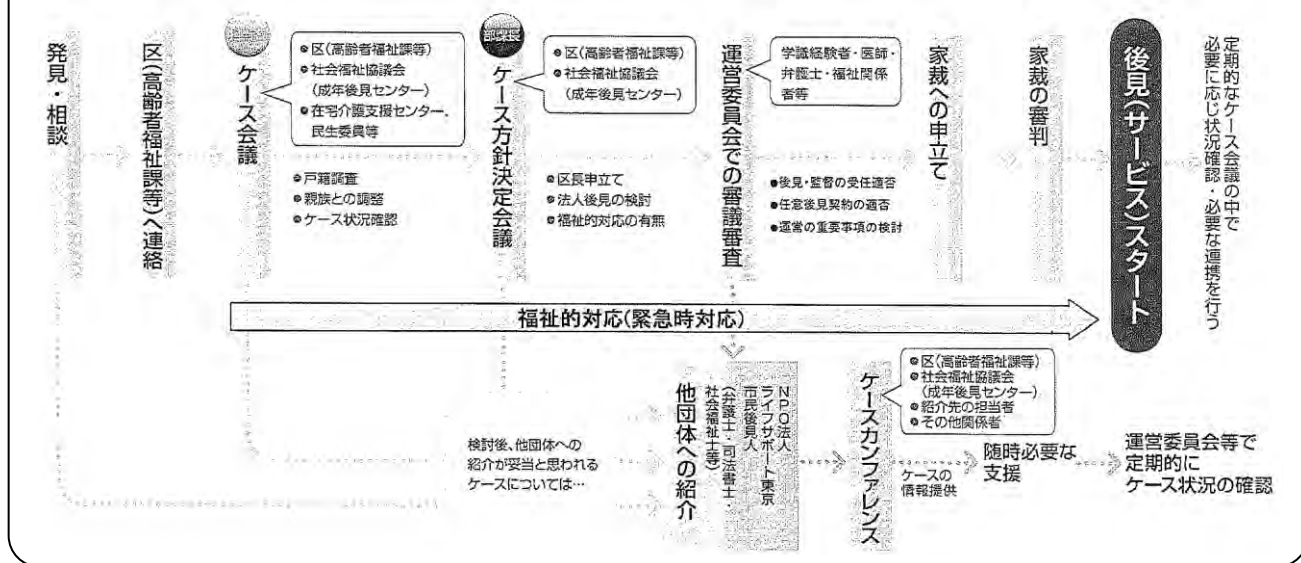
4 品川区の市民後見の今後

4 品川では、今後も市民後見人の養成事業や実務研修を積極的に努め、社協の後見監督人との組み合わせで、市民後見人による受任実績を確実に蓄積していくつもりである。市民後見人の良さである、本人の身近で生活支援をしてもらうために、市民後見人の力量や適性を見極めながら、在宅の認知症高齢者事案や障害者事案など一般的で多様なものを受任できるように今後も支援をしていくつもりである。

この市民後見人の積極的な活用策は、地域の後見ニーズに適うだけでなく、ひとり暮らし高齢者や障害者の支援を含む福祉の街づくりを促す効果が期待でき、地域コミュニティを新たに生み出すことにも繋がると思われる。

品川成年後見センターは、行政と社会福祉協議会との役割分担を明確にし、強固な連携のもとに制度活用を行っている。地域包括ケア時代を見据え、医療や介護等において適正に契約・支出行為などが行われるよう、生活支援のなかに明確に大きな核のひとつとして、後見人の存在とりわけ市民後見人が必要だという位置づけをしています。

ケース発見から成年後見制度利用までの流れ



ケース発見から成年後見制度利用までの流れを図示しました。

区と社会福祉協議会が連携して月2回定例のケース検討会議を行っています。さきほどの資料に運営委員会の開催は「3か月ごと」とありますが、この合議体で申立ての適否を判断しています。

発見・相談から申立てまでのサイクルが約3か月。あまり時間をかけないようにしている。行政が保有する個人情報、品川区社会福祉協議会が行うケース会議にもそのまま出す。個人情報を共有化して検討を行う。それにより東京家庭裁判所への申立てをスムーズに行っています。

この間に親族との連絡調整が整い、親族自らが申立てをするケースに関しては、品川成年後見センターが手続き支援を速やかに行う。ときには後見人候補のマッチング・紹介なども行う。速やかに本人の権利擁護につながる仕組みとしています。

5 平成25年度品川成年後見センター活動実績

品川成年後見センターは平成14年6月の設置し、これまでの活動実績を表に示しております。

1 ページ目の3欄のうち、上2欄が区長申立てケース。上欄が認知症・高齢者、中欄が障害者のケース。障害者については平成16年から取り組みを始めた。いちばん下欄が代理申立てケースです。

品川成年後見センターでは、年間70～80件の区長申立ての検討を行っている。社会福祉協議会以外にも、ケース内容に応じて最適な後見人材の振り分けを、運営委員会の審議を経て行っています。

その結果、現在、法定後見では品川区社会福祉協議会218件。市民後見人は、個人受任型の「社会貢献型等」40件と、品川市民後見人の会を略した「後見人の会」18件。それからもうひとつのNPO法人「サポートセンター」が7件。リーガル、行政書士、介護NPOなどを含めた「他団体」が71件。こういった受任状況です。

「死亡」欄。これまで受任した件数のうち68人の方が亡くなり、葬儀を執行する人がいないケースが珍しくなくなっている。このような状況のなか68件中たしか62件について、私ども後見人等が東京家庭裁判所との協議を経て葬儀を執行しています。

平成25年度 品川成年後見センター 活動実績

1・法定後見コース実績(高齢者ケース)

25年5月31日現在

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数	審判決定	後見人					死亡	
					社協	社会貢献型等	後見人の会	サポートセンター	他団体	後見人	
										社協	監督人
H16年度以前	29	6	18	16	11	0	0	0	5	2	0
H17年度	9	2	10	10	10	0	0	0	0	3	0
H18年度	16	2	13	15	14	0	0	0	1	4	0
H19年度	11	0	13	12	12	0	0	0	0	6	0
H20年度	20	1	15	16	14	2	0	0	0	1	0
H21年度	22	3	21	17	8	6	0	0	3	2	0
H22年度	35	0	32	30	13	6	4	0	7	4	3
H23年度	38	0	42	40	16	8	4	2	10	7	3
H24年度	49	2	48	52	21	6	5	2	18	10	10
H25年度	13	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1
合計	242	16	214	209	120	28	13	4	44	39	17

(障害者ケース)

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数	審判決定	後見人					死亡	
					社協	社会貢献型等	後見人の会	サポートセンター	他団体	後見人	
										社協	監督人
H16年度	3	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0
H17年度	2	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0
H18年度	2	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0
H19年度	5	0	6	6	3	0	0	0	3	0	0
H20年度	3	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0
H21年度	2	0	1	3	0	2	0	0	1	0	0
H22年度	2	0	3	3	0	1	0	0	2	0	0
H23年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
H24年度	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
H25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	0	22	20	10	3	0	0	7	1	0

(代理申立ケース)

19年3月から開始

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数	審判決定	後見人					死亡	
					社協	社会貢献型等	後見人の会	サポートセンター	他団体	後見人	
										社協	監督人
H18年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
H19年度	14	0	9	10	9	1	0	0	0	1	0
H20年度	10	0	13	12	10	0	2	0	0	0	0
H21年度	24	2	22	21	13	1	2	0	5	2	0
H22年度	33	3	23	22	15	2	1	0	4	2	1
H23年度	31	4	33	33	25	5	0	1	2	6	0
H24年度	20	4	17	19	11	0	0	1	7	13	4
H25年度	2	0	3	4	2	0	0	0	2	2	0
合計	135	13	121	121	85	9	5	2	20	26	5

＊(家裁からの職権にもとづく後見人選任ケース)

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数	審判決定	後見人					死亡	
					社協	社会貢献型等	後見人の会	サポートセンター	他団体	後見人 社協	監督人
H19年度				1	1	0	0	0	0	0	1
H20年度				1	1	0	0	0	0	0	0
H21年度				0	0	0	0	0	0	1	0
H22年度				0	0	0	0	0	0	0	0
H23年度				2	1	0	0	1	0	0	0
H24年度				0	0	0	0	0	0	1	0
H25年度				0	0	0	0	0	0	0	0
合計				4	3	0	0	1	0	2	1

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数	審判決定	後見人					＊死亡	
					社協	社会貢献型等	後見人の会	サポートセンター	他団体	後見人 社協	監督人
合計	399	29	357	354	218	40	18	7	71	68	23

現在の社協法人後見(法定)受任ケース数・・・「後見人 社協(218)」－「死亡 後見人 社協(68)」＝150件

＊死亡ケースは、後見人受任数に含まれており、内数として再掲したものである。

＊家裁からの職権にもとづく後見人選任ケースは、審判決定を伴わず、「後見人 社協」の受任数のみカウントする。

2・後見監督人実績

集計年度	審判件数
H20年度	7
H21年度	11
H22年度	14
H23年度	21
H24年度	14
H25年度	0
合計	67

※社会貢献型後見人ケース40件、NPO市民後見人の会ケース18件、
NPO東京市民後見サポートセンター7件、親族後見2件含む

3・任意後見コース実績

集計年度	あんしんサービス契約者	任意後見契約	公正証書遺言	3点契約完了者	任意後見契約申立	任意後見契約発効	解約	死亡
H23年度以前	102	46	37	32	6	6	18	18
H24年度	2	7	3	4	1	1	4	3
H25年度	0	1	0	0	0	1	1	1
合計	104	54	40	36	7	8	23	22

後見人監督の実績は「2. 後見監督人実績」欄の通り。

任意後見契約に関する者を「3. 任意後見コース実績」としてまとめた。お元気なうちの支援に対しての「あんしんサービス」と、任意後見契約を締結して判断能力が低下した際に後見人として品川成年後見センターが支援を行う。死亡後に関するいわば遺言にもかかわっていきます。

こうした3点セットを結んで、これまで8件ほどの方（「任意後見契約発効」欄）が、支援対象になっています。

4・問合せ・相談件数実績

集計年度	問合せ件数	相談件数	合計
H14年度	103	127	230
H15年度	165	445	610
H16年度	268	287	555
H17年度	506	330	836
H18年度	799	472	1,271
H19年度	1,360	938	2,298
H20年度	1,337	1,140	2,477
H21年度	1,101	1,063	2,164
H22年度	1,236	1,049	2,285
H23年度	1,208	1,151	2,359
H24年度	768	1235	2,003
H25年度	100	173	273
合計	8,951	8,410	17,361

集計年度	問合せ件数	相談件数	合計
25.4	36	97	133
25.5	64	76	140
合計	100	173	273

相談件数等について「4. 問合せ・相談件数実績」にまとめた。品川成年後見センターの活動が拡大するにしたい、新規相談件数が確実に伸びています。

蛇足ですが、当然のことながら、品川成年後見センターでは申立書式一式を必備しています。

品川成年後見センターの平成 25 年度「資金収入支出予算書」です。簡単に説明すると、品川区からの助成金が 1,800 万になっている。そのうち人件費が 1,600 万を占めています。

- 20 -

勘定科目	予算	前年度予算	実績	備 考
事業費支出	23,964,000	20,240,000	3,724,000	
諸謝金	22,730,000	18,400,000	3,330,000	
委員謝金	580,000	580,000	0	
その他の謝金	22,150,000	18,320,000	2,330,000	委員 500,000
会議費	93,000	61,000	26,000	
業務委託費	273,000	10,000	263,000	
印刷費委託費	263,000	0	263,000	
その他の委託費	10,000	10,000	0	
手数料	19,000	0	19,000	
損害保険料	80,000	70,000	10,000	
修繕費	763,000	893,000	76,000	
臨時金支出	2,000,000	100,000	1,800,000	
臨時金支出	2,000,000	100,000	1,800,000	
臨時金貸付金	1,000,000	100,000	900,000	
市民連立人賛成助成金	500,000	0	500,000	
後援賛助金	500,000	0	500,000	
経理区分間繰入金支出	1,500,000	0	1,500,000	
経理区分間繰入金支出	1,500,000	0	1,500,000	
法人運営事業繰入金支出	1,500,000	0	1,500,000	
経常支出計 (7)	31,838,000	76,985,000	14,303,000	
経常活動資金収支差額 (3)-(1)-(2)	-5,612,000	1,821,000	-7,233,000	
収入				
施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
固定資産売却支出	600,000	100,000	500,000	
その他の固定資産取得支出	600,000	100,000	500,000	
ソフトウェア取得支出	600,000	100,000	500,000	
施設整備等支出計 (5)	600,000	100,000	600,000	
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	-600,000	-100,000	-500,000	
収入				
財務収入計 (7)	0	0	0	
積立特定金支出	1,719,000	1,521,000	188,000	
財源積立特定金支出	1,719,000	1,521,000	188,000	職員 8 名
財務支出計 (8)	1,719,000	1,521,000	188,000	
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	-1,719,000	-1,521,000	-188,000	
予算費 (10)	0	0	0	
当期資金収支差額計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-7,331,000	0	-7,331,000	
期末未支払資金残高 (12)	15,000,000	5,000,000	10,000,000	
当期未支払資金残高 (11)+(12)	7,069,000	5,000,000	2,069,000	

新聞記事をご覧ください。ご存じのとおり社会福祉協議会には、寄付金、会費、行政からの助成金・委託金、共同募金等の収入があります。

そのご遺志に添った形で、社会福祉協議会独自の報酬助成の仕組みをつくりました。

たとえば、本人にお会いするときに交通費も出せない資力のない人でも、年間5万円までをこの助成金で出せる仕組みにしました。非常に雑駁ですが説明を終わります。



世田谷区成年後見センター（世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課）

（権利擁護支援課長 田邊 仁重）

1 世田谷区の紹介

世田谷区社会福祉協議会における成年後見制度の取り組み

世田谷区社会福祉協議会
権利擁護支援課成年後見センター

1 世田谷区の紹介

（1）地勢

東京 23 区の西南端に位置。
都心まで 30 分程度で、住宅地
が中心。
法律上は特別地方公共団体で
あるが、一般の市長村（普通地
方公共団体）とほぼ同じ機能を持つ。



（2）統計

①人口	862,840 人（平成 25 年 4 月）
※ 65 歳以上	165,048 人（高齢化率 19.46%）
②要介護（要支援）認定者	33,703 人（平成 24 年 12 月）
③愛の手帳（療育手帳）所持者	3,829 人（平成 25 年 5 月）
④精神障害者保健福祉手帳発行	2,064 人（平成 25 年 4 月）

<参考> 取り組みの経緯

年度	世田谷区	世田谷区社会福祉協議会
平成 12 年 (2000 年)		地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）開始。
平成 13 年 (2001 年)		・ 権利擁護センター設置。 ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士等との連絡会で事例検討を行う。 ・ 10 月：法人後見（弁護士との複数後見）をモデル的に開始。
平成 16 年 (2004 年)		法人後見事業を検証し、受任する意義を認めつつも受任限度を感じ、区民成年後見人の養成を模索。
平成 17 年 (2005 年)	・ 区実施計画で「成年後見制度の推進」計画化。 ・ 5 月：成年後見支援センター設立準備会設置。 ・ 10 月：成年後見制度利用支援事業を社会福祉協議会に委託。	10 月：成年後見支援センターを設置。
平成 18 年 (2006 年)		区民成年後見人養成開始。
平成 19 年 (2007 年)		はじめての区民成年後見人受任（社会福祉協議会が後見監督人を受任）。
平成 25 年 (2013 年)		成年後見支援センター 3 カ年計画がスタート。

世田谷区は人口約 86 万。東京 23 区で人口のもっとも多い区です。

品川区の後見ニーズ推計が約 9,000 人。世田谷区にはその倍以上の後見ニーズがあると認識している。

世田谷区社会福祉協議会では、平成 12 年の成年後見制度施行と同時に権利擁護事業を行ってきた。その後、判断能力の低下された方が、日常生活自立支援事業ではどうしても救えないということになってきた。世田谷区と協議を行った。

平成 16 年、世田谷区が実施計画として成年後見制度の推進を計画化した。平成 17 年 10 月、その推進機関として成年後見支援センターを、世田谷区の事業として世田谷区社会福祉協議会内に設置をすることになった。

2 成年後見センターの事業

2 成年後見センターの事業

(1) 法人の後見活動

① 後見人の受任

H25年6月末日現在

年 度	13	17	18	19	24	25	計
受任件数	2※	1	2	1	14	6	26

- ・弁護士との複数後見：2件※
- ・現在受任中：18件
- ・終了：2件（被後見人の死亡）

② 後見監督人の受任

区民後見人のすべてのケースで、社協が後見監督人を受任。

<監督内容>

- ・活動報告書の提出（原則月1回）
- ・財産目録、収支状況報告書の提出（6ヶ月ごと、1年ごと）
- ・区民後見人への相談、指導、助言など

③ 任意後見契約の実施(25.4～)

発効前の定期訪問・相談及び死後事務の特約付契約。

年 度	25	計
契約件数	1	1

H25年6月末日現在

成年後見センターで何をしているかという、まずは法人の後見活動です。世田谷区社会福祉協議会として、法人後見の受任は平成13年当初から行っている。

本年度から3か年計画を策定して、法人後見を受任していく方向性を打ち出している。平成25年6月末現在、累計26件の受任実績。

後見監督人の受任に関して。東京都下の事情ですが、市民後見人が選任されると社会福祉協議会が後見監督人として選任される。つまり市民後見人と同等数の監督業務を行うことになる。

3か年計画では、今年度から任意後見契約もスタートし、すでに1件の契約実績がある。

(2) 日常生活自立支援事業、東京都福祉サービス総合支援事業の実施

H25年6月末日現在

年 度	20	21	22	23	24	25	累計契約件数
契約件数	17	15	17	9	36	4	197

日常生活自立支援事業も行っています。

平成12年度から始めて、累計197件のご利用をいただいています。

（３）各種相談

① 専門相談員による相談

月～金曜日（年末年始・祝日除く）午前８時３０分～午後５時

② 弁護士による法律相談「あんしん法律相談」

月４回、予約制、１人３０分、無料

③ 成年後見制度申立手続き説明会

法定後見の申し立てを予定している親族を対象に、申立書類の記載等を説明。説明員は区民成年後見人養成研修修了者。

月６回、予約制、２会場

④ ケース支援相談

区内福祉関係者を対象に、事例の成年後見制度等の適用や対応策について相談、検討する。月２回、予約制

各種相談も行っている。

まず世田谷区社会福祉協議会職員による成年後見制度の相談がある。

また、弁護士による法律相談を毎週１回、無料で行っている。

成年後見制度申立手続き説明会では、区民にとって家庭裁判所への後見申立ての書類作成等が非常に煩雑であるということから、ほぼマンツーマンで相談を受けて書類の書き方を指導する。この説明会では、世田谷区で養成した区民成年後見人が非常に懇切丁寧に説明をしている。

ケース支援相談は、世田谷区内の行政、地域包括支援センター、介護保険事業者等のから寄せられるケースに関して、成年後見制度が使えるかどうか、使えるとしたらどういった後見人が相応しいかなどの相談を行い、最終的に申立てへとつなげていくもの。月２回とあるが、必要に応じて随時行っている。

（４）区民成年後見人の養成と活動支援

市民が近隣住民の成年後見人になる区民成年後見人の養成、活動支援、継続研修等

（５）関係機関との連携

年２回、地域包括支援センター等との事例検討会等実施。

（６）成年後見制度の普及啓発

年２回、成年後見セミナー開催

地域活動団体へ職員、区民成年後見人の講師派遣など

「区民成年後見人の養成と活動支援」については、後ほど説明します。

「関係機関との連携」「成年後見制度の普及啓発」等に関しても、世田谷区成年後見センターの仕事です。

3 区民成年後見人の養成及び活動支援と監督

3 区民成年後見人の養成及び活動支援と監督

(1) 市民後見人の定義

「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する

一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者後見人」

(日本成年後見法学会 平成 18 年度(2006 年度)報告書)

(2) 区民成年後見人推進の背景

①認知症高齢者など、成年後見人を必要とする方の増加。

②親族や専門職など、成年後見人のなり手不足の懸念。

③地域支えあいの推進。

(3) 世田谷区の区民成年後見人の類型

①市民個人が成年後見人等を受任し、社協が後見等監督人に就任。

②法人が成年後見人等を受任し、区民が後見専門員として参加。

(4) 区民成年後見人養成の状況

単位：人

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
修了者	19	11	12	9	13	--	15	*17	79 (96)

*受講中的人数

※男女比：男性 4 割、女性 6 割

※経歴：元会社員、自営業、日常生活自立支援事業生活支援員等

市民後見人は社会貢献の一環とし、「一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者の後見人」であるという定義をしています。

社会福祉協議会が実施していますから、地域の支えあい活動の一環であるということ。地域の皆さんと一緒に、地域のなかで困っている方を支えるという考え方で運営している。

世田谷区の区民成年後見人の類型ですが、個人受任で社会福祉協議会が後見監督人に就任をするパターンと、社会福祉協議会が法人後見を受任したものに関して、後見専門員として参加をさせていただくという 2 パターン。

区民成年後見人養成の状況ですが、平成 18 年度以降全 6 回、毎年養成研修を実施し 79 名が修了している。現在 7 期目 17 名が研修受講中。

男女比は男性 4 割・女性 6 割。平均年齢 60 歳前後。経歴は元会社員、自営業、日常生活自立支援事業の生活支援員等の経験者など。

(5) 区民成年後見人が受任するケース「区民成年後見人候補者の推薦にあたってのガイドライン」

○区長申立て、又は成年後見センターに相談があった本人若しくは親族申立て案件における区民成年後見人候補者の推薦にあたっては、以下の項目に該当するものとする。

○本人に関する要件

属 性	・ 世田谷区民、又は世田谷区が措置権者である方。 ・ 推定相続人がいない、又は推定相続人がいるが親族と財産等をめぐる紛争・トラブルがない方。
居 所	・ 施設入所している、または入所目前（4ヶ月程度で入所）である方。 ・ 在宅で生活し、身上監護面で安定している方。 （ただし、当面の間、区長申立て案件に限る）
財産管理	・ 管理すべき財産が多額（預貯金額：1000万円程度）でない方。 ・ 預貯金額が1000万円を超えているが、無年金等で収入の見込みがない方。
身上監護	・ 身上監護が困難でない（施設や近隣等でのトラブルがない又は起こす心配が少ない）方。

○区民成年後見人候補者に関する要件

- ・ 区民成年後見支援員、法人後見支援員として活動実績がある。
- ・ 区民成年後見人養成研修の実習評価が高い。
- ・ 本人の居住地への交通の便が良い。
- ・ 社会生活上の安定性がある。
- ・ その他特筆すべき事項がある。

(6) 区民成年後見人の状況（審判件数） H25年6月末日現在

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判件数	—	6	8	12	10	11	19	*5	71

※複数受任：16人

※終了：23件（被後見人の死亡）

区民成年後見人が受任するケースについてガイドラインを設けています。

区長申立て案件であること、もしくは成年後見センターで相談をお受けした、本人または親族の方を対象としている。

本人に関しては、世田谷区民または世田谷区が措置権者であること。財産や親族関係でトラブルがない方。初めて受任することが多いので、施設等に入所している方を想定している。ただ区民成年後見人も、最近は2～3件目の方もいますので、在宅にも乗り出してきている。財産に関しては、管理する財産が多額ではない方。だいたい1,000万円以下と考えている。

区民成年後見となる方ですが、成年後見センターでの活動として後見人受任以前に後見支援員として活動実績がある等。養成研修での実習・受講態度といったものもみる。また、区民成年後見人ご自身の社会生活上の安定性があるということ。そこは面接等で伺っている。

では区民成年後見人がどれだけ受任をしているか。平成25年6月末現在、平成19年度の初受任から累計71件受任している。すべて区民成年後見人個人による受任。複数後見パターンで、2～3件受任している方が16人いる。終了ケースは23件。

(7) 区民成年後見人の養成から後見人活動の流れ

段 階	内 容
養 成	①区報等による養成研修の周知（一般公募） 【養成研修応募資格】 ・ 年齢 25 歳以上で区内在住。 ・ 区民成年後見人として活動できる。 ・ 原則としてすべての研修に参加できる。 ・ 高齢者、障害者への理解と熱意がある。 ・ 後見業務の養成研修を有する団体の資格者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）は除く。 ②研修説明会開催 【内容】 ・ 区民成年後見人を養成する目的。 ・ 研修の内容。 ・ 区民成年後見人活動のしくみ。 【留意点】 ・ 資格を得られる研修ではない。 ・ 区民成年後見人の立場を自己の仕事や活動に利用できない。 ・ 報酬は期待できない。 ・ 成年後見人等の選任は家庭裁判所が行うので、区民成年後見人を受任できる保証はない。 ③申し込み受付。 ④選考（1 次：書類、2 次：面接） 【確認点】 ・ 区民成年後見人の役割の理解や意欲。 ・ コミュニケーション力。 ・ 相当期間、区民成年後見人活動が可能か。 ・ 事務的な能力。 ⑤研修（半年間、13 日間で 55 時間）
区 民 成 年 後 見 支 援 員	①専門職後見人の補助 センター運営に関わっている専門職が成年後見人等になっている方を成年後見人等に代わり訪問する。 ②区民相談の対応 親族後見を申し立てる区民への書類作成補助等。 ③連絡会（研修、交流会等）への参加

「区民成年後見人の養成から後見人活動の流れ」に関して。まず養成を行い、それから成年後見センター内で後見支援員としての活動をしていただく。その後、適切な案件があった場合、家庭裁判所に後見人候補者として推薦を行い、後見人を受任する流れ。

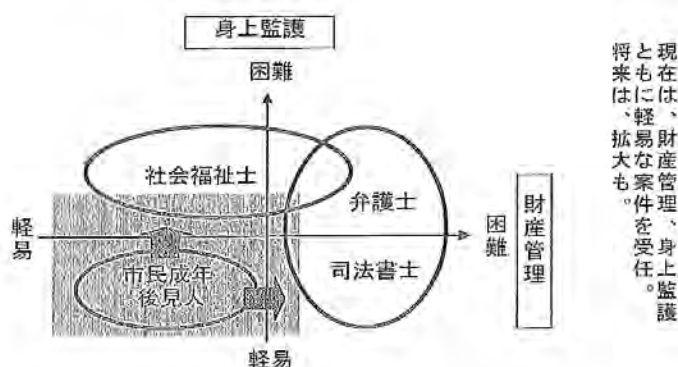
養成研修の前に説明会を開催している。説明会では、報酬は期待できない社会貢献活動であることなどについて説明する。その後、書類審査と面接を経て、区民のために役に立ちたいという思いがある方に受講していただく。

コミュニケーション能力はもとより、いざ後見人に選任されれば添い遂げることになる。相当期間の活動が可能であるといったことも重要。市民後見活動には事務仕事がある。気持ちだけではできない。そうしたこともやっていただけるかどうかも重要。

養成研修は半年 13 日間・55 時間。成年後見センターに関わる専門職が一丸となり、講師として区民成年後見人のバックアップをすることになっている。

法人後見支援員	年4回程度、最近の成年後見事務の情報提供、認知症高齢者への対応の講義、区民成年後見人からの活動報告などを行う。 ④広報活動等 地域包括支援センターの講座などで説明等を行う。 ⑤法人後見の支援員活動を行う。
成年後見人の受任	①区が、区長申立案件検討。 ②センター事例検討委員会が、後見人候補者を区民成年後見人養成研修修了者の中から選ぶことを決定。 ③センター運営委員会小委員会が区民成年後見人養成研修修了者の中から区民成年後見人候補者1名を選定。 ④区が、家庭裁判所へ申し立て。 ⑤家庭裁判所が、成年後見人及び後見等監督人に区民成年後見人と社協を選任。
後見活動	区民成年後見人：本人に対する財産管理・身上監護 社協：区民成年後見人への支援と監督

(8) 区民成年後見人の可能性



養成研修修了後の支援活動ですが、専門職後見人の後見活動サポートを行う。また区民相談への対応。それから研修、交流会への講師等もお願いしている。社会福祉協議会による法人後見の支援活動もお願いしている。

一定期間を経て、区長申立て案件で後見人候補者が必要で、私どもの窓口で区民成年後見人にぜひ受任していただきたい事案がありましたら、東京家庭裁判所に申立てを行い選任していただく形となる。

実際の後見活動中は、社会福祉協議会が後見監督人として、就任1年目は3か月ごとに財産目録・収支状況報告書の提出をお願いしています。1年後には面接を行い、家庭裁判所への報告。2年目から、とくに問題がなければ半年ごとに財産目録、収支状況を報告していただき、常時、区民成年後見人と成年後見センターが連絡がとれるようにしている。

4 職員体制

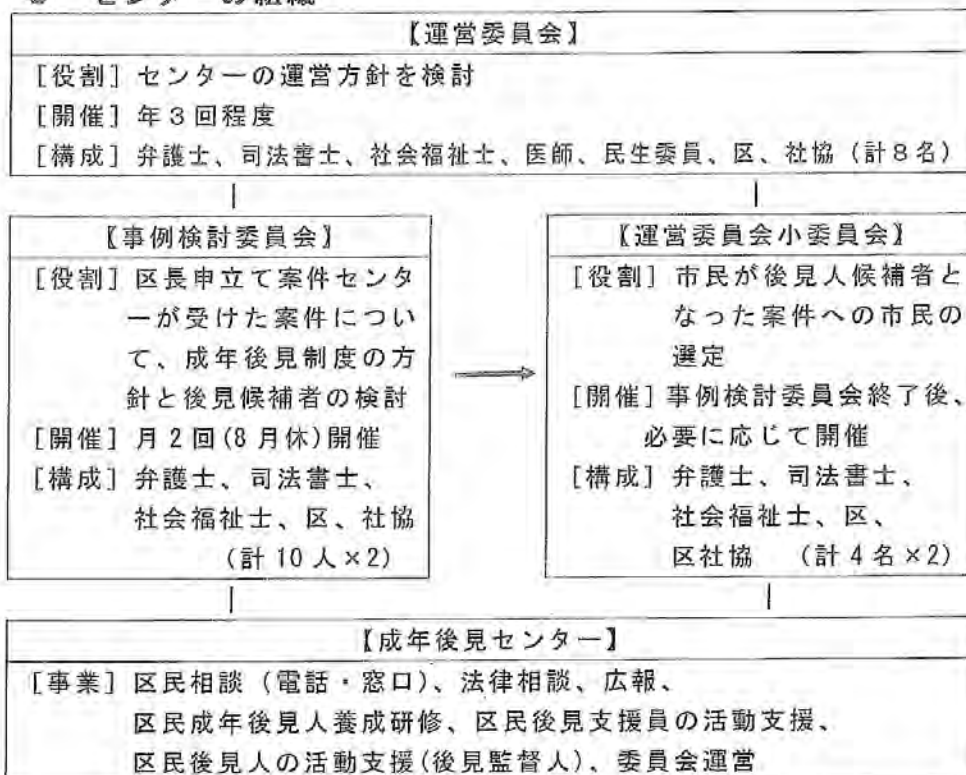
4 職員体制

課長	1人
所長	1人（週半日、弁護士）
常勤職員	6人（内育児休暇1人分を派遣職員で充当）
後見専門員	5人（月16日、成年後見人受任経験者、権利擁護センター等で勤務経験者、社会福祉士又は精神保健福祉士）
嘱託職員	2人（嘱託、月16日、社会福祉士又は精神保健福祉士）

職員体制は課長1名、所長1人。所長は弁護士で毎週半日来ていただいている。そのほか常勤職員6人、後見専門員5人、嘱託所員2人。スタッフが多いようですが、日常生活自立支援事業もセンターで行っているの、実際には後見専門員が主としてこの仕事にかかわっている。

5 センターの組織

5 センターの組織



センターの組織として運営委員会がある。ここでセンターの運営方針を検討する。弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、民生委員、行政等が参画し検討を行っている。

事例検討委員会は、区長申立て案件とか成年後見センターで受けた案件について、成年後見制度の方針とか、後見候補者の検討のマッチング等を行っている。本年7月から、開催回数を月2回とし、スピーディーな後見事務がはかれるよう整えたところ。

運営委員会の小委員会があります。小委員会では、区民成年後見人が候補者としてどういった方が適任かを決定して、区長申立ての場合、世田谷区に推薦を上げる形にしています。

それらの合議体が成年後見センター内にあり、いずれも世田谷区が関与している。区民成年後見人の育成から選任まで、行政が責任をもってかかわるスタイルになっている。

6 費用

6 費用

公益会計	成年後見推進事業	40,442,000 円
	人件費	29,242,000 円
	事業費	11,200,000 円
※人件費 成年後見センター所長、嘱託職員 3 名分		

全体で 4,000 万余。その内訳は、人件費 2,900 万余、事業費 1,100 万。事業費は区民後見人養成研修の講師謝礼など。

養成研修の募集案内、実施要綱（掲載略）も参照。世田谷区では、成年後見制度を必要とする区民のために、その方に合った適切な成年後見人が選任されるように、行政、社会福祉協議会、成年後見センターが協力して、区民後見の仕組みを運営している。

7 まとめ

7 まとめ

成年後見センターの取り組みのポイント

- （１）成年後見制度と相談しやすい環境の整備。
- （２）成年後見実務に精通した専門職の参加。
- （３）成年後見人を担う区民の参加。
- （４）区や地域包括支援センター等関係機関との連携。
- （５）センター職員の経験の蓄積。

やはり大事なのは、成年後見制度を必要とするケースの発見をどうしていくのか。

行政や地域包括支援センターなど区内関係機関と連携を図りながら、成年後見センターで行っている法律相談やケース支援会議などで随時把握をはかり、申立てへとつなげる。

次は成年後見人候補者の育成。たしかに区民成年後見人の登場で、資力がない人でも成年後見人は選任しやすくなった実情はある。大変喜ばしいことだが、報酬が負担できない場合は市民後見人が受任すべきではないとも考えている。

その方の課題に合った、適切な成年後見人候補者は誰かを検討し、適切な成年後見人を選任する仕組みの方が重要。そのために、こうした推進機関への専門職の関与が非常に重要だと考える。

専門職の関与とは、具体的には適切なアドバイスをしてくれるということ。専門性がなければ受けられない案件については、ワンストップで受けていただけるということ。そうした後見人候補者についての関与も非常に大事。

成年後見人が身上監護を行ううえで、福祉制度や地域支援を活用して成年後見人の支援体制を構築することが非常に重要。今のところ世田谷では区長申立て事案が非常に多く、区民成年後見人にバトンタッチする時点で、支援体制がかなり整った形で引き継がれている。行政や福祉サービスの窓口が、その後の区民成年後見人のよいアドバイザーとなっている。被後見人に対してよりよい支援が行えるためには、支援体制が非常に大切になる。

最後に、最近、区民成年後見人がこれから後見人になろうとする方に養成研修でお話されたこと。「区民成年後見の活動はやりがい以外のものはない。責任は非常に重い。最初は不安と思った。だが支援体制が整っているので、いろいろ相談すると適切な回答も返ってくる。被後見人をとりまく関係者ネットワークの一員として、こつこつ課題を解決していけば、本当にその方にとっての最善の方法が見出せる。被後見人の方の安心安全な生活につながる。そこに関われることこそが自分の

生きがいである。これこそやりがいだ」。

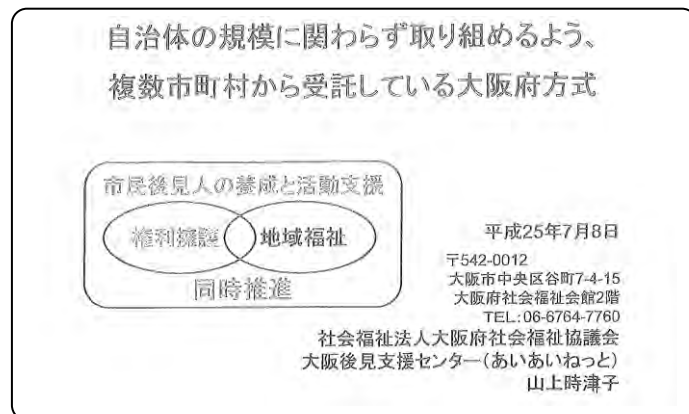
成年後見センターでは、区民がやりがいを感じられる環境を整えて、区民成年後見人として活動できる力を引き出すことが非常に重要と考えている。

ケースの発見から育成・支援、それから相談・監督。こうした一連の流れがあること、そこに行行政や成年後見センターのような公的関与の機関がきちんと関わっていくことが肝要である。

大阪後見支援センター あいあいねっと（大阪府社会福祉協議会）

（所長 山上 時津子）

1 大阪後見支援センターの概要



設立経緯ですが、大阪府内の判断能力の不十分な方がかなり経済的被害や虐待にあわれているといった認識があり、大阪府社会福祉審議会の実態調査を実施し、平成9年10月に大阪後見支援センターを設置した。

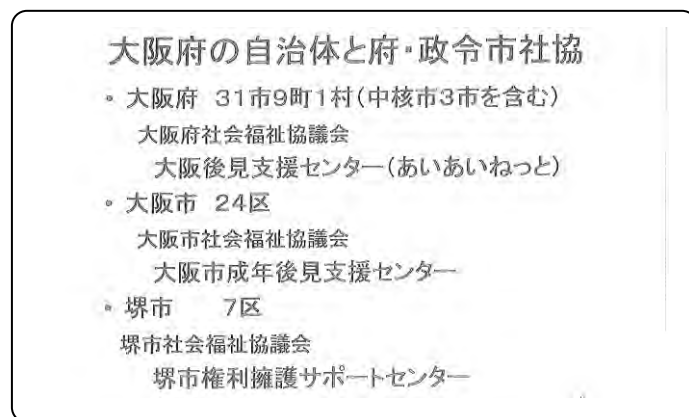
そのなかで権利擁護事業をやる位置づけ。具体的には電話相談、それから日常生活自立支援事業の前身となる経済生活支援サービス支援事業という、地域福祉権利擁護事業のモデルともなった事業をやり始めたところだった。

た。

相談事業も地域にさまざまな機関ができています。現在はそうした地域の相談支援機関を支援する位置づけ。電話だけでは難しい案件は、専門相談という形で1時間半ほど時間をとって、週1回・月4～5回、2コマずつ相談を受けている。弁護士と社会福祉士からアドバイスをしていただく。また、月1回は市町村をまわる形で相談事業を行っている。

それに加えて、日常生活自立支援事業は大阪府下41市町村に委託して実施。約2,000人の利用者がいる。

2 大阪府の自治体と府・政令市社協



2年間の検討を経て、平成23年度から大阪府域で市民後見推進事業を行っていくこととなった。周知の通り、平成18年度から大阪府が独自に取り組んでできていた経緯がある。大阪府という先進事例からはいろいろと教えていただいている。

大阪府は31市9町1村。そのうち中核市が3市。大阪府として行う場合、この41市町村をいっしょにやっていないといけない。市単独事業とは異なる事情がある。そこは今日

まで手探りでやってきている。

大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センターが、現在13市町から受託して、市民後見推進事業を実施している。大阪府域は人口約536万人。

大阪市の人口は、24区で約266万人。大阪市社会福祉協議会の大阪市成年後見支援センターに委託して実施している。

堺市の人口は、7区で約85万人。堺市社会福祉協議会に、今年度、堺市権利擁護サポートセンターが立ち上がり、そこで市民後見推進事業に取り組んでいる。

大阪府域全体の高齢人口は196万3,000人・高齢化率22.1%。近年、急激に高齢化が進行している。

3 大阪府 市民後見人養成と活動支援の背景

大阪府 市民後見人養成と活動支援の背景

「大阪成年後見制度検討会とりまとめ（平成23年3月）」より抜粋

- ①大阪府の高齢化進行状況、障がい者の地域移行状況を考え合わせれば、成年後見制度のニーズは一層高まるものと思われる。
- ②少子高齢化や核家族化などにより家族機能が低下していることを考えると、親族後見人の割合は低下していくことが予測される。
- ③専門職後見人は、専門分野で専門性を発揮されているが、日常的な見守りのための、密度の濃い訪問を行える状態ではない。
- ④親族が近くにいない、もしくは疎遠になっていて、高額の資産を所有しない判断能力が不十分な方が成年後見制度を利用しにくい状況を生み出している。
- ⑤日常生活自立支援事業の利用者は年々増加し、本来、成年後見制度を利用すべき方が、親族がいないことや低所得のため利用できなくなっており、多くの待機者が発生する事態となっている。
- ⑥成年後見制度の利用を促進する制度として、「市町村長申立て」や「成年後見制度利用支援事業」があるが、親族調査に係る事務量や事業費の確保が困難なことなどから、実際に利用されているケースは少ない。

大阪市、堺市、大阪府とも、共通の理念とカリキュラムで市民後見人養成を進めている。市民後見に関して、大阪府では2年間の検討を行い、平成23年3月にとりまとめを行った。

簡単に紹介すると、大阪府の高齢化が急激に進み、障害者の地域生活を考えていけば、今後、成年後見制度のニーズがいつそう高まることは明らかである。

親族後見人の割合が低下していくことも予測される。

専門職後見人は、専門分野での専

門性が発揮されたとしても、日常的な見守りのための密度の濃い訪問を行うことは難しい。

都市部に特徴的かもしれないが、親族が近くにいない。もしくは疎遠になっている。資力に乏しく、判断能力が不十分な方が、成年後見制度を利用しにくい状況がある。

日常生活自立支援事業の利用者は年々増加し、成年後見制度を利用すべき方が、親族がいないことや低所得のために利用できなくなっている。

日常生活自立支援事業も使いたい。使わなければいけないけれど、待機が発生してすぐには使えない自治体が14市町村存在している。

そのような事情で、成年後見制度移行の受皿にもなりうる市民後見推進事業に取り組む必要があるという結論に至っている。

4 市民後見人とは ～大阪府域での統一定義

市民後見人とは(大阪府域での統一定義)

山所:大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授 岩間伸之
『「市民後見人」とは何か―権利擁護と地域福祉の新たな担い手―』
([「社会福祉研究」第113号, 敬愛弘済会, 2012年, pp.9-16])

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

大阪府域では、市民後見人について統一定義を使っている。

大阪市立大学大学院の岩間教授の定義。

「市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである」。

5 市民後見人の活動特性

市民後見人の活動特性

出所:「市民後見人の理念と実際」(中央法規出版, 2012年10月, 第1章第3節)
執筆担当:大阪府立大学大学院 生活科学研究科 教授 岩間伸之

1. 市民と行政との協働によって市民後見活動が成り立つこと
→ 専門的・継続的サポートに行政が深くコミットすることによる家庭裁判所からの信任
2. 市民としての特性を尊重した活動であること
→ 専門職にはない市民感覚や市民目線で地域住民の権利擁護に寄与
3. 地域における支え合い活動の延長線上に市民後見活動を位置づけること
→ 概ね30分以内で訪問できる距離を活動の場とし、地域福祉の担い手に
4. きめ細やかな活動が市民後見人には可能となること
→ 週1回程度の訪問で本人との関係づくり、変化察知、サービス内容チェックを
5. ボランティア精神に基づく市民活動として位置づけられること
→ 同じ地域住民による支え合い活動の一環

活動特性について、同じく岩間教授の言葉。

市民と行政との協働により市民後見活動が成り立つこと。ここに専門職が入る。専門職とのコラボレーションも考えている。専門性のある継続的なサポートに、行政が深く関わっていくことで、家庭裁判所からの信任を得ている。

市民としての特性を尊重した活動であるということ。専門職にはない、市民感覚や市民目線を大事にした地域住民の権利擁護活動。地域の支え合い活動として

身近にやっていただくため、おおむね 30 分以内で訪問できる距離を活動の場として考えている。

受任調整会議等では地図を持ち込んで、市民後見人候補の方の位置関係もみながらマッチングしている。

きめ細やかな活動が市民後見人には可能となること。週 1 回程度の見守りをお願いしている。変化を察知してもらえるので、さまざまなサービス内容のチェックもできる。異変に早く気づくということも可能。また、同じ地域住民による支え合い活動の一環と考えている。

6 行政関与(主導)の重要性

行政関与(主導)の重要性

出所:弁護士 井上計雄「市民後見人の養成・支援における課題と考察」
〔実践成年後見No.42〕, 民事法研究会, 2012年7月, pp.33

3 市民後見人のとらえ方

(5) 支援機関のあり方

(D) 支援機関の組織

市民後見人にとって支援機関の存在は不可欠であり、養成からバックアップまで貫いて担える機関であるべきである。個別事案における現実の選任のために家庭裁判所も安心して情報提供をできるためには、やはり公的機関が担うべきである。

市民後見人推進事業では、市区町村がこれに取り組み、都道府県もこれを支援することが予定されており、そうであれば、支援機関の財政基盤を確立させることは国・都道府県・市区町村の責務である。

世田谷区や大阪市のように単独で支援機関を設置・運営することが望ましいが、それができない場合には、数市区町村合同や都道府県単位での設置も考えざるを得ない。この場合、支援機関の機能を十分に発揮できるように、市区町村と都道府県にいてどのような役割分担ができるか、十分に検討しなければならない。

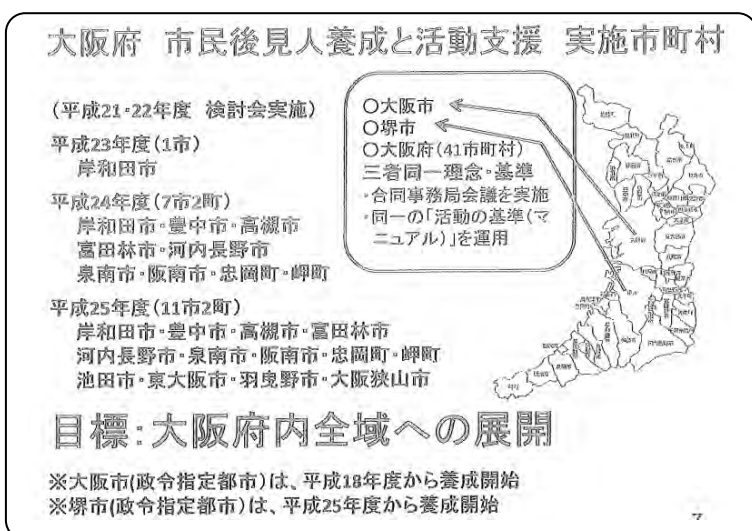
行政の関与。行政が主導することは非常に重要と考えている。弁護士の井上先生がまとめている。

市民後見人にとって支援機関の存在は不可欠。養成からバックアップまで一貫して担える機関であるべき。個別事案における現実の選任のために家庭裁判所も安心して情報提供できるためには、やはり公的機関が担うべき。このように考えている。

市民後見推進事業では、市区町村がこれに取り組み、都道府県も支援することが

予定されている。そうであれば、支援機関の財政基盤を確立させることは国、都道府県、市区町村の責務であると考えている。それぞれの役割分担が非常に重要。

7 大阪府 市民後見人養成と活動支援 実施市町村



平成 21・22 年度に検討会を設置して、さまざまな側面から検討を行った。養成カリキュラム等も、大阪市のカリキュラムをもとに検討した。

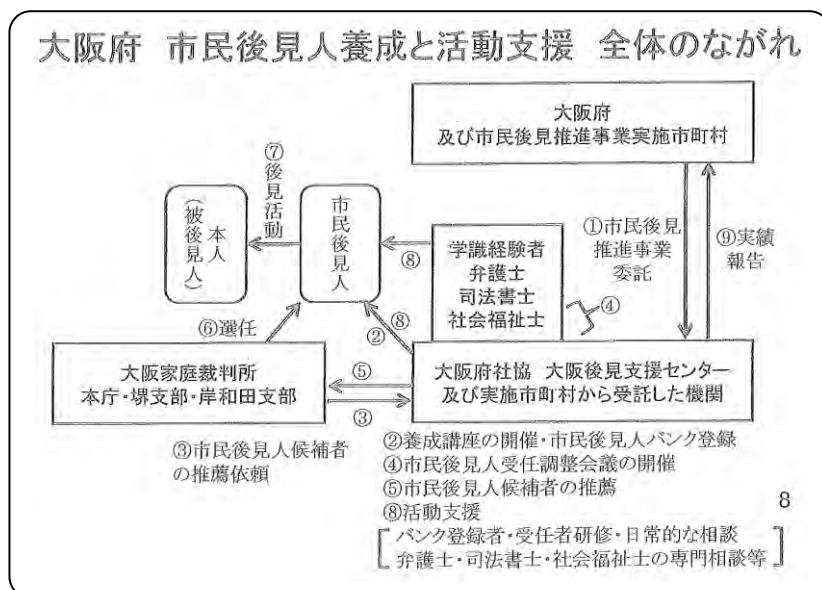
平成 23 年度スタート時に老健局の予算がつけられた。平成 23 年度は岸和田市 1 市。大阪府のバックアップで行った。平成 24 年度は 7 市 2 町に増加。今年度は 11 市 2 町が参加している。

大阪市と堺市と大阪府、41 市町村をかかえる大阪府は、三者合同で、同一理念で、統一基準でやっていこうということ。合同事務局会議を開催して、

三者でさまざまな課題を話しあう。たとえば市民後見人が引っ越した時にどうするかとか、被後見人の住所が変わった場合、施設入所したらどうするかとか。課題を検討して、企画委員会にも諮りながら三者で合同事務局会議で検討しながら進めていく。同一の「活動の基準(マニュアル)」を運用している。

目標としては、大阪府域内の全市町村に展開するということ。

8 全体のながれ



まず①が市民後見推進事業委託となっている。大阪府及び市民後見推進事業の実施市町村は、大阪府社会福祉協議会に委託していただく。あわせて地元の市町村社会福祉協議会に委託する場合もある。ただメインの事業の養成研修及び支援等に関しては、大阪府社会福祉協議会(大阪後見支援センター)に委託していただく。

市民後見人養成後は、大阪家庭裁判所の本庁と、堺支部、岸和田支部とやりとりをして、市

民後見人の推薦依頼を受ける。推薦依頼を受けたら、バンク登録者のなかから受任調整会議で調整し、家庭裁判所に推薦をあげる。家庭裁判所から選任されたら、市民後見人が誕生。被後見人等に市民後見活動を始める。

家庭裁判所とは、連絡会とか情報共有の打ち合わせ会等々を実施している。大阪市がすでに始めていたので、「大阪府でも同様の仕組みで、専門職とも協力しながら進めていく」という話をした。3 機関とも協力的な形で取り組みを進めている。

大阪市は事業を開始して 5 年を経過し、そうではない事例も出てきているが、岸和田支部、堺支部はこれから。まず最初は首長申立て案件を中心に、親族申立てからも適切な事案があればお願いすることになっている。事前情報が多いため安心という側面があり、そこから始めようということになっている。

9 事務局の役割分担

平成24・25年度 大阪府 市民後見人の養成と活動支援 事務局の役割分担

※岸和田市では、平成23年度に養成した市民後見人バンク登録者に対して、平成24年度から受任調整、活動支援に取り組んでいます。

	大阪府	大阪府社協 大阪後見支援C	24年度7市2町 25年度11市2町	市町村から 受託した社協
補助金手続き	国庫補助申請 大阪府社協へ委託	大阪府、7市2町から 受託	国庫補助申請 大阪府社協へ委託	市町村から受託
カリキュラム 検討	検討委員会 資料作成 委員会運営	検討委員会 資料作成	委員会	委員会
オリエン テーション	開催案内 基礎講習選考委員会	講師依頼・開催案内 資料作成 基礎講習募集要領作成 基礎講習選考委員会	開催案内 基礎講習選考委員会	開催案内 基礎講習選考委員会
基礎講習	実務講習選考委員会	講師依頼・資料作成 実務講習選考委員会 ボランティア保険手続き	実務講習選考委員会	実務講習選考委員会
実務講習 施設実習	バンク登録選考委員会	講師依頼・資料作成 施設部会へ実習依頼 バンク登録選考委員会 修了証・バンク登録証 の発行	講義「公的制度」の調整 実習先個別依頼・同行 バンク登録選考委員会	実習先個別依頼・同行 バンク登録選考委員会
受任調整・企画	受任調整・企画会議	受任調整・企画会議 資料作成 企画会議議案説明	受任調整会議議案説明	受任調整会議議案説明
受任者の 活動支援	市町村への連絡調整	マニュアル作成 損害賠償保険手続き 専門相談の調整 研修会の開催	日常の電話・面談相談 家裁報告書類作成相談 緊急連絡体制 研修会の開催	日常の電話・面談相談 家裁報告書類作成相談 緊急連絡体制 研修会の開催

一番左側に大阪府、中央に大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）、その右欄に実施市町、その右欄に市町村から受託した地元社協とある。

主な事務は大阪府社会福祉協議会が行う。講習会場から、養成研修の企画会議で決まったプログラムを実施するための準備等々は、すべて大阪府社会福祉協議会が行う。

市町村独自の行政施策等もあるので、そうしたものはプログラムのなかで、市町村独自にやっていただく日を設けている。

実務研修の施設実習については、大阪府社会福祉協議会が施設経営者部会にお願いに行き、今後、市町村から施設実習のお願いがいく旨の説明・協力依頼をしたうえで、市町村から各法人に施設実習のお願いをしていく。受講者の方には、希望するところ、あるいは第1希望、第2希望、第3希望という形で入っていただく。施設実習は、市町村が主体となってやっている。

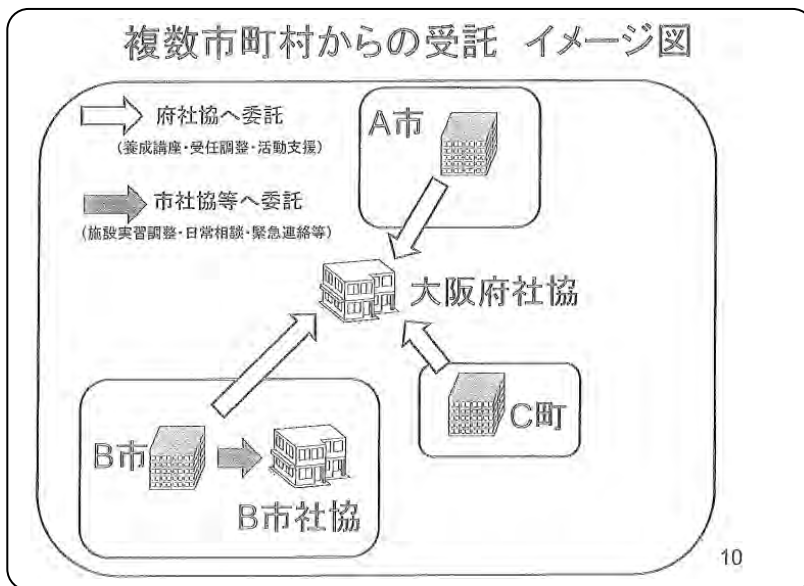
府社協と市町村から受託した市町村社会福祉協議会とは共に進めていく。とりわけ支援の段階に入ると、かなり日常的な支援は市独自でやるところは市がやるが、日常的な支援を受託しているところは市町村社会福祉協議会が、きめ細かく相談にのっている状況。

専門相談に関しては大阪府社会福祉協議会が企画・実施。市町村や市町村社会福祉協議会に協力してもらいながらやっている。

事業を進めていくなかで、この方がどういう方であるとか、市民後見人として活動していただくのに相応しいかどうかということの見極めもする。そのため、市町村職員や市町村社会福祉協議会の職員も、オリエンテーションから基礎講習・実務講習に可能な限り参加していただく。とくにグループディスカッションにはかならず入っていただく。

面接等の選考もある。そのときにはかならずどういう方なのかをある程度把握して、面接に臨んでいただくことになっている。

10 複数市町村からの受託 イメージ図



A市、B市、C町とあれば、大阪府社会福祉協議会にのみ委託しているところもあれば、地元の社会福祉協議会にも事業の一部を委託しているところもあるということ。

11 複数市町村合同実施 利点と課題

複数市町村合同実施 利点と課題			
	被後見人	市民後見人(バンク登録者)	事業運営
利点	どの市町村に住んでいても、同様の支援を受けることができるようになる(全市町村実施した場合)。	他の市町村へ転居した場合も、転居先で再受講せずとも、当該自治体の市民後見人として登録・受任できる体制がある。	市民後見人の理念・考え方を統一でき、家庭裁判所の理解・信頼を得やすい。専門職等支援者の支援内容の統一が図りやすい。
	施設入所や転居で他の市町村へ移った場合も、同質の支援を受けることができる。	養成講座やバンク登録者研修を通じて、府内各地に仲間ができ、スキルアップを図ることができる。	自治体の規模を問わず、市民後見人の養成と活動支援を実施することができる。
		市町村(市町村社協等)、府社協が専門職と連携し、重層化した活動支援(日常的・専門的支援)を受けることができる。	市町村の費用負担軽減、省力化を図り、質の高い養成・支援を共通手順書・マニュアルで展開することで、支援内容のばらつきを少なくできる。
課題			社協が事務局となることで、日常生活自立支援事業等のノウハウを有効活用できるとともに、専門職と連携しやすい。
		市町村によって、養成講座・登録者研修会の会場まで違い(最も遠い町から片道約1時間半・約1,100円)。	受任に向けた体制整備(市町村長申立て・親族申立て)。
			バンク登録者のモチベーション維持。 府内全市町村(41ヶ所)の取り組みを促す啓発。

11

利点として、被後見人からみれば、どこに住んでいても同様な支援を受けることが可能になる。施設入所や転居があっても、他の市町村へ移った場合でも、同質の支援を受けることができる。

市民後見人からすれば、他市町村へ転居した場合も、転居先で再受講せずとも、当該自治体の市民後見人として登録・受任できる体制があることになる。養成講座やバン

ク登録者研修を通じて、大阪府内に仲間ができ、スキルアップを図っていくことができる。

市町村あるいは市町村社会福祉協議会等が、府社協が企画する専門相談職と連携して重層化した活動支援を行うので、その支援を受け続けることができる。

事業運営のメリットも大きい。考え方を統一しているので、家庭裁判所の理解や信頼を得やすい側面もある。専門職等が支援者の支援内容の統一を図りやすい。支援者がばらばらな支援すると、市民後見人も非常に混乱する。そういうことがないようにやっているということ。

自治体規模を問わず、市民後見人養成と活動支援を実施することができる。市町村の費用負担が軽減される。マニュアル等も全部同じものを使用するので省力化が図られる。質の高い養成・支援を共通手順書、マニュアルで展開することができる。そのため支援内容のばらつきを少なくできる。

社会福祉協議会は日常生活自立支援事業を行ってきた経緯がある。そのノウハウが有効活用できる。専門職と連携しやすい。どの市町村社会福祉協議会も、大阪府社会福祉協議会から委託を受け

ている。政令市の社会福祉協議会も実施している。日常生活自立支援事業については権利擁護事業としての基盤がある。そうした経緯から非常にやりやすい側面がある。

その一方で課題。他府県と比較して、大阪府域は狭いという特徴がある。しかし、一方の端の町から養成研修に出てくるとなると、会場まで遠い方もいる。他府県からみれば「近いじゃないか」と言われそうだが、片道1時間半・旅費1,100円を自己負担して来てくれる人もいる。

事業運営の面からいうと受任に向けた体制整備。市町村長の申立てや親族申立てを盛んにやっていただくことが必要。バンク登録者のモチベーションの維持も課題。最終的な課題としては、府内41市町村の取り組みを促す啓発がとても大事。国の今後の予算のあり方が大きく影響してくる。

12 各市町村の委託金算出方法

平成25年度 各市町村の委託金算出方法

①事業費、事務費、人件費等の「総必要額」を算出。
(諸謝金・旅費・消耗品費・印刷費・通信費・会議費・賃借料・損害保険料・人件費)

②必要額×1/2×(当該市町村の単身高齢者世帯数/事業実施市町村の単身高齢者世帯数合計)
+必要額×1/2×(当該市町村の中学校数/事業実施市町村の中学校数合計)

※上記算出に加え、2年度目以降の市町村の負担が大きくなるようにしている。
(事業実施初年度は養成のみ、2年度目以降は活動支援が加わるため)

まず事業費、事務費、人件費の総必要額を算出する。

そして、人件費も含む総必要額×2分の1、そこに×(当該市町村の単身高齢者世帯数/事業実施市町村の単身高齢者世帯数合計)、そこにプラス必要額×2分の1×(当該市町村の中学校数/事業実施市町村の中学校数合計)。いささか乱暴かとは思いますがこういう形で計算している。

それに加えて、1年目は研修が主になるので若干安く、2年目以降は支援が入

るので少し高めにとっている形にしている。

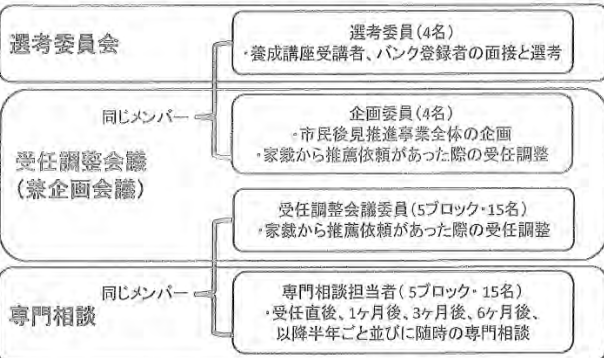
平成25年度予算総額。他と比較して低いですが1,179万円。もっとも金額が少ないところは、人口9,273人の町で128,506円。この町は2年目ですが、1年目は6万円。非常に少ない。

最多額の市が、人口50万の中核市で211万円。多くてもこのぐらい。ここは1年目。

2年目でもっとも多いところでも204万9,401円。スケールメリットもあるが、かなり予算を抑えるよう無理をしている面もある。単純に実施市町で割ったら平均91万。

13 委員並びに専門相談担当者の構成

委員並びに専門相談担当者の構成



○選考委員兼企画委員:学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士(4名)
○受任調整会議委員兼専門相談担当者:府内を5地域に分け、地域ごとに
弁護士・司法書士・社会福祉士(15名) 13

専門委員会、受任調整委員会、兼企画会議がある。それと専門相談。

選考委員4名と企画委員4名は同メンバー。ずっとかかわっていただいている。

大阪府内を5ブロックに分け、各市から1名ずつ出ていただくと1ブロック3名。5ブロックでは15名が専門相談にあたる。受任調整会議には、受任調整会議委員と専門相談にあたる専門職に入っていただき、情報を共有したうえで専門相談を行っていただく。専門相談はかなりきめ細かい。市民後見人の負担にならないよう、専門職の方が市民後見人の地元に行っていただく。

14 事業各段階の実施回数

事業各段階の実施回数(平成25年度)

オリエンテーション	府内6ヶ所で開催 (池田市・高槻市・東大阪市・大阪狭山市・岸和田市・大阪市)
基礎講習(4日間)	府内2ヶ所で開催(大阪会場・岸和田会場)
実務講習(9日間)	府内1ヶ所で開催(大阪会場)
施設実習(4日間)	養成講座受講生在住の市町村内の施設で実施
受任調整会議	毎月1回開催(大阪会場)
専門相談	定期・随時(市民後見人が活動する市町村の会場)

受任調整の主なポイント

1. 被後見人となる人は、市民後見人を選任することがふさわしい状況にあるか。
(高額財産を有しない・法的紛争がない・親族のかかわりが少ない 等)
2. 市民後見人候補者となる人は、後見活動が可能な状況にあるか。
3. 市民後見人候補者となる人は、週に1回程度の訪問が可能な移動距離か。
4. 市民後見人候補者となる人は、被後見人との間に利害関係が起り得ないか

その他、個別事情に応じて確認した上で、市民後見人候補者を決定。

14

受任調整の主なポイントとして、高額財産を有しない、法的紛争性がない、親族の関わりが少ない等。クレームの親族などがいない方を中心に市民後見の受任案件としている。とはいえ、途中で思わぬ遺産が出てきて、遺産相続の問題が起ききたりもする。そういう場合、必要に応じて専門職にその部分だけを受任してもらう。同時並行して市民後見人の活動は続く。

市民後見人候補者となる方は、後見活動が可能な状況にあるか、また週1回程度の訪問ができるか等を勘案して受任調整する。なかには職業をお持ちの方もいる。被後見人との間に利害関係が起り得ないかも1つの要件。

個別事情に応じて確認したうえで、市民後見人候補者を決定したら、当該市町及び当該市町村社協、あるいは大阪後見支援センターが同席して、ご本人が了解となれば、家庭裁判所に推薦を行う。

その後、家庭裁判所による面接が行われることになる。

15 専門相談の体制

専門相談の体制

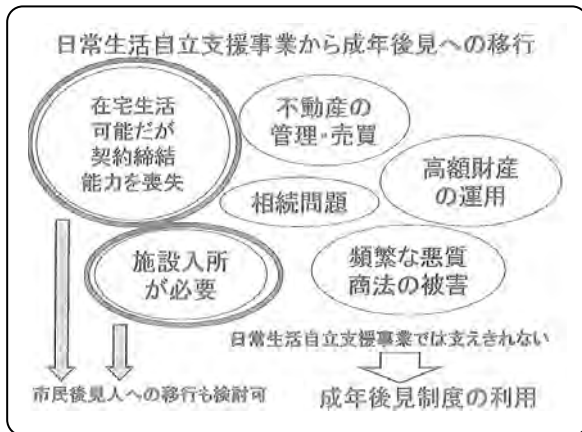
(曜日ごとに担当者を固定)

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
開催場所		富田林市 河内長野市	岸和田市 忠岡町	高槻市	泉南市 阪南市 岬町 豊中市
第1週	祝日となる日が多いため除きます。	弁護士会			
第2週		社会福祉士会			
第3週		司法書士会			
第4週		社会福祉士会			
第5週		三士会で交替			

専門相談の体制。三士会に協力してもらっている。5週目があるときは三士会で交代する。

どの週は誰が専門相談に出るかが決まっている。三士会のなかでどうしても都合が悪い場合、弁護士会は弁護士会同士で交代するようにしていただいている。

16 日常生活自立支援事業から成年後見への移行



日常生活自立支援事業は任意の契約。任意で契約が成り立たない意思能力が不十分な状態になれば、市民後見への移行も検討する。市民後見人による支援が可能な方については市民後見人に、成年後見制度自体を使わなければ困難な場合は、その方向に専門員の役割として進める。

また、施設入所が必要な場合、日常生活自立支援事業では契約の代理ができないため、成年後見制度が必要となる。

日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用料とか家賃の支払い等を行う。たとえば、公共料金を滞納していたり、借金があったり、虐待の被害に遭っていたり、経済的搾取があったようなケースでも、日常生活自立支援事業の専門員と生活支援員が支援して、徐々に生活が安定して暮らしている。落ち着いて生活しておられる方が増えてきている。

その場合、必要に応じて市民後見人の支援対象に移行することも可能。市町村と相談しながら首長申立て等を行い、裁判所の判断のもと市民後見人の事案となってくる。

17 事務手順書の作成

市民後見推進事業 事務手順書の作成

メール送付(PDFファイル)を希望される場合、
tutumizoe.takahiro@osakafusyakyo.or.jp 宛へご請求ください。

第1章 市民後見人に関連する法令等
第2章 事業委託
1. 市町村意見交換会 2. 委託契約 3. 実績報告と委託請費の請求
第3章 市民後見人養成講座とバンク登録
1. カリキュラム検討委員会 2. オリエンテーション
3. 選考委員会<基礎講習受講者選考> 4. 基礎講習
5. 選考委員会<実務講習受講者選考> 6. 実務講習 7. 施設実習
8. 選考委員会<修了者・市民後見人バンク登録者選考>
9. 大阪府 市民後見人バンク運営基準 10. 修了式
第4章 市民後見人候補者の受任調整
1. 家庭裁判所からの推薦依頼 2. 受任調整会議・企画会議
3. 家庭裁判所への推薦
第5章 市民後見人の活動支援
1. 市民後見人として選任された旨の報告 2. 市民後見人活動の基準(マニュアル)
3. 日常的な相談 4. 専門相談 5. 市民後見人バンク登録者・受任者研修会
6. 市民後見人バンク登録者・受任者が加入する保険

11

大阪府では、大阪市を参考に、市民後見活動の基準マニュアルを作成している。

それに加えて、大阪府社会福祉協議会で市民後見推進事業事務手順書を作成した。市町村職員や専門職が手順書を読めば同じ進め方ができる。手順書を使用して研修し事業準備を進めている。

大阪府では首長申立ての手引きも作成している。大阪府の高齢部局、地域福祉部局、障害部局など、それぞれの担当者とともに、毎年、市町村関係者を招いて首長申立て推進の

ための研修会を実施している。

今年度は、3社協(大阪市、堺市、大阪府)で合同セミナーの開催も予定している。

市民後見人の方は最初は不安を持たれることが多い。市民後見活動への支援がしっかりしていること、家庭裁判所との調整もしていること、そういったことがあって初めて安心される。実際に市民後見活動が始まったら、市民後見人の方からそう言っている。

登録者研修や受任者の懇談会等も行う。スキルアップが図っていきける。市民後見人からは、「非常にやりがいがある」と言っている。大阪の特徴として、後見報酬の申立てをしないということになっているが、「だから受けにきたんや」とも言っている。

公益社団法人 あい権利擁護支援ネット

(理事長 池田 恵利子／理事 川端 伸子)

生活保護が経済的なセーフティネットだとすれば、成年後見制度は人間としての尊厳を守るためのセーフティネットです。私も判断力が低下すれば成年後見制度に頼ることになります。「明日は我が身」と思い、この制度にかかわらせていただいています。

「自分らしい生活続けるために！」

自分らしい生活続けるために！

できる！と思っても、いつの間にか・・・心配なら、そろそろ成年後見制度の活用を考えましょう。
PandA・J「親のための成年後見ハンドブック 2008」わが子に成年後見は必要か、から高齢者版を作成

あい権利擁護支援ネット池田恵利子

1 日常の買物

いつものお店での買物、切符を買ってのおでかけ、レストランで食事、スーパーで下着を買うなどの買物は自分でできますか？

- ① できる。
- ② できるが、時々選いすぎたり、同じものを買ってきちゃう。
- ③ 釣り銭がいくら判らないので、いつも千円札を出すようになった。
- ④ 好きなものは選べるが、自分でお金を払うのはわずかしくなった。
- ⑤ ほとんどできない。

2 高価な買物

預金をおろしてデパートでコートを買ったり、温泉旅行の申込金をはったり、冷蔵庫を買替えたりすることが出来ますか？ 自分の年金や収入にあわせて外出や楽しみをもてていますか？

- ① できる。
- ② できると思うが、外出も大きな買い物もありしない。
- ③ できるように思うが、不安な状況。
- ④ 貯金がいくらあったかなどがよくわからない。
- ⑤ できない。

3 家の維持管理、住み替え等の居住関係

家の修繕や暖冷房、火の始末のための改善等を必要に応じて見積もりなどをとり依頼したり、ゴミ捨ての規則や自治会の当番、マンションの管理規則など地域の決りを理解し守って暮らせる。アパートやマンションを不動産屋で探して敷金や礼金の意味を理解して契約することができますか？

- ① できる。
- ② 信頼できる人に付き添ってもらったり相談ののってもらえればできる。
- ③ 収入に見合った契約やルールを理解し暮らすことが難しくなってきた。
- ④ だいたいできると思うが、契約が妥当なのかとか、敷金や礼金の意味がわからなくなった。
- ⑤ できない。

4 介護や福祉サービス、福祉施設を選んで利用する

自分に必要なヘルパーや福祉サービスの内容を理解し、入居等を理解し入所する施設を選んで契約することができます。おかしいと思ったら、苦情を言うことや契約を打ち切ることができますか？

- ① できる。
- ② 契約はできるが、ケアマネジャーや事業者の言いなりになっている面がある。
- ③ わかっているつもりだが、自己負担のことや条件など説明がわからない。
- ④ ヘルパーや事業者に苦情を言ったり、申立て手続きができない。
- ⑤ できない。

★身元引受人や保証人の問題は後見人と考えましょう

5 年金の管理と出納

銀行等の口座を管理し、年金等が必要分をカードで引き出し、必要な支払いができますか？

- ① できる。
- ② できるが、ときどき誰かがチェックしないと不安になった。
- ③ 引き出すことはできるが、大きな現金の価値がよくわからなくなった。
- ④ 口座やATMのことがあまり理解できなくなった。
- ⑤ できない。

6 相続

配偶者等が亡くなった時、自分が遺産を相続する権利があることを理解し、そのための手続き等ができますか？ 弁護士など自分の権利を守る人に手続きを依頼したり相続した遺産を管理できますか？

- ① できる。
- ② 誰かが教えてくれればだいたいできる。
- ③ 配偶者が残した負債（借金）も相続する場合があることが理解できなくなった。
- ④ 子どもなどと遺産を分け合うという意味がよくわからなくなった。
- ⑤ できない。

7 財産の処分

自分名義の財産を持っているだけでなく、それを処分して有料老人ホームの入居金に当てたり、する等のことができますか？

- ① できる。
- ② 誰かが教えてくれればだいたいできる。
- ③ 世話になった人や施設等に気前よく寄付したり、友達にあげたりする傾向がでてきた。
- ④ 不動産、財産などの概念があまりわからなくなった。
- ⑤ できない。

8 悪質商法等の被害

悪質商法やリフォーム詐欺にひっかかったり、高価な健康器具等必要でないものを買わされたりしたことはありませんか？ 被害にあったときには、どうすれば救済されるか理解できていますか？

- ① 悪質商法に引っかかってはいけな思っている。被害にあったら消費生活センターに相談しようと思っている。
- ② 被害にあったことがあり、それから用心するようになった。
- ③ 何でも人の言うことは信じてしまう傾向があるので、いつ被害にあうか心配だ。
- ④ 何が必要とか判断したりするのも、怪しい人とかを考えることができなかった。
- ⑤ まったく言葉でのやりとりができなくなったので、悪質商法とは無縁だと思う。

9 虐待など権利侵害

家庭や施設等で虐待されたりひどい目にあったら、それを誰かに訴えて解決することができますか？ 被害にあいそうになったときに逃げたり、何らかの方法で自分を守ることができますか？

- ① たぶんできると思う。
- ② 少々ことは我慢するが、何かあったらと思うと不安。
- ③ 助けを求めることができそうな人が身近にいない。
- ④ 訴えたり、逃げたりがすでにできなくなっている。
- ⑤ 自分では全く防衛したりできなくなった。

10 治療と入院

具合が悪い、けがをした等の時、病院に行つて治療をしてもらうことができますか？ 症状や治療方法の説明を理解し、病院を選び契約や入院費等支払いができますか？ 保険証や民間保険の申請等を理解し手続きできますか？

- ① できる。
 - ② 入院手続き等はでき、医師や看護師へ自分の説明はできるが、医師からの説明はわからない。
 - ③ 簡単な治療は受けられるが、治療方法を選んだりセカンドオピニオン（別の医事で診断を受ける）を求めること、薬の副作用のこと等の意味がよくわからない。
 - ④ 保険証の意味や減免手続き、民間の保険の申請などの手続きやその意味がわからない。
 - ⑤ できない。
- 不安な状態で②から④のチェックが多くなってきたと思ったら、信頼して頼める人を決めておき、後見人も検討しましょう。 まだまだ、あなたらしい生活を続けることができるために必要です。

「自分らしい生活続けるために！」と題した表裏A4版のペーパーをご覧ください。市民向けに後見の話をするとき等に用いています。

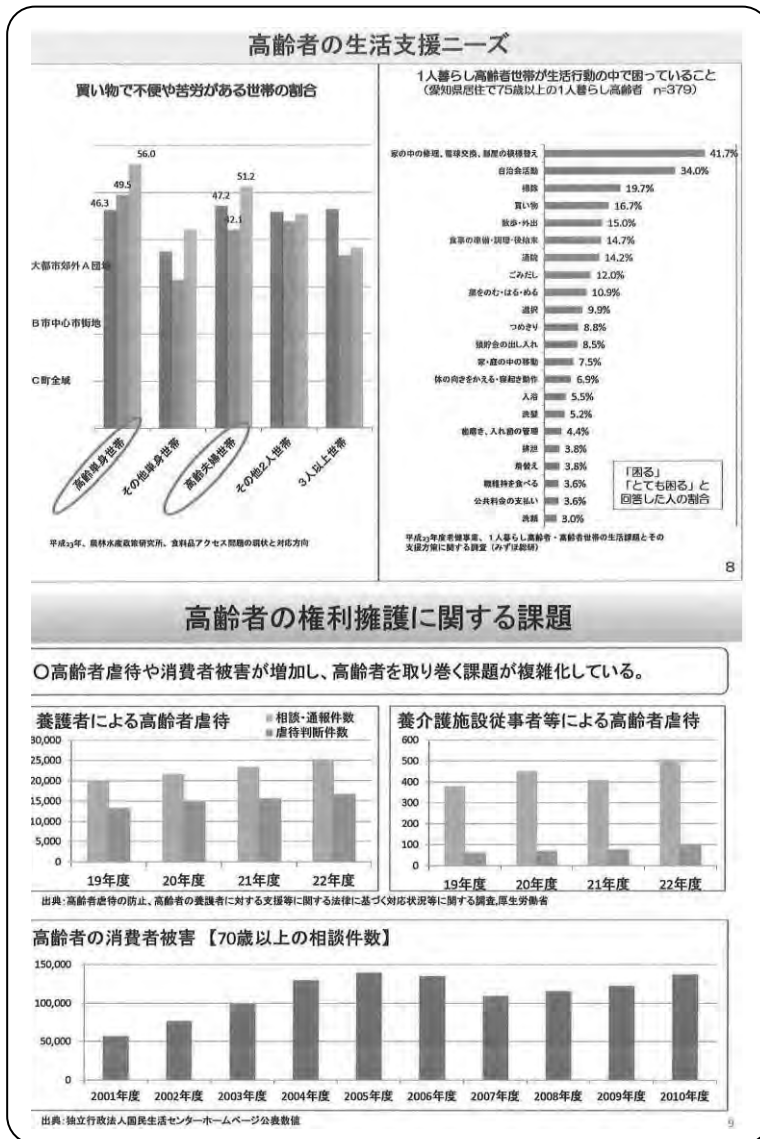
もちろん金銭管理は大事ですが、地域のなかで福祉関係者も支援しにくいといった側面があります。とくに居住の問題（3. 家の維持管理、住み替え等の居住関係）では、家の修繕、暖冷房や火の始末の問題などは適切な支援がしにくい。

それから医療の問題（10. 治療と入院）。地域で生活したくてもできないという現実。そのなかで諦めず、本人に意思をきちんと支えるということ。

成年後見制度の周知活動も行っています。

介護保険も生活保護も申請主義です。私自身、地域包括支援センターの権利擁護業務の創設に関わらせていただきました。成年後見制度の申立て等が、地域包括支援センターでも行えるように関わった心算だが、十分にその機能が果たされていません。本来制度が必要な方に対して制度が届いていない。制度を使えていない現実があると思っています。

「高齢者の生活支援ニーズ」



地域包括ケアの推進を心から望み応援していますが、どのパンフレット等を見ても、実際には単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加しています。認知症者 462 万人ともいわれるなかで、法治国家である日本で、後見とのリンクなしに、誰がその医療・介護・生活支援等に関する契約をし、支払いを行うのか。真正面から考えていかなければならないと地域での福祉実践を通じてつくづくそう思っています。このような問題は、本人から直接行政に訴えられることはありません。

あい権利擁護支援ネットは、地域で生活する本人の生命・安全・生活・尊厳が守られること、本人の声なき声ときちんとかかわっていきたいと考えています。

「高齢者の生活支援ニーズ」「高齢者の権利擁護に関する課題」とも、出典は厚生労働省資料です。高齢者の生活支援ニーズとしてもっとも困難を感じているのが、居住関係に関する問題、ついで金銭管理の問題です。

「あい権利擁護支援ネットの事業・活動と問題意識」

虐待等の権利擁護の最前線にいる私どもとしては、あい権利擁護支援ネットをつくらざるを得なかったという事情がございます。

あい権利擁護支援ネットは、自治体や地域包括支援センター、後見組織の職員等として地域の切実な問題にかかわる、権利擁護に意識をもったソーシャルワーカー24人の集まりです。後見に関する個人受任の総件数は200件を超えております。

法人活動にはできるだけお金をかけず、補助金ももらわない方針でやっています。事務局職員以外は非雇用で職務委託型の形です。各社員がどこからニーズを拾ってくるかというと、たとえば首長申立ての後見受任組織に断られてしまったとか、虐待対応センターのセンター長をしているけれどもどこも引き受け手がなかったなど、さまざまです。

こうした問題を検討し、後見案件も、個人受任だけでなく法人としても受けられるように設立したのがあい権利擁護支援ネットです。

なぜ後見支援組織でもある、あい権利擁護支援ネットを設立したのかというと、今申し上げたように、最後の最後のセーフティネットだと思われている首長申立て案件であっても、実際にはその受皿がないという地域の実情があります。受皿がないがゆえに申立てができないという悪循環があります。そうしたことができるだけなくなるよう、私たちでも受皿を用意したという次第です。

公益社団法人あい権利擁護支援ネットの事業・活動と問題意識

公益社団法人 あい権利擁護支援ネット 代表理事
日本成年後見法学会 副理事長 池田恵利子

私達、あいネットは地域包括や自治体、後見組織の職員等、ソーシャルワーカーとして権利擁護に関わっている者たち 20 数人の集まり。
後見に関しては、個人で受任している件数の総数は約 200 件に及びます。
法人としての活動は、事務局職員以外は非雇用で職務委託型です。

—なぜ後見支援組織でもある あいネットを作ったのか— 地域の現状から

使命① 市町村長申立ての重要性を認識し、受皿として法人化
海外のように職権申し立てが基本でない我が国において、被後見人が置かれる状況(無告の民となる危険)を考えると首長申立てはセーフガード。
⇒個人で受けることが困難な虐待案件等について受けられる最後の砦

【参考】市民後見人と法人後見等の対象者機能分担の考え方 (海外の考え方を参考に)

下記太字部分が、判断根拠として重要

★虐待等が落ち着いた後は市民後見人へバトンタッチがふさわしい案件も！

機能 分担例	市民後見人 (後見支援組織)	専門職後見人	法人後見・公後見人 (最後の砦)
本人資力	問わない	ある	低所得中心(公的援助あり)
財産管理	簡易	財産管理・訴訟等問題が大きく困難(法律系専門職)	問わない
身上監護	手間かかるが、シンプルで困難性低い	医療生活面等困難(福祉系専門職)	重複した問題等困難性高く他に引き受け手がない

後見組織が果たすべき役割は以下のように整理できますが、現在、あいネットが果たしている役割・機能については以下の通りです。(法人は太字、個人は全てに問ふ)

- ①発見、アセス、相談、申立て支援(特に市町村長申立て・低所得者)
- ②制度の啓発、後見人募集、
- ③市民後見人養成研修の実施(「養成」)
- ④養成研修修了者「市民後見人候補者」の名簿登録(「就任支援」)
- ⑤市民後見人候補者の家庭裁判所に対する推薦と調整(「就任支援」)
- ⑥市町村長が推薦した市民後見人等への支援(「活動支援」)
- ⑦困難事例の最終の後見引受(公後見人又は法人後見)

使命② 虐待等困難案件等を受任し、後見人として個人の権利擁護の役割を確実に果たすことを通じ、身上監護・後見実務についての専門性向上に資したい
社会制度の隙間となる地域課題として、居住問題や医療利用それに伴う金銭管理、死後事務等々があり、これらの支援をするキーパーソンを得られない者の増加がみられます。この問題に関連して、高齢者についてはすでに身元引受人や保証人がいない方にサービス付き高齢者専用住宅等の事業者が特定の医師や任意後見等「何でもやる」団体と結託し利用契約させる等がみられています。

このような本人側での権利擁護が必要なのになされていない状況の中で、(市民)後見人は後見人としての役割以上に事実行為も含め何でも担わざるを得ない現実を押し付けられがちです。しかし、このような状況では、利益相反や後見人による抱え込みの危険が垣間見られ、本来の本人側の権利擁護者としての後見人の機能が果たせないことになってしまいます。

(市民)後見人に家族機能低下による地域福祉課題を全て押し付けていないか？

身上監護とは何かを明確に整理して伝え、後見人の役割を果たしているか？

地域課題については別に整理し提言していくべきではないのではないか？

身上監護とは？

プロセス	後見人が行うこと	法律行為との関係
Plan	アセスメント、方針策定、手配 本人の意思・意向を直接確認する 健康・医療・認知面等を確認する 支援体制や利用できるサービス、環境面 かかる費用を確認する お金ほどの程度使えるのか「本人の「最善の利益」を考える	法律行為を適切に行うための準備
Do	契約 後見人としての権限行使	法律行為
See	モニタリング 契約の履行状況を確認し	履行状況の確認
Check	見守り 妥当性を問う	契約の履行
Action	支援の見直し 再契約や解約、苦情申立てを行う	再契約 解約 苦情申立て等

ドイツ基本法の第一条は「人間の尊厳は不可侵である。」と宣言しています。

人は自分の人生の主人公であり尊厳ある存在です。本来、後見人は、その尊厳を自ら守れない人のチェックマンであり、本人側に立ちきってコーディネートやアクションを起こす人だと考えられます。

あいネットはこのような権利擁護の考え方や成年後見に関する研修や啓発等を多くの自治体や専門職に対し年間 100 件以上行い専門性の担保に寄与しています。また、法人として首長申立ての支援(被災地支援として約二年間赤い羽根募金にて実施)を行い約 60 件の首長申立てに関わり、法人そして個人としても虐待等案件の後見引き受け地域移行支援等実践をし地域のニーズに応えています。

日本以外の国々では、本人申立てでなければ職権申立てが基本です。自分にとって必要な制度であっても、自ら手を挙げて「後見が必要です」と言えない方々がいます。

地域において後見を必要とする方が置き去りにされている状況、首長申立てをしても受皿がないという理由で地域に滞留することがないようにしていきたいというのが、私どもの強い思いです。

使命①市町村長申立ての重要性を認識し、受皿として法人化

参考までに「機能分担例」の表を掲げました。私は、約 15 か国の後見と地域福祉との関係を見てきています。後見人会議等に出席させていただくと、各国の自治体のソーシャルワーカーがたくさん出席しています。市民後見人の活躍もたくさん見てきており、たいへん心強く思っています。

市民後見人の場合、本人の資力を問うものではありません。財産管理や身上監護に関しては、手間はかかるけれども、基本的にはシンプルで困難性の低いものを扱うという、専門職後見人等との機能分担を例示しています。

私が知る市民後見人は、「血はつながっていないけれども、おじさんやおばさんができたように思う」と言って働いていました。

こうした市民による後見活動が十全に機能分担されるためには、最後の砦としてのパブリックガーディアン(公後見人)や日本の場合だと法人後見など、課題が重複して困難性が高く他に引き受け手がない事案を、きちんと受けられる機関がなければなりません。

そうしないと、市民後見で受けられる困難性の低い簡易な案件だけが増え、結果としてもっとも後見制度を必要とする方を受けられる機能が十分に整わないままという事態になってしまうのではないかと思います。

私自身も、世田谷区をはじめさまざまな自治体と関わってきました。後見人をしていると、身の危険を感じるようなことも結構あります。そうした危険性・困難性の整理をされた後であれば、市

民後見人にバトンタッチすることも考えられると思います。

市民後見のバックアップ組織（後見実施機関）が何をするのか、この研究会でもご検討いただいていると思います。あい権利擁護支援ネットが果たしている「役割・機能」を、表の下に①から⑦まで掲げました。便宜上7つに分けましたが、これらは本来分けてはいけないのではないかと思います。市民後見人の養成をするのであれば、いわゆる困難事例についても、きちんとバックアップができる組織でなくてはなりません。

そして、⑦に示した「困難事例の最終的後見引受（公後見人又は法人後見）」と示した部分が、私どもあい権利擁護支援ネットの使命のひとつではないかと考えています。

使命②虐待等困難案件等を受任し、後見人として個人の権利擁護の役割を確実に果たすことを通じ、身上監護。後見実務についての専門性向上に資したい

とくに身上監護に関して専門性が必要な部分は、市民後見人が安心して動けるように、バックアップ機能を考えていかなければいけないと考えています。

身上監護とは？

後見人が行う事実行為に関しては、やはり制度の隙間がある。身元引受人になることを迫られる場合もありますし、医療同意の問題もあります。死後事務もそうです。いろいろなことが後見人に押しつけられているのではないかと、私自身も感じています。

「身上監護とは？」という箇所をご覧ください。後見人としてノーと言えること。苦情申立て権等も、あるだけでは役に立ちません。

「在宅医療における患者紹介等の不適切な事例」

在宅医療における患者紹介等の不適切な事例

患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

- 高齢者用施設を新設するにあたり、特定の医師に入所者を優先的に紹介することの見返りとして、診療報酬の20%のキックバックを要求しているもの。

診療報酬を用いた経済的誘因により、診療の独占契約を結んでいるおそれがある

患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

- 診療所の開設者の親族が経営する高齢者用施設の入居者約300名のみを対象に訪問診療を行っているもの。
(一日当たりの訪問患者数36人、一人当たりの平均訪問診療時間 5分22秒～10分、一カ月当たりの訪問診療回数 ほとんど4～5回/月)

患者の選択を制限しているおそれがあることに加え、過剰な診療を行っている可能性がある。

(注)厚生労働省後援高齢者医療推進事業(平成23年2月15日)に基づき、各地方厚生(支)局から寄せられた事例であり、一般的な状況を示すものではない。 出典：保険局医療課調べ

在宅医療の課題について(その2)

患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

- マンション業者が医療機関と当該マンションに居住する者の診療の独占契約を結ぶ見返りとして、診療による収益の一定割合を報酬として要求するといった事例が見られる。

患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

- 医療機関が、特別の関係の施設等に対して、短時間で多数の患者に対して訪問診療を行うといった事例が見られる。

診療報酬を用いた経済的誘因により診療の独占契約を結ぶことで、患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例や、過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事例等、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例が指摘されている。

在宅医療における患者紹介等について

<厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成23年2月15日)>

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
在宅医療における患者紹介等について

最近、在宅医療を行う保険医療機関が、在宅医療を要すると考えられる者が多く入居する集合住宅等を所有又は管理している民間事業者及び当該事業者と特定の関係のある事業者との間で、患者の紹介に係る有償契約を結び、当該事業所から集中的に患者の紹介を受けているとの情報が寄せられているところである。

こうした行為については、患者が保険医療機関を選択する際に、当該事業者により一定の制限が行われるおそれがあり、また、不必要な診療を行う等の過剰な診療を惹起する原因となる可能性があること等から、望ましくない場合があると考えております。

各地方厚生(支)局におかれましては、患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事実、又は過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事実を把握された場合には本省医療課企画政策課一課までご連絡いただくとともに、本事務連絡の内容を保険医療機関へ周知する等の対応をよろしくお願い致します。

なお、本事務連絡については、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会及び(社)日本薬剤師会にも送付済みであることを念のため申し添えます。

(参考)

寝取りビジネス「在宅」盛り 暴利生む
「余生、五年で二億になりますよ」 五年前、岐阜県多治見市のファミリーレストランで、医師は「寝たきり専用賃貸住宅」の建設費を名乗る男性からビジネスに誘われるようになった。(略)

医師は三年前まで、施設の訪問診療を担当していた。開設した診療所で五十人の入居者を受け持ち、年間の売り上げは一億円をゆうに超えたという。入居者一人に月額二十万近い医療費がかかった計算(略)その費用の半分以上を占めていたのが、寝たきりだったという訪問診療だった。

一箇の訪問で、医師は診療報酬として八千三百円を確保していたという。一カ月平均で十三回とした場合、患者一人で十万円を超える計算だ。五十人なら五百万円になる。ただし、八千三百円は本宅、在宅で療養する患者を一泊ずつ訪問した場合は診察した金額は、有料老人ホームのように入居費が一カ月に集まるという場合、医師の負担が重なるため、金額は自分の一以下の二千円に抑えられている。同月別の診療報酬改定でその区別が明確化し、「同一診療が若干を有する率に明示した。(略)

患者の要介護度が同じ建物に暮らす専ら専用賃貸住宅も、有料老人ホームと同じ扱いと考えるのが当然だ。ところが、有料老人ホームの居住費が安いことと重複し、施設を運営する医師が「在宅」訪問の医療費を稼いでいた。(略)

出典：平成22年5月10日東京新聞抜粋

支援するキーパーソンを持たない高齢者や障害者が大変ふえております。

サービス付き高齢者専用住宅とか有料老人ホーム等もそうですが、身元保証人等も持てない方々

について、医療や保証人の問題など、何か問題があるときに、何でもやりますという契約をして、丸抱えされる現実も出てきています。

資料右下の「参考」に、悪質な看取りビジネスの新聞記事が出ています。この事例を発見したのは、私どもの仲間の法人後見の後見人です。後見人が就いて、初めてその実態に気づいたのです。言葉は悪いですが、好きなだけサービスを使わされている状態です。限られた医者にしかかかれないうにされていました。

(以上、池田氏)

「高齢者虐待対応のなかで分かっていること」

1. 後見人がつかなければどうにもならないケースがある。後見人だけでもどうにもならないケースがある。

川端と申します。宜しくお願いします。私からは高齢者虐待対応から、市民後見人に関係することとで少し考えたことをお話します。「高齢者虐待対応の中で分かっている事」というペーパーをご覧ください。

まず養護者、いわゆる同居や近隣家族による高齢者の虐待について。養護者による虐待のなかには、支援を受けるだけでは虐待を解消できないケースがあります。養護者には「高齢者の介護にかかわりたい」という非常に強い意思があるのですが、適切な介護をすることができない。おそらく養護者ご自身にも何らかの障害や疾患がある。けれども、無理やり障害や疾患に結びつけることも難しい。そのような方に対して、虐待の解消を難しいと感じている市町村が非常に多い。

結局は老人福祉法の措置によって施設入所の形で保護を行う。養護者に面会制限をかけ、措置を解除していくために、成年後見制度の活用を考えていく形で、虐待対応を行っている市町村が、都内には多くあります。

とくに医療機関への入院の場合。行政から支払いをすることができないため、後見人によって医療費を支払ってもらわなければなりません。この申立ては本当に急務であり必須です。後見人の選任後、養護者との面会制限の解除を試みて、虐待対応を終結していくことになります。

後見人が就かなければどうにも虐待対応ができないケースがあります。逆に後見人だけがついたからといって虐待対応はできません。行政が面会制限の解除などにしっかりと関わっていく必要があります。そうして初めて高齢者の権利擁護が適切になされる実態がございます。

2. 全国的にみると、高齢者虐待対応において成年後見制度が適切に利用されているとは考え難い

全国的数字を挙げていくと、高齢者虐待対応において成年後見制度が適切に利用されているとは考えがたい状態です。

平成23年度の調査結果では被虐待高齢者数17,103人。このうち認知症自立度Ⅱ以上の高齢者は8,206人です。入院を除く施設利用をして分離を図ったケースは計3,889事例です。

しかし、成年後見制度を活用したものは726件と、被虐待認知症高齢者数のうち0.1%に満たない状態です。この726件のうちの48.1%・349件が市町村長申立てという形で行われています。行政において、成年後見制度の活用がなかなか進んでいない現状があることがうかがわれます。

3. 適切に利用されていないことの理由に、受皿がないことがある

とくに入院が必要な高齢者がいる場合、とりわけ早くこの財産管理をしてもらわないと、病院は受けてくれません。さきほど申し上げたように医療費が支払えないという問題があるからです。

また仮に申立てをしても受け手がいないという問題があります。

施設に財産管理を任せ切りにしたり、さきほど池田が課題として取り上げた「身元保証人をやります」という形の悪質NPO法人と結びついてしまったり、という市町村も出てきています。

東京の施設で、「お金を預かります」という未届け有料老人ホームで虐待をしているところの実

態は悲惨なものがあります。

年間 20 人高齢者が死んでいたり、不審な形で土地が贈与されていたり、ということが発覚してきています。施設やNPOに財産管理を任せていくことは適切ではないと考えている市町村も多く出てきています。受皿の拡充は非常に急務です。

こうしたなかで、専門職後見人が落ち着いたケースを市民後見人にリレーすることによって、受皿を拡充していきたいと考えているところは、非常に多くあります。

4. 地域包括支援センターによる本人申立は、市民後見人お任せの状態を作ってしまう市町村が出ることが予想される

家事事件手続法第 118 条により、後見類型の診断書がある方でも、本人申立てが可能ということが示されました。

こうなってくると、市町村長申立てをすれば、なぜ市町村長がやったのかが問われます。

本人申立ての支援で市民後見人につないでしまうという形でいけば、なぜ市町村が申立てをしたのかを家族と向き合って説明せず、うやむやのうちに市民後見人に任せていくことができると安直に考えてしまう市町村が出てくることは、容易に予想されます。

専門職後見人を推薦してしまうと「なぜ行政がしっかりと虐待対応をしないのか」と問われてしまいます。しかし自分たちが養成した市民後見人であれば、「そこまでうるさくは言われないだろう」と、市民後見人に何もかも丸投げする市町村長も出てくると思われます。

市民後見人にすべてを押しつけることにならないよう、市町村以外によって行われる公的システム、サポートが必要です。

これと別に虐待ケースや人権侵害が著しいケースで、市町村権限により人権が介入的に守られる権利擁護、このふたつがそろってこそ市民後見人の活用は進んでいくと思われます。

あい権利擁護支援ネットでは、研修等によって、これらのことを市町村に伝えています。

特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ

まず事業内容について、パンフレットをご覧ください。私たちは、主として法人後見をしているわけですが、もちろん申立支援とか制度の普及・啓発とかいうこともしています。講談師の神田織音さんの成年後見講談の台本を書くといったこともしております。

パンフレットの最後に少し書いておきましたけれども、最近、「後見的支援」「あんしんノートの普及」「法テラスへの協力」といった、成年後見制度を含む権利擁護についての取組へ期待が寄せられています。

2013年3月8日

第2回後見業務担当者養成カリキュラム

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

分 類	科 目	担 当 場 所	研 修 日 程
①制度	1.新しい成年後見制度導入の社会的背景	須田 つばさ事務所	12月12日(水)
	2.新しい成年後見制度の概要	須田 #	18:30～20:30
②実務	2.受任開始後の事務	藤崎 つばさ事務所	12月26日(水)
	3.財産目録・後見計画・業務の進め方	藤崎 #	18:30～20:30
	7.成年後見制度利用支援事業	須田 #	
	1.法定後見開始申立て手続き	芦田 #	1月16日(木)
	4.家庭裁判所への報告と報酬付与の申立	芦田 つばさ事務所	18:30～20:30
	5.身上監護・財産管理	熊谷 #	1月30日(木)
③倫理	6.終了事務	熊谷 #	18:30～20:30
	1.後見人としての倫理・心構え	須田 #	
④法人運営	1.法人組織	須田 つばさ事務所	2月13日(木)
	2.後見業務管理者(担当者支援 研修会等)	藤崎 #	18:30～20:30
	3.後見事務管理者(事業計画 予算・決算等)	有園 #	
	4.後見監督人・後見業務審査会	須田 #	
⑤民法を中心にして	1.ビデオによる民法理解 ①権利能力(民法の全体構造) ②成年後見類型図 ③相続・遺言 ④成年後見登記制度	須田 つばさ事務所	3月2日(土) 13:00～15:20
	2.23問23答から ①事務の流れ(問1) ②欠格事由(問2) ③利益相反(問19) ④居住用不動産処分許可申立(問6) ⑤終了事務(問13 14)	須田 つばさ事務所	15:30～16:30
⑥病気・障害の理解	1.認知症高齢者の理解 ① 認知症特集(ビデオ) ② 認知症ケアの基本的視点 ③ 認知症高齢者とのふれあい	辻田恭子(外部) 特養施設長 特養ニユーバード	3月16日(土) 13:00～15:00
	2.知的障害がい者の理解	根岸 #	15:10～16:30
	3.精神障がい者の理解	山吹 #	
⑦演習	1.成年後見制度に際するためのアセスメント	西田 つばさ事務所	4月13日(土)
	2.後見計画の策定	日本社会事業大学	14:00～16:00
⑧特別講義 本館講座	1.講演 音楽療法とは	前中 郁(90分) 音楽療法士	5月25日(土) 13:00～16:00
	2.実践報告 ・終末期の在宅生活を支えて ・送り人になって	熊谷美江子(40分) 鎌崎美代子(40分)	公開講座 会員＋一般 場所
⑨実地見学 専実務実習	横浜家庭裁判所・法務局実地見学		5月8日(水)11:00
	後見業務の実際	・担当に同行し実際の後見業務見聞 ・実務指導員が同行し助言・指導	

全10日 26単位(但し①～⑦までを必須)

担当者の養成やバックアップについては、自分たちで10日間の担当者養成のカリキュラムを組んで実施しています。30～40年のソーシャルワーカー経験がある人たちはばかりですので、後見業務の実務に即した研修になります。

担当者にはかならずスーパーバイザーをつけることにしています。これが特徴だと思います。

毎月業務検討会を開いています。複数の目で財産管理・身上監護を行っていると、そういうことになります。

市民や事業者はもとより、行政のケースワーカーの相談にものっております。毎日、小さな福祉事務所を開いているような感じであります。

後見業務の評価システムを独自に開発しています。横浜家庭裁判所にも提出しています。後見業務の質の向上に役立てるつもりでいます。

私個人は社会福祉協議会の理事もしております。横浜市がいま養成している市民後見人をバックアップする用意もあります。

横浜市内外の、法人後見を目指す団体の視察も続けております。

利用者がさまざまな主体を選択できるように、新たな主体をつくり出すのも私どもの役目かなと思っております。

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ概要

1. 設立経緯とつばさの由来

よこはま成年後見 つばさは、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用支援及び法人後見を行う団体です。2011年10月12日に特定非営利活動法人として発足しました。メンバーは横浜市社会福祉職OB等で福祉事務所などのソーシャルワーカーとして豊富な経験があります。また、法人の中核を担う者は、これまでに社会福祉士として後見等業務に従事してきました。もし足が弱くなった杖の助けを借りるように、もし判断力が不十分になったら、成年後見人のサポートが必要です。生活の維持と権利擁護に成年後見制度は欠かせないのです。たとえ資力が乏しくとも、必要な時には容易に利用できるようになって欲しい、生活の質を大切にしたい成年後見を行う法人が身近にあるといいね。そんな想いが高まり、NPO法人を発足させました。一人の力は小さくても輪を広げ、つばさを広げ、夢に向かって羽ばたこうと熱い願いを込めて「つばさ」と名付けました。

2. 基本理念

①相談力、コーディネート力等の発揮

ソーシャルワーカーとして培った相談力、コーディネート力、課題解決力を発揮します。また、地域のネットワークを活用し、良質な後見サービスを提供します。

②身上監理の重視

ご本人の意思を大切に、寄り添ったより良い生活に向け最善を尽くします。

③安心な社会創り

誰もが等しく権利を守られ、いつまでもその人らしく安心して暮らせる社会をめざします。

3. 会員の紹介

会員 34名（うち理事6名 監事1名） 賛助会員 12名

理事長 須田幸隆（社会福祉士）

副理事長 藤崎美代子（社会福祉士） 副理事長 熊谷美江子（社会福祉士）

理事 有岡田晴子（社会福祉士） 理事 芦田正博（社会福祉士）

理事 熊谷雅樹（社会福祉士） 監事 渡邊修一（社会福祉士）

会員 山吹静子 藤村清美 渡部恵子 黒川寛恵 西條真貴子 四居恵子 夏目典子 勝俣開子

榎岸真恵 現田尚子 石附千早 永田千穂 小松善子 勢田光美 小幡さえ子 伊藤政子

佐野早苗 内海淳子 小田浩子 太田佳美 大関奈保子 中谷芳明 境田明宏

西田ちゆき 斎藤聡子 村内麻里奈 武田玲子

賛助会員 高木三知 関野昌三 黒川伸人 堀崎明美 宮本豊子 岡本美知子 成瀬富子 横山房子

長沼美恵子 木村共希 福田祐子 岡田弘子

アドバイザー 伊東豊信（司法書士）

会員・アドバイザーの資格所持状況（重複）

社会福祉士 19名 社会福祉士主事 15名 精神保健福祉士 2名 介護支援専門員 15名

介護福祉士 1名 社会保険労務士 1名 行政書士 1名 司法書士 1名

4. 事務所の所在地

〒240-0006 神奈川県横浜市保土ヶ谷区風川2丁目9-1 竹内アパート2階

携帯電話 090-2422-6646（担当 篠崎）

5. 事業内容

●成年後見制度に関する相談

●法人後見の実施

●成年後見制度の普及・啓発活動

●その他の権利擁護事業

・後見の支援 預託機関受託 法テラス協力 オールパース輪転等

（作成 2013年8月6日）

人員体制

人員体制について。

現在、会員は34名です。そのうち28名は横浜市の元職員あるいは現役職員です。福祉事務所や児童相談所でケースワーカー経験のある者たちです。半数以上は社会福祉士です。

最近は横浜市の職員歴のない方も少しずつ増えております。障害のあるお子さんの親御さんたちが入ってくるようにもなりました。

横浜市職員OBばかりではなくて、こういう方たちとも一緒にやろうということで、会員になってもらっています。

法人の中核を担う者は、長年社会福祉士として後見業務を担ってきた者です。現在5名がスーパーバイザー役を務めています。

事業の費用

法人を設置する費用、運用経費については、行政からの助成ではなく会費や講演料、報酬などです。

法人立ち上げ時の経費、初期費用は、会員の出資で賄っています。私は10数年の後見業務の経験があり、実は報酬をずっとプールしておりました。今これを使っています。

平成25年度 予算(案)			NPO法人よこはま成年後見つばさ		
収 入			支 出		
項 目	金 額	内 訳	項 目	金 額	内 訳
1会費	240,000		1事業費	850,000	
(1)正会員	200,000	5,000×40人	(1)法人受任関係	630,000	
(2)賛助会員	40,000	2,000×20人	交通費	30,000	受任調整等
2事業費収入	570,000		通信費	50,000	固定机設置費
(1)法人受任事業	400,000	受任報酬	審査会等会議費	10,000	
(2)相談支援事業	0	相談は無料	報酬	500,000	担当者・事務等任者報酬
(3)権利擁護事業	120,000	講演会等謝金6回	保険料	30,000	法人後見損害賠償保険
(4)その他	50,000	講座参加費等	事務用消耗品	10,000	
3 寄付金	300,000	団体他	(2)相談支援関係	30,000	
			交通費	20,000	相談支援者旅費
4 借入金	400,000		通信費	5,000	連絡用TEL 郵券
			その他	5,000	
5 繰越金	300,000		(3)権利擁護関係	190,000	
			講師謝金・研修費	60,000	講師謝金、研修参加費
6 雑収入	10,000	預金利子、販売等	養成講座	30,000	養成講座謝金等
			資料印刷	10,000	
			公開講座	60,000	講師謝金、会場費他
			プロジェクト推進費	30,000	プロジェクト運営諸費
			2 管理費	950,000	
			(1)光熱費	50,000	電機、ガス、水道
			(2)借家費	720,000	60,000×12月
			(3)渉外費	12,000	連携団体会費等
			(4)事務報酬	50,000	事務専任者報酬
			(5)印刷代	10,000	パンフレット印刷代
			(6)備品・消耗品費	10,000	
			(9)通信費	20,000	固定机設置費・机代
			(10)交通費	70,000	役員他交通費
			(12)雑費	8,000	振込み手数料他
			3 予備費	20,000	
合 計	1,820,000		合 計	1,820,000	

神奈川新聞

2013年[平成25年]
8月11日[日]
大友

出荷や販売…一手に

障害者 自活の道

就労施設と企業が試行

横浜で新ビジネス



「障害者自活の道」の取り組みを説明する（左から）市役所の職員、障害者、企業関係者ら。

横浜市で、障害者の自活の道を開拓する取り組みが、就労施設と企業が試行している。口頭で説明した上で、実際に体験してもらうことで、障害者の自活の道を開拓する。市役所の職員、障害者、企業関係者ら。

横浜市で、障害者の自活の道を開拓する取り組みが、就労施設と企業が試行している。口頭で説明した上で、実際に体験してもらうことで、障害者の自活の道を開拓する。市役所の職員、障害者、企業関係者ら。

横浜市で、障害者の自活の道を開拓する取り組みが、就労施設と企業が試行している。口頭で説明した上で、実際に体験してもらうことで、障害者の自活の道を開拓する。市役所の職員、障害者、企業関係者ら。

ぜんぜん違う話になりますが、『神奈川新聞』8月11日のトップ記事で、「障害者自活の道—就労施設と企業が試行」という記事が載っています。

実はこれは、新しい口腔ケア剤と、障害者のビジネスモデルの話であります。

これに私たちが関与しています。

行政による助成への期待もありますが、このビジネスモデルを成功させ、法人後見のための基金をつくるのが私の夢です。

横浜市の社会福祉職制度

2011年(平成23年)6月22日 水曜日



福祉職OBらスクラム

組織受注で継続対応
経験活用モデルに

福祉職OBらスクラムは、横浜市で、障害者の自活の道を開拓する取り組みが、就労施設と企業が試行している。口頭で説明した上で、実際に体験してもらうことで、障害者の自活の道を開拓する。市役所の職員、障害者、企業関係者ら。

法人後見へ横浜でNPO法人設立

福祉職OBらスクラムは、横浜市で、障害者の自活の道を開拓する取り組みが、就労施設と企業が試行している。口頭で説明した上で、実際に体験してもらうことで、障害者の自活の道を開拓する。市役所の職員、障害者、企業関係者ら。

なぜ私たちに、この活動ができているのか。新聞記事「福祉職OBらスクラム」をご覧ください。それは、横浜市が50年近く維持してきた社会福祉職制度にあります。

法人設立の経緯は東日本大震災のとき。2011年3月11日になります。横浜市は、3月19日、いち早く一時避難所を立ち上げました。

私はその翌日駆け込みました。横浜市職員OBとして「生活相談をやりたい」「ここに避難されている方たちの話を聞かせてほしい」という申し出をしました。横浜市側も、行政職員がそこまでできないのでやって欲しい、という話になりました。

そこで、横浜市の福祉職OBの人たちに声をかけ結集しました。活動後、そのOBたちのあいだで「これで終わってしまうのではもったいない」「何かやろう」という話になった。そこで、法人後見を行う法人を設立しようという話が持ち上がり、その年の10月にNPO法人が発足した。そんな経緯であります。

私は、後見人をするにあたっては、①課題解

決能力のある人、②チームで対応できる人、がふさわしいと思っています。もっといえば、③事務能力とか、④組織運営能力とか、⑤政策提言力といったものも必要かもしれません。

横浜市の後見的支援推進事業



「私らしく」を手助け

財産管理だけじゃない「成年後見人」



同本家のリビングで月1回開かれる「高知さんプロジェクト」。

高知さん（左から2人目）と高知さん（3人目）の希望や考えを、後見人（右）はじっくりと聞く＝横浜市内某区

洋服選ぶ・美容院で髪形決める…

「成年後見制度」は、生活保護や障害者手当等の現金給付をやめて、その代わりにさまざまな施策をつくりました。20近い施策を、障害者のためにつくり出しています。

そのなかのもっとも中核を担う施策が、この後見的支援推進事業です。実は私たちも、いわばこの後見的支援をやっています。法人内にプロジェクトチームを組み、後見的支援をやっている事例が、記事として紹介されています。

法人のなかには3つのチームがあります。これらは成年後見制度につながるまでの助走期間になると考えています。3案件とも知的障害者です。触法行為のある青年など、なかなか難しく簡単にはいきそうもない事例です。他団体ではなかなか関係を持ってもらえなかった事例です。

そんな事例について、いまプロジェクトチームを組んで、関係づくりに務めているところで

抱い手養成が急務

「成年後見制度」は、生活保護や障害者手当等の現金給付をやめて、その代わりにさまざまな施策をつくりました。20近い施策を、障害者のためにつくり出しています。

そのなかのもっとも中核を担う施策が、この後見的支援推進事業です。実は私たちも、いわばこの後見的支援をやっています。法人内にプロジェクトチームを組み、後見的支援をやっている事例が、記事として紹介されています。

法人のなかには3つのチームがあります。これらは成年後見制度につながるまでの助走期間になると考えています。3案件とも知的障害者です。触法行為のある青年など、なかなか難しく簡単にはいきそうもない事例です。他団体ではなかなか関係を持ってもらえなかった事例です。

そんな事例について、いまプロジェクトチームを組んで、関係づくりに務めているところで

家族から選任

「成年後見制度」は、生活保護や障害者手当等の現金給付をやめて、その代わりにさまざまな施策をつくりました。20近い施策を、障害者のためにつくり出しています。

そのなかのもっとも中核を担う施策が、この後見的支援推進事業です。実は私たちも、いわばこの後見的支援をやっています。法人内にプロジェクトチームを組み、後見的支援をやっている事例が、記事として紹介されています。

法人のなかには3つのチームがあります。これらは成年後見制度につながるまでの助走期間になると考えています。3案件とも知的障害者です。触法行為のある青年など、なかなか難しく簡単にはいきそうもない事例です。他団体ではなかなか関係を持ってもらえなかった事例です。

そんな事例について、いまプロジェクトチームを組んで、関係づくりに務めているところで

持ち味を生かした後見支援

『ほうてらす』今春号の特集「高齢者が笑顔で暮らせる社会に向けて」の座談会「成年後見制度のいま」のなかで、日本弁護士連合会の熊田均弁護士（日弁連「高齢者・障害者の権利に関する委員会」委員長）らと一緒に座談をしております。

熊田弁護士が、法人後見や市民後見のことを整理されています。そこにも書かれているように、たしかに法人後見に力を入れている地域と、市民後見に力を入れている地域という、流れが2つありそうです。

識者によると、これらは「競合する」という捉え方をされている方もあります。しかし私は、法人後見と市民後見は競合するようなものではないと思っています。専門職後見、市民後見、法人後見と、それぞれ持ち味がありますから、上手に使えばよいことだというふうに思います。

成年後見制度は権利擁護の制度でもあるべき

成年後見制度は、たんなる財産管理をすることではありません。権利擁護の制度であるべきということを、あらためて申し上げたいと思います。

その意味でもっとも象徴的なのは、生活保護受給者も成年後見制度が利用できるようでなければいけないということ。実際にはすでにかかなりの利用が行われています。これに付随して、ケースワーカーが苦勞をしている例をたくさんみてきています。

本日は新井委員がご欠席ですけれども、日本成年後見法学会にも、成年後見制度にかかわる生活

保護法の改正意見を提出しています。

生活保護法ができたのは昭和 25 年ですが、古くから成年後見制度は、「財産のある方が使う財産管理の制度だ」と言われてきたわけです。「(生活保護受給者が)成年後見制度を使う」という発想はなかった。そういう目でみると、現行の生活保護法には気になるところがいくつかあります。

いまいちど重要なことをキーワードで申し上げます。

①OB の活用、②費用対効果、③スピード化、④様々な主体、⑤バックアップ、⑥評価システム、⑦成年後見制度を含めた権利擁護、こういったところが重要ではないでしょうか。

ありがとうございました。

横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会）

（事務長 酒井 正樹）

横浜生活あんしんセンター事業の概要

横浜市では市民後見の取組を始めたばかりです。

横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護事業として3つの事業に取り組んでいます。

ひとつ目が、いわゆる「権利擁護事業」と呼ばれている日常生活自立支援事業です。ふたつ目が成年後見事業で、これは法人後見を行っています。その次が、市民後見人の養成・活動支援事業で、これらがセンター事業の3本柱になります。

横浜市社会福祉協議会における市民後見・活動支援事業

- 1 横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事業の概要（実績は24年度）
 - (1) 権利擁護事業
 - ア 相談・調整事業（一般相談 1,269 件、専門相談 34 件）【市社協・区社協】
高齢者・障害者等の権利擁護に関する一般相談及び弁護士等による専門相談
 - イ 権利擁護事業の契約によるサービス【区社協】
 - ① 定期訪問・金銭管理サービス（年度末 533 件／新規 188 件）
定期的な訪問による預貯金の出納代行など日常生活事務の代行、情報提供や助言等
 - ② 財産関係書類等預かりサービス（年度末 168 件／新規 41 件）
銀行の貸し金庫を利用した貯金通帳等の保管
 - ウ 広報啓発事業（41 回）【市社協・区社協】
権利擁護事業・成年後見制度の理解浸透や利用促進のための広報啓発
 - エ 企画・調査・研究事業【市社協】
関係機関と連携・協働した課題検討・各種研究による地域の権利擁護推進の取組
 - (2) 成年後見事業（法人後見：年度末 48 件／新規 24 件、任意後見：年度末 2 件、新規 0 件）【市社協】
第三者後見人のなり手のない困難ケースに対応し、後見人等を受任
 - (3) 市民後見人養成・活動支援事業【市社協・区社協】
- 2 市民後見人養成・活動支援事業
 - (1) 市民後見人養成・活動支援事業の経過

平成 17 年 3 月～11 月	「法人後見検討会」を設置し、法人後見業務の諸問題を検討。その中で、市民後見人養成の提言を受ける。
平成 22 年 2 月	第 4 次横浜地域福祉活動計画発行 市社協が取り組むアクションプランに、市民後見人養成への検討・取組・検証を位置づけ
平成 23 年 6 月～12 月	「横浜における市民後見人に関する検討委員会」を設置し、横浜における市民後見人のあり方等について検討。 地域における権利擁護推進に向けた『市民後見よこはまモデル』として、地域福祉推進と連動する市・区社協を主体とした養成・活動支援事業を提案。
平成 24 年 2 月	「市民後見人養成スタートアップ講演会」開催（参加者 437 名）
平成 24 年 4 月	「市民後見人養成・活動支援事業」開始
平成 24 年 7 月～8 月	「市民後見人養成研修説明会」開催（3 回 346 名）

士等による専門相談を実施しているところです。

ふたつ目、日常生活自立支援事業に該当する部分。横浜市では、国の基準に加えて身体障害者を対象としています。日常の金銭管理では銀行等に出向けない方への支援も含めて行っています。現在、①定期訪問・金銭管理サービス、②財産関係書類預かりサービスの2本の事業が走っています。

①定期訪問・金銭管理サービスとしては、日常的な定期訪問による出納代行とか、見守りとか情報提供・助言等を行うことになります。昨年度末で 533 件の利用があります。一昨日、直近の審査会があり、約 580 件の利用に増えました。毎年約 150 件を超える利用件数の増加があります。

②財産関係書類等預かりサービスは、年度末時点で 168 件の利用です。財産関係の預金通帳等の保管を行っています。こちらの事業は、全国的に行われているのと同様サービスです。

これらに加えて、広報啓発事業と企画・調査・研究事業があります。

権利擁護事業

平成 8 年、横浜市に高齢障害者の権利に関する検討委員会が設けられました。国の事業に先駆けて横浜生活あんしんセンターの設置提案がなされ、平成 10 年からこの権利擁護事業に事業開始しております。全国的には、平成 12 年から現在の日常生活自立支援事業が開始をされたところです。

当初、都道府県が実施主体でした。横浜市は政令市ですので、神奈川県の中核型社協という位置づけで、実施させていただいたところです。平成 15 年から仕組みが変わり、実施主体が政令市にも広がりました。横浜市では、いま市内に 18 の区社会福祉協議会が、社会福祉法人として設立をされています。

平成 15 年以降、全区で事業展開をさせていただいています。ですから、実際のサービス提供は区社会福祉協議会が行い、区域展開しているところです。

その内容のひとつとして相談・調整事業があります。市社協・区社協ともに高齢障害者の権利擁護に関する一般相談と、弁護

広報啓発事業では、権利擁護や成年後見の理解促進のための事業として、制度説明会と、リクエストに応じる形での団体への広報啓発と説明等を行っています。

企画・調査・研究事業では、権利擁護事業に関しては「推進検討会」という検討会を設けて、日常的に権利擁護事業上の課題について、課題解決を図るための検討を図っているところです。

成年後見事業

成年後見事業は法人後見として実施しております。平成 11 年にあんしんセンター内に検討会を設けて、法改正と同時に平成 12 年 4 月から事業開始をしています。当初は区長申立てに限定した対応でしたが、平成 22 年から緩和し、親族申立て等も含めて現在対応しているところです。お配りした資料では、年度末時点で 48 件となっていますが、一昨日の審査会では 57 件に増えています。

成年後見事業はいままでの行政との関係もあり、横浜の「最後の砦」としての役割を果たすということで、受任の用件として他に後見人が見つからない事案に関して基本的には対応してきています。

市民後見人養成・活動支援事業

横浜市社会福祉協議会では、権利擁護－成年後見－市民後見人の養成・活動支援事業という 3 本の事業を行っているわけですが、対外的には虐待に代表されるような権利擁護部分がとかく取り沙汰されます。

しかし私どもは、社会福祉協議会として市民後見事業を展開することについて、地域の中でその人らしく暮らし続けていけるような地域福祉の視点で、その活動を支援するという位置づけで取り組んでいるところです。そのための工夫を少なからず行っています。

市民後見人養成・活動支援事業の経緯

経過表をご覧ください。

社会福祉協議会でも、成年後見事業（法人後見）の検討会を開くなかで、新たな担い手の開発として市民後見人養成の提言を受けておりましたが、なかなか足を踏み出せないでいました。

平成 22 年に地域福祉活動計画を策定しました。現在、横浜では、地域福祉活動計画は行政の地域福祉計画と一体で策定・運用します。

この計画のなかに市民後見人の検討・取組・検証を位置づけ、平成 22 年度に取り組む予定でした。平成 23 年度、1 年遅れで横浜市と市民後見人の検討委員会を設置し、市民後見人の横浜モデルを策定しました。事業化にあたっては、大阪市や品川区の事例を参考にして、横浜としての実践スタイルをつくらせていただいた、というところです。

平成 24 年度から、実際に市民後見人養成に着手しています。国の市民後見推進事業を活用して、現在養成を図っているところです。

養成研修は、昨年 10 月からまず座学研修を実施しました。国の標準カリキュラムは、実習を含めて約 52 時間程度の設定になっていますが、横浜市ではモデルということもありまして、座学研修として 15 日間 53 単位を昨年度行い、今年度から実務実習を開始します。

横浜市の特徴は人口が 370 万人いるということ。区レベルでも、もっとも人口の多い区では 30 万超の人口があります。市域 1 か所で事業展開を図るのはあまり実効性が乏しい。区域展開を目指して、現在、西区・緑区・青葉区の 3 区でモデル実施を行っている段階です。

平成 24 年 10 月 ～平成 25 年 3 月	「市民後見人養成研修」開催（53 単位 15 日間、89 名受講）
平成 25 年 4 月～	モデル 3 区（西区、緑区、青葉区）で「実務実習」開始。（28 回、44 名受講中）

(2) 実施体制及び人員体制

	市社会福祉協議会 (横浜生活あんしんセンター)	区社会福祉協議会
業務内容	・市民後見推進委員会の開催 ・モデル 3 区連絡会の開催 ・実務実習の全体調整	・実務実習の実施 ・実習ケースの市社協法人後見履行補助
職 員	事務長：1 名 担当課長：1 名 市民後見担当職員（1 名は兼務）：2 名	市民後見担当職員：1 名

(3) 基本的な考え方

ア 市民後見人の定義

- ① 地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって、被後見人を見守り、支える役割を担う。
- ② 被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担う。
- ③ 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、所定の養成課程の修了と登録を必須とする。

イ 市民後見人の活動形態等

- ① 市民が個人として後見人を受任することを原則とする。
- ② 親族後見が困難で紛争性が少ない事案であって、類型や在宅・施設の違いは問わず、申立人も区長に限らない。多額の資産ある事案は当面対象外とする。
- ③ 家庭裁判所への報酬付与の申立は妨げないものとする。

ウ 市民後見人の支援体制

- ① 横浜生活あんしんセンターが「後見推進機関」として市民後見人養成・活動支援の中核を担う。
- ② 区社協が区域の「市民後見実施機関」として市民後見人への日常的な活動を支援する。
- ③ 専門職団体は、市民後見人が求める専門的助言を行う。その際区社協が仲介を行い円滑に実施する。

実施体制及び人員体制、基本的な考え方

今年度から実務実習に入るということで、上記 3 区の社会福祉協議会に職員を配置しました。その担当専従職員のもとで実習・指導を行っています。

さきほど横浜モデルと述べましたが、「地域福祉の一翼を担っていただく」ということがその特徴になっています。

現在、横浜市社会福祉協議会で、権利擁護事業と成年後見事業を行わせていただっていますが、どちらかというと権利擁護サービスを提供することで、権利擁護・成年後見ニーズは解決できるのですが、その人のトータルな生活支援を考えたとき、それ以外の生活課題への対応がどうも図られない傾向があります。つまり単体のサービスで自己完結してしまっています。

その克服という意味合いも含めた市民後見事業の切り口です。地域でその人らしく暮らしていくためには、市民後見人の方々にはもちろん後見人としての基本的職務があるわけですが、その活動のなかで被後見人の生活課題を発見し、実際に地域に課題

を伝えて解決にあたる。市民後見人に幅広く地域福祉の一翼を担っていただくことを特徴として、養成に当たっているところです。

地域福祉に関する知識とか技術、活動上の倫理を身につけていただくということで、他団体でも市民後見人の養成講座等が開かれています。あらためて横浜独自の地域福祉を含めた研修を修了いただくことを修了・登録の必須事項としているところです。

市民後見人の活動形態

市民後見人の活動形態ですが、個人受任ということ、報酬の付与申立は妨げないということが特徴です。報酬に関する部分が大阪市とは異なるところです。当然、大阪市のやり方も学ばせていただきましたが、横浜は市民活動がかなり活発なところです。有償の市民活動も展開されているなかでは、より主体的にかかわっていただくことを勧奨して、このような形に決めました。

市民後見人の支援体制

そのなかで、活動の支援の仕組みが非常に重要になってくると考えております。

横浜市社会福祉協議会の横浜生活あんしんセンターが「後見推進機関」になります。これまで、法人後見の受任・実施機関としての役割は最低限果たしてきたわけですが、他の受皿の担い手拡大も含めて、推進機関としての役割をきっちり果たしていくという位置づけをしております。

横浜では「区域」を実施展開の中心エリアとして設定しています。横浜市の市民後見人は、区域単位で活動を展開することから、区社協が市民後見の実施機関として市民後見人の日常的な活動支援機能を発揮していけるようにすることが課題です。

横浜市のもうひとつの特徴として、これまでの成年後見の取組のなかで、専門職団体による成年後見サポート体制が各区に組まれています。いわゆる困難事例等に関する助言等をいただいたり、

事例の検証等を行ってきた経緯があり、すでにその体制は整っています。この体制に、新たに市民後見人に対する助言と日常的支援の役割を付加して、専門職団体による助言機能をもって、活動支援を図っていく流れを考えています。

当面の事案の中心は、区長申立て事案等が相応しいのではと考えています。比較的係争等がなく、財産もそれほど多額でない方という設定をしています。区社協、市社協、区役所、市役所の4者が連携をしながら、横浜全体の市民後見人に対して責任を負っていこうという体制で、現在臨んでいるところです。

- ④ 区役所は地域包括支援センター等と連携して、区長申立事案の後見人候補に市民後見人が相応しいか検討する。また地域福祉保健推進の観点で区社協とともに区域での市民後見人推進を図る。
- ⑤ 市役所は市全体の市民後見人推進を統括し、家庭裁判所との調整や実施体制の整備を行う。

事業費

(単位:千円)

年度	23	24	25
総額	1,315	34,386	34,046
収入内訳	委託料 1,315	委託料 25,580 参加費 445 権利擁護事業より 8,361	委託料 33,696 参加費 450
支出内訳	検討委員会開催 632 講演会開催 460 調査 97 検討報告書 63 消費税 63	人件費(4名分) 32,264 養成研修実施 1,117 消費税 1,005	人件費(4名分) 32,018 実務実習実施 225 推進委員会開催 140 ハンドブック作成 30 広報啓発 33 消費税 1,600

添付資料

「横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書」(平成24年2月)

事業費

事業費としては人件費部分が過半を占めます。人件費部分は、横浜市からの補助が中心となっており、やはり行政依存度が高くなってきているところです。

平成25年度は「実務実習」を3区で始めていますが、行財政状況がたいへん厳しいなかで、次年度以降、全区で展開していくことを考えた時に、どういう体制を築いて作り上げていくかが課題となっています。

横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 <概要>

～ 地域における権利擁護の推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案 ～

平成24年2月18日
横浜生活あんしんセンター
横浜市健康福祉局福祉保健課

検討の趣旨

- <背景>
- 少子高齢化・家族の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題。
 - 老人福祉法改正により、市民後見人の養成と活用が市町村の努力義務化。
- <検討の趣旨>
- 横浜市は「誰もがいつまでも安心して暮らせるまちよこはま」を目標として、地域福祉の推進に取り組んできた。
 - 区成年後見サポートネット等で培った専門職団体との連携を市民後見人の活動支援に活用する等、横浜ならではの市民後見人推進の仕組みを検討。

報告の骨子～理念

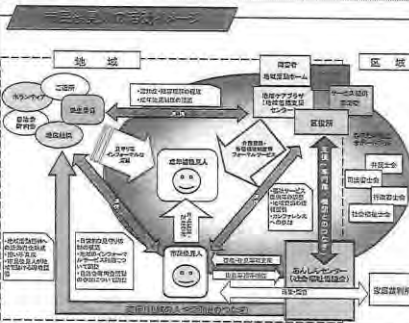
- ① 地域で暮らし続けることを支える
地域福祉の推進
認知症や障害があっても地域で暮らし続けることを可能とする。ノーマライゼーションの理念を、市民参画で実践する。
- ② 成年後見制度本来の担い手としての
市民後見人の養成
同じ市民の立場で本人に寄り添い、きめ細かい支援を行う市民後見人を本来の担い手として養成。市民が互いに支えあう共生社会の実現をめざす。
- ③ 市県、教育、専門機関、行政等による
重層的な権利擁護体制の構築
市区の成年後見サポートネット等での連携を土台に、市民の参画を得て、それぞれの特色をいかした権利擁護のネットワークを強化。

「市民後見よこはまモデル」を提案 ～横浜らしく、地域福祉推進と一体となって区域での養成と活動支援を展開～

基本的考え方

- 地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって、被後見人を見守り、支える役割を担う。
- 被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一環を担う。
- 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、本市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

- <市民後見人の役割>
- 市民が個人として被後見人を委任することを原則とする。
 - 被後見人が困難で解決できない事案である場合、類型や在宅・施設の違いに関わらず、申立人も区長に限り、参画の責務ある事案は当面対象外。
 - 家庭裁判所への報酬付与の申立は妨げないものとする。

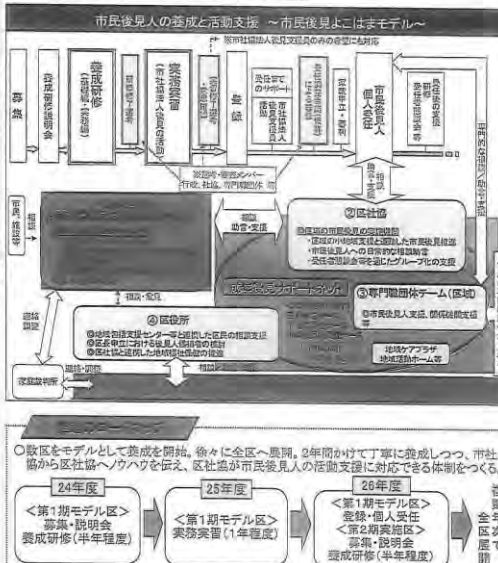


○ 市民後見人は、専門機関等によるフォーマルな支援と、見守り等地域のインフォーマルな支援の中間に位置する。被後見人の生活上の困りごとに対して、両方の支援をつなぎ、QOL(生活・生活の質)の維持・向上を支える。

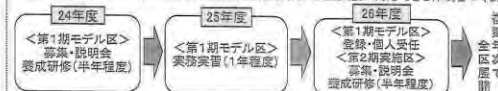
市民後見人の養成と活動支援

- ① 「横浜生活あんしんセンター」は、後見人養成・支援の中枢を担い、新卒実習生や人材確保、後見人への支援を行う。
- ② 区社協は区域の市民後見人の養成機関として、市民後見人への助言等日常的な活動支援を行い、区域の地域福祉と連動した市民後見人推進を図る。
- ③ 専門職団体は区成年後見サポートネットに参加し、市民後見人が求める専門的助言を行う。その際区社協が仲介を行い円滑に実施する。
- ④ 区役所は地域包括支援センター等と連携して、区長申立事案の後見人候補に市民後見人が相応しいか検討する。また地域福祉保健推進の観点で区社協とともに区域での市民後見人推進を図る。
- ⑤ 市役所は市全体の市民後見人推進を統括し、家庭裁判所との調整や実施体制の整備を行う。

- <市民後見人の養成課程>
- 講義・演習中心の養成研修、市社協法人後見活動の実務実習、選考を経て登録する。
 - 基礎的な知識と実習、受任後の現任研修まで、継続的にレベルアップできる研修とする。市民後見人として寄り添い支援する倫理を学ぶ。
 - 横浜ならではの地域福祉の実践ができるよう関係機関や地域との連携等にも重点を置く。
 - 候補者推薦・受任調整
 - 受任後のフォローアップ。被後見人の状況を的確にアセスメントし、リスクマネジメント視点も含むコーディネートを受任調整会議(仮称)に報告。
- <市民後見人の支援課程～スーパーバージョン>
- 市人受任である以上スーパーバージョンは必須。やりがいを感じながら継続できるように支援する。
 - 区社協職員がスーパーバディとなることを基本とし、体制を整備。区役所等も協力する。



○ 各区をモデルとして養成を開始。徐々に全区へ展開。2年間かけて丁寧に養成しつつ、市社協から区社協へノウハウを伝え、区社協が市民後見人の活動支援に対応できる体制をつくる。



大阪市成年後見支援センター（大阪市社会福祉協議会）

（所長 藤原 一男）

大阪市の概要

大阪市の概要

- ・大阪市人口 2,677,375人 高齢化率：23.5%
（大阪市推計人口：平成24年10月1日）
- ・認知症高齢者数：57,521人（介護保険要介護認定における認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の人数：平成24年11月末現在）
- ・知的障害者数：20,552人 手帳交付者数
（平成25年3月31日現在）
- ・精神障害者数：23,396人 手帳交付者数
（平成25年3月31日現在）

大阪市は人口 267 万人でございまして、日常生活自立支援事業の契約者が 2,000 人を超えている状況であります。

市長審判請求の件数の推移でございしますが、平成 24 年は 254 人ということで、大阪市が取組を本格化させてから、右肩上がりに伸びている状況でございします。

運営法人と予算

成年後見支援センターの運営法人と予算

（1）概要

設置主体：大阪市

委託先：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会

場所：大阪市社会福祉研修・情報センター 3 階
（西成区出城 2-5-20）

（2）平成 24 年度予算

収入（委託料）	54,826,000 円	（大阪市）
支出（人件費）	36,423,000 円	
	（常勤職員 6 名）	
（物件費）	15,792,000 円	
（消費税）	2,611,000 円	

大阪市成年後見支援センターは、平成 19 年度から大阪市からの委託事業として私ども大阪市社会福祉協議会が運営しております。

平成 24 年度予算が 54,826,000 円で、すべてが大阪市からの委託料になります。そのうち人件費が 36,423,000 円で、常勤職員 6 名分の人件費として使っております。

物件費が 15,792,000 円です。これは主に市民後見人の養成とか、専門職による専門相談、あるいは専門職を召集する会議等の費用に充

当しています。

機能と体制

センターの機能と体制

■大阪市成年後見支援センター設立の経緯

- ・平成17年度に大阪市が「大阪市後見支援研究会」を設置
- ・平成19年6月に「大阪市成年後見支援センター」として開設
- ・大阪市社会福祉協議会が大阪市からの委託を受けて運営

■成年後見支援センターの機能

- ①成年後見制度に関する広報・啓発並びに相談、申立て支援
- ②市民後見人の養成・活動の支援
- ③地域の相談支援機関への権利擁護にかかわる後方支援
- ④成年後見制度にかかわる機関・団体等との連携

■体制

- ・運営委員会
- ・事務局
- ・受任調整会議・企画会議〔月2回常設〕

（学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士・大阪市・事務局）

* 専門的支援が的確に行えるよう、後見業務の経験がある専門職に専門職相談への対応、市民後見人の養成、受任調整、活動支援に継続的に関わっていただき、専門的観点からの支援、助言を受けている。

センターの機能と体制ですが、センター機能として4点ございます。

①成年後見制度に関する広報・啓発並びに相談、申立て支援。これには機関や施設、市民を対象とした相談・支援、申立て支援が含まれております。②市民後見人の養成・活動支援、③地域の相談支援機関への権利擁護にかかわる後方支援、④成年後見制度にかかわる機関・団体等との連携ということになります。

体制としては、運営委員会が年に1～2回開催されています。

家庭裁判所との意見交換会も年1回あります。発足当初は年2回実施しましたが、現在は年1回にしております。統括裁判官または主任書記官、主任調査官と意見交換をしております。

月2回開催しておりますのは受任調整・企画会議でございます。弁護士・司法書士・社会福祉士・学識経験者・大阪市の担当者と1年間固定のメンバーで開催しています。専門職につきましては各職能団体から派遣いただき受任調整会・企画会議に入っております。

専門相談員は、受任調整・企画会議委員と同じメンバーによって週2回実施して入っております。1回90分の専門相談で、成年後見の申立て支援相談や市民後見人の相談にあたっています。

職員体制は、所長・副所長・主査・相談員ということになります。おもに社会福祉士、精神保健福祉士等として権利擁護にかかわってきた相談員が、支援に当たる体制でございます。

運営委員会は、受任調整・企画会議委員とは別の医師・弁護士・司法書士・社会福祉士と学識経験者が入り、センター事業の方向性について協議していただいております。

センターの事業

成年後見支援センターの事業

- ①成年後見申立て相談・支援
- ②成年後見制度に関する広報・啓発
- ③市民後見人の養成
- ④市民後見人バンクの設置・運営
- ⑤市民後見人の受任調整
- ⑥市民後見人の相談・活動支援
- ⑦成年後見制度に関わる機関・団体等との連携
- ⑧専門相談（権利擁護、認知症医療、法律）

成年後見支援センターの主な事業として8つございます。

申立て相談・支援件数

成年後見支援センターの申立て相談・支援件数

1. 市民・機関・施設等からの成年後見 申立て相談・支援件数 1,205件	3. 相談支援機関からの権利擁護相談件数 659件 法律相談件数 137件 認知症医療相談 97件
2. 市民後見人からの相談・支援件数 1,449件	

市民・機関・施設等からの成年後見の申立てにかかわる相談・支援件数が平成24年度で1,205件、市民後見人からの相談・支援件数が1,449件ございます。

相談支援機関からの権利擁護相談件数が659件、法律相談件数が137件、認知症の医療相談件数が97件です。これらはいずれも専門職が入って、機関や施設を後方支援するための相談です。

大阪市の市民後見人養成者数の推移

大阪市の市民後見人養成者数の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
年度	H18～19年度	H19～20年度	H20～21年度	H21～22年度	H22～23年度	H23～24年度
オリエンテーション参加者	550	182	171	185	173	159
基礎講習受講者	114	88	84	81	79	68
実務講習受講者	50	45	46	49	46	45
実務講習修了者	45	42	43	44	42	41
市民後見人バンク登録者	44	40	36	41	40	39

大阪市の市民後見人養成の流れですが、昨年度までに第6期の養成を実施いたしました。

各期の「市民後見人バンク登録者」数を掲載しました。毎年約40名前後の登録を重ねてきたところでございます。広く市民に広報し、募集させていただき、完全な公募により講座を運営し、養成しようというシステムでございます。

登録者研修

登録者研修（平成24年度）

市民後見人バンク 登録者研修内容一覧(平成24年度)			
回数	月日	内容	講師・コーディネーター
1	5月19日	大阪市の障がい者施策について	福祉局障害政策部福祉課
2	6月30日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	田村満子社会福祉士
3	8月25日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	田村満子社会福祉士
4	10月27日	シンポジウム「地域における市民後見人の役割と期待」	
5	11月24日	対人援助の基本と後見活動	岩間伸之大阪市立大学大学院教授
6	12月8日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	田村満子社会福祉士
7	1月12日	税務申告制度について	香取美希公認会計士
8	2月23日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	田村満子社会福祉士
9	3月2日	地域別グループ学習会 タの集訓について	地域包括支援セン ター
	3月9日	地域別グループ学習会 ケアカンファランス勉強 会	都島区地域包括支援センター 高橋真理子社会福祉士
	3月9日	地域別グループ学習会 地域で成年後見 制度の学習会をする時のポイント勉強会	井上雅人弁護士
	3月16日	地域別グループ学習会 タの集訓について 高齢者の在宅サ ービス(インフォーマルサービスも含む)利用について	平野区社会福祉協議会
	3月16日	地域別グループ学習会 タの集訓について	浪速区地域包括支援センター
10	3月16日	地域別グループ学習会 グループホームの見学	認知症対応型グ ループホームの集訓

平成 24 年度の登録者研修の内容を一覧にしました。昨年度は9回実施しております。

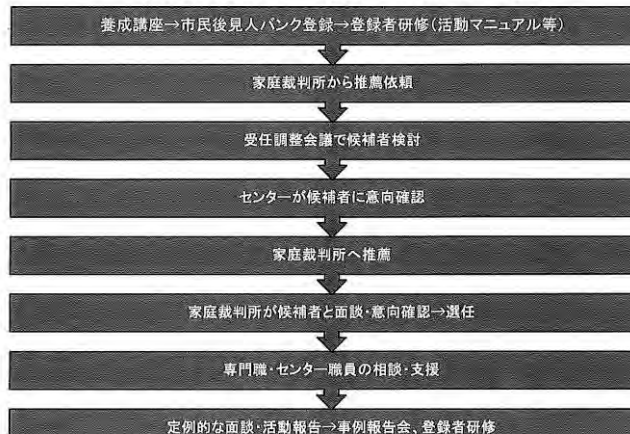
9回目は地域別グループによるグループ学習です。各地域で市民後見人がみずから研修場所を設定しています。地域包括支援センターですとか施設やグループホームに赴いて研修を実施されています。

被後見人の選挙権が回復して初めての選挙が7月21日に行われたところでありまして、選挙に先がけた7月6日に急遽、登録者研修を行いました。被後見人の選挙権の行使をどう支援していくのか研修が行われたところで

ございます。座学の後、受任者だけで集まり、具体的なケーススタディーを行いました。

市民後見人が選任される過程

市民後見人が選任される過程



バンク登録後の大阪市の市民後見人選任のプロセスにつきましては、家庭裁判所の推薦依頼から始まります。

つまり大阪家庭裁判所が第一次的なスクリーニングを行うことから始まりまして、私どもは受任調整会議で市民後見人に相応しい事案か否かを検討して、登録者のなかからお一人を選んで家庭裁判所に推薦します。そして家庭裁判所による面談と選任によって、最終的に市民後見人に選任される体制となっております。

市民後見人の基本的性格

大阪市の「市民後見人」の基本的性格

1. 「市民後見人」の基本的性格(大阪市立大学大学院岩間伸之教授)

- (1) 市民の参画による「地域福祉」と「権利擁護」の推進
(狭義の権利擁護から「積極的権利擁護」へ)
- (2) 行政と市民との協働(コラボレーション)

2. 大阪市における「市民後見人」とは

- ① 家庭裁判所からの単独選任
- ② 親族以外の第三者後見
- ③ 市民後見人バンク登録者
- ④ 報酬を前提としない市民活動
- ⑤ 身近な市民の立場での後見活動

大阪市の「市民後見人」の基本的性格としては、市民参画による「地域福祉」と「権利擁護」の推進、成年後見制度を活用し、専門的支援のもとでの「積極的権利擁護」の実現を「行政と市民の協働」によって行うこととしています。

また、①家庭裁判所からの単独選任であること、②親族以外の第三者後見であること、③市民後見人は大阪市の市民後見人バンク登録者であること、④報酬を前提としない市民活動であること、⑤身近な市民の立場での後見活動であることを特徴としております。

市民後見人活動の特徴

大阪市の市民後見人活動の特徴

<市民後見人が担う事案の特徴>

- 財産管理 多額の財産管理や負債がなく、不動産等の処分を伴わない事案
- 身上監護 コミュニケーション・対人援助等に専門的な技術が必要としない事案
- その他 虐待や権利擁護など、急迫した事情を有しない。親族等との関係が良好で、地域からの後見活動が可能な事案。
- 申立人 制限を設けない
- 居 所 制限を設けない

<市民後見人活動の特徴>

- 報酬を前提としないボランティア・市民活動として受任し、報酬付与の審判請求をしない。
- 居住区や隣接区など、比較的近い距離から見守りや訪問を行うことを前提に後見業務をおこなう。
- 市民後見人が、監督を受ける家庭裁判所への報告や連絡が適切に行えるよう大阪市成年後見支援センターが相談・支援、指導を行う。
- 大阪市成年後見支援センターが行う相談・支援、指導の内容と方法は「市民後見バンク運営基準」、「市民後見人活動の基準(マニュアル)」によって行う。

大阪市の市民後見人が担う具体的な事案の特徴を述べます。

財産管理等については多額の財産管理や負債がないこと、身上監護についてはコミュニケーションに専門的技術を必要としないこと、あるいは虐待や権利擁護など急迫した事情を有しないこと等の選任時における事案のイメージを持って、家庭裁判所と事案についての刷り合わせを常に行っているところがございます。

実際の受任調整会議にあたっては地図を広げて、市民後見人のお住まいから比較的近い地域で活動できるようにと調整しています。

市民後見人の活動報告・支援の状況

市民後見人の活動報告・支援の状況

	市民後見人から家庭裁判所への報告			市民後見人からセンターへの活動報告			センター(専門職・事務局)との面談	
	財産目録	収支決定表	後見活動方針 センター報告1-2 添付資料	1-1	1-2	1-3	専門職・事務局 受任直後の活動支援	本人の資料、後見活動 資料の確認
選任								
1か月後	○	○	○	○	○	○	作成支援	△
2か月後								
3か月後						○	相談支援	△
4か月後								
5か月後								
6か月後	○	○	○	○		○	作成支援	△
7か月後								
8か月後								
9か月後						○	相談支援	△
10か月後								
11か月後								
12か月後	○	○	○	○		○	作成支援	△
13か月後								
14か月後								
15か月後						○	相談支援	△
16か月後								
17か月後								
18か月後	○	○	○	○		○	作成支援	△ 15

選任直後から、専門職も入って活動支援をいたします。選任後1か月後の財産目録の調整報告を終えて、大阪市の市民後見人の場合は6か月ごとに、家庭裁判所に対して、財産目録から支援(後見活動)内容のすべてを報告していただいています。

具体的には領収書等の確認など、1円単位の誤差もないように報告書を作成して、家庭裁判所へ提出していくことになります。

受任状況

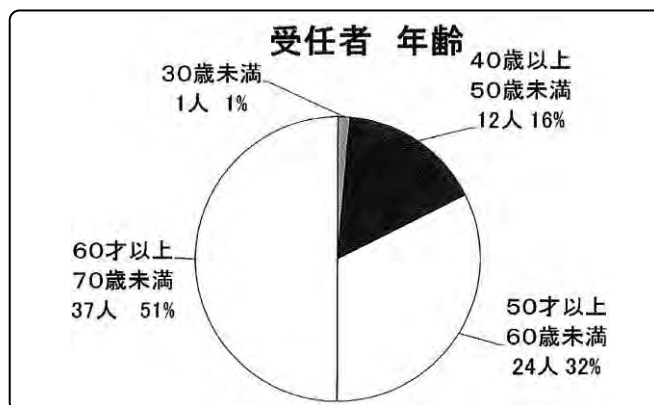
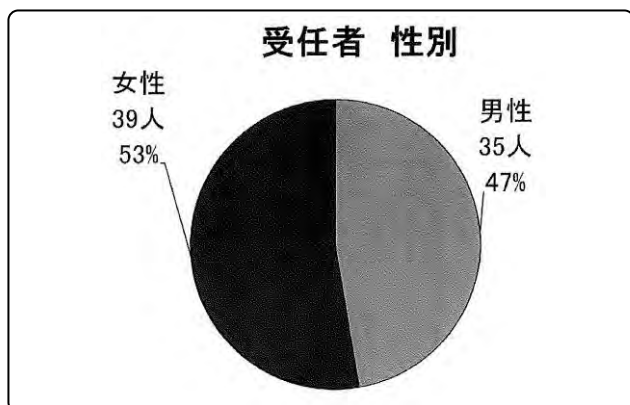
受任状況(2013.6.1)

- ・受任件数は?
- ・類型?
- ・単独か複数後見か?
- ・1人の市民後見人が担当する事案数?
- ・市民後見人の交代事案?
- ・後見事務費?
- ・報酬?

- ・74件(79人)
- ・後見類型 100%
- ・単独後見 100%
- ・1対1の関係 100%
- ・他府県への転居、身体状況、仕事の圏域
- ・本人の資産・収入から支払われる
- ・報酬付与の申立てを行わない

6月1日現在の受任事件数は74件です。本日時点で81件目の受任調整をしているところです。後見類型・単独後見ということで、1対1の関係としております。

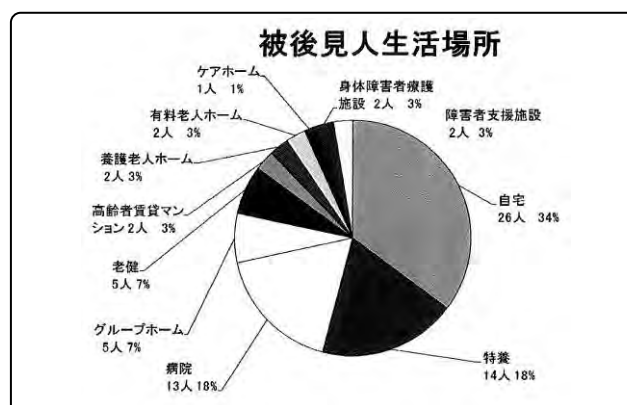
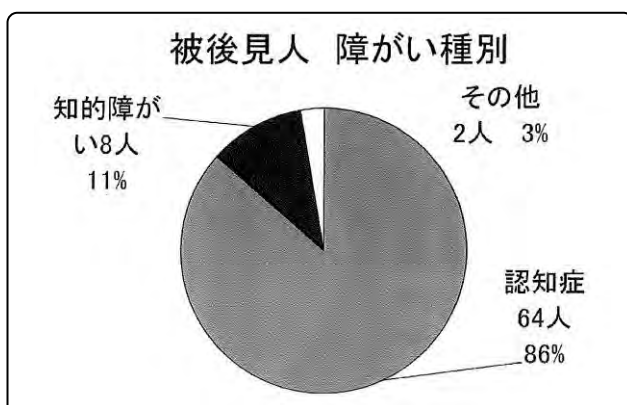
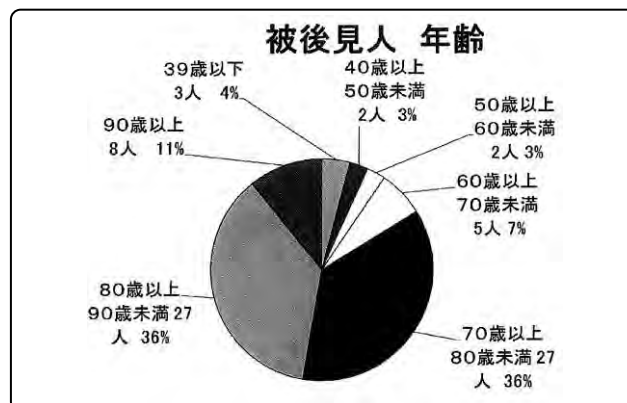
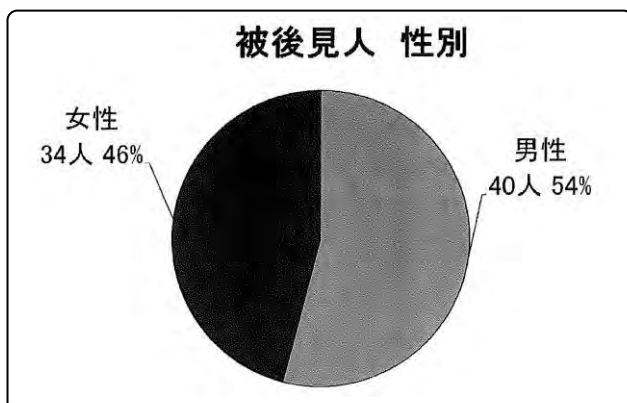
受任者の状況



受任者の状況について簡単にご報告させていただきます。

受任者の性別は約半々。年齢的には40代、50代の方で約半数。残り半数が60代です。団塊世代あるいは企業等を退職したシニアの方が、やはり時間的な余裕を持っておられますので、60代が最も多いということがございます。

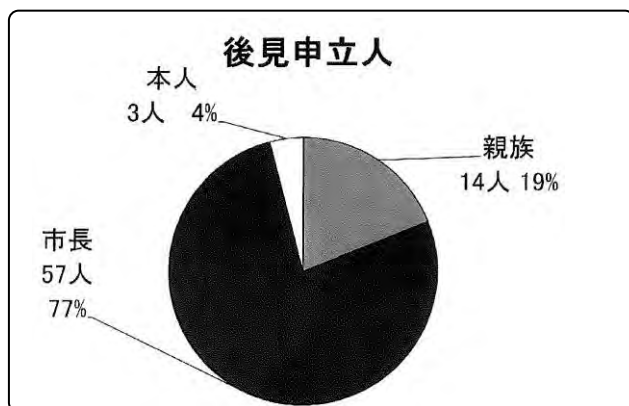
被後見人の状況



被後見人の性別は男性54%・女性46%。年齢・障害種別は、やはり70代以上の認知症高齢者が多いという特徴がございます。

ただし、なかには20代の知的障害者、あるいは30代40代の施設入居者という方もおられます。

被後見人の生活場所ですが、選任時に制限を設けておりませんので、自宅・特別養護老人ホーム・病院・グループホーム・老人保健施設・有料老人ホーム等々、多岐にわたっております。

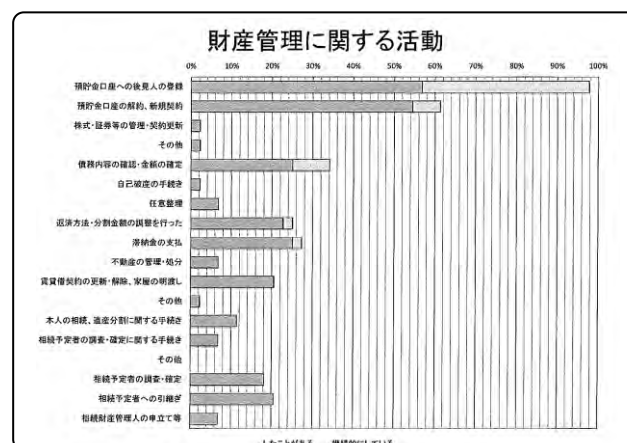
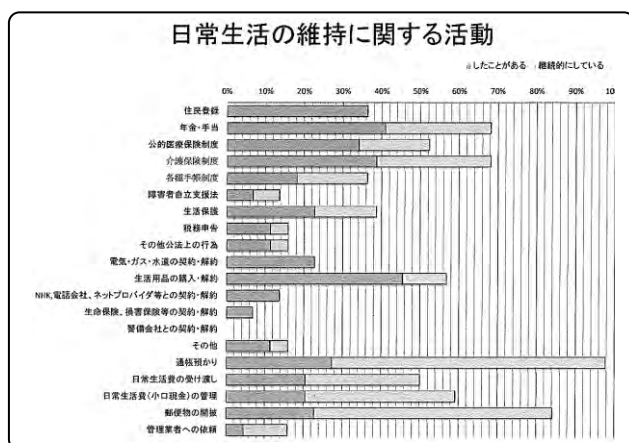
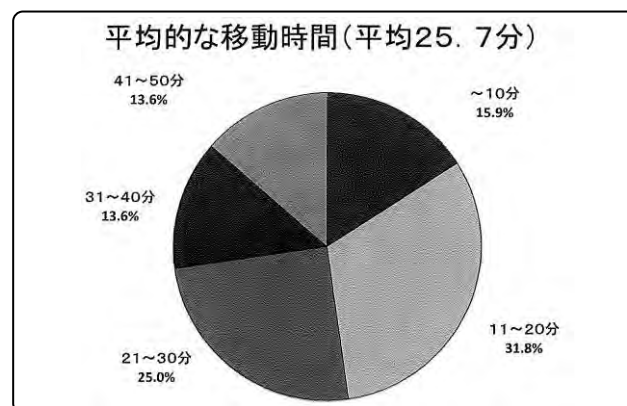
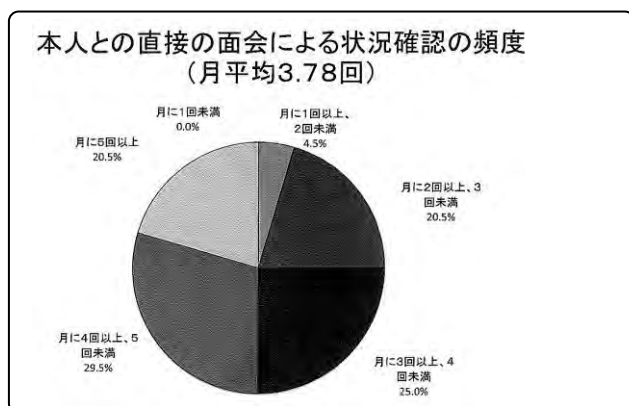


後見申立人についても、申立人を制限しているわけではございません。市長、親族、本人とありますが、やはり市長申立て事案が多くなっているところでございます。

受任者に対するアンケート調査結果

受任者50人に対するアンケート方式による
活動内容の調査(H22.11)
有効回答44人

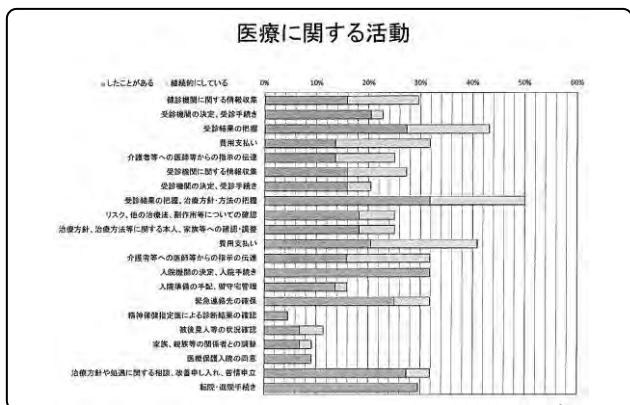
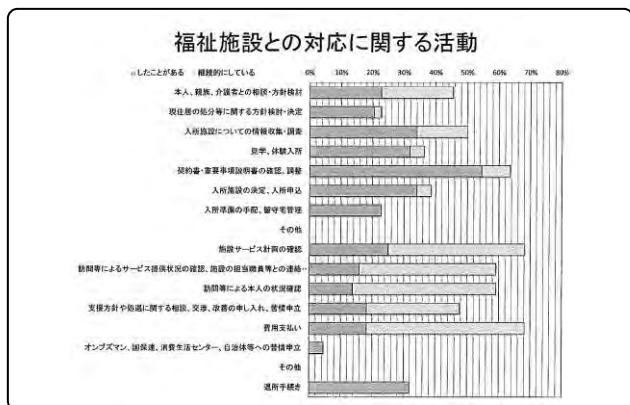
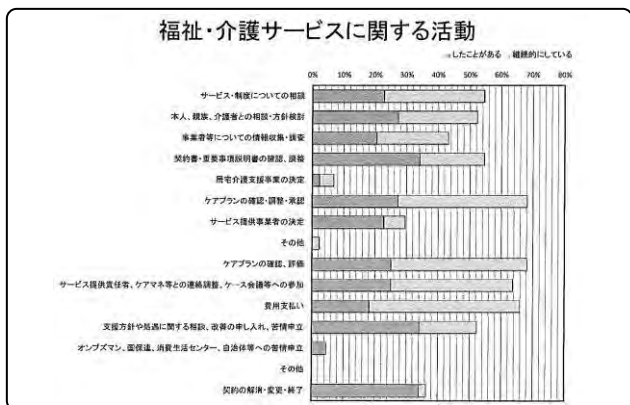
受任者 50 人に対するアンケート調査の結果をご報告します。



「本人との直接面会による状況確認の頻度」は月平均 3.78 回です。週 1 回程度の面談をやっているというところで実施しております。

「平均的な移動時間」は 25.7 分です。大阪市内ですと電車で約 20 分の距離、地下鉄 2 駅ぐらいの距離感で受任調整をしています。

大阪市の市民後見人が具体的にどんな活動をしているのかをまとめました。ほぼ法人後見と同じ業務をしています。



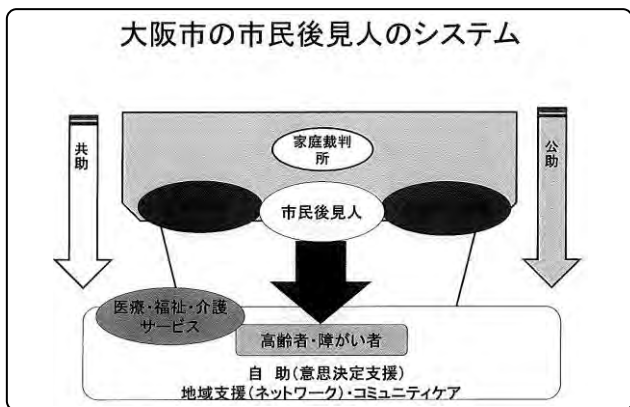
「日常生活の維持に関する活動」についてですが、「通帳預かり」はほぼ 100%の方の通帳を預かっています。「財産管理に関する活動」につきましては、後見人が口座登録をいたしまして、支払い等に当たっております。

「福祉・介護サービスに関する活動」につきましては、ケアプランの確認・調整・承認またはケアプランの評価、ケース会議等の出席が主要な活動となっております。

「福祉施設との対応に関する活動」につきましては、契約書等の書き直しですとか、訪問等によるサービス状況の確認等を実施しているところです。

「医療に関する活動」につきましては、医師等からの説明を聞くという責任を市民後見人は果たすなかで、医療同意は行わないという法令に基づいた原則通りの支援をさせていただいています。

大阪市の市民後見人のシステム



大阪市の市民後見人のシステムとしては、「公助」として自治体の権利擁護の施策として実施され、市民活動としての「共助」と協働し、専門職が関与して支援するというところを非常に重要視しております。

ひとつの事案に対して、大阪市と市民後見人、大阪市成年後見支援センター、専門職が協働していることにより、権利擁護の名のもとで権利侵害に至ることがないように、活動を繰り広げています。

大阪府全体で同一システムによる運営

大阪府全体で同一システムによる運営

- ・ 被後見人の転居、入退院、入退所にとまなう居所の変更に対応
- ・ 市民後見人の転居等にとまなない、市町村間で登録体制を整えることが可能
- ・ 家庭裁判所と府、市町村、社協との協働が推進される
- ・ 府域全体の周知を可能とする
- ・ 圏域体制による実施

前回研究会で大阪府社会福祉協議会からご報告があったと思いますが、現在、大阪府内の市民後見人の養成・支援につきましては、同一のシステムによる運営となりました。政令指定都市だけでなく、小さな市町村も実施できるようにとの配慮から、大阪府ではブロック圏域で事業が実施されています。

大阪府内は、市民後見人の養成プログラムも同内容に統一され、受任調整のシステムも同一、

そして後方支援体制も同様の内容になりました。

たとえば大阪府全体で、市民後見推進事業を実施している自治体間では、被後見人の転居・入退院・入退所にともなう居所の変更に对应できるようになりました。市民後見人が転居しても、転居先の市町村に登録する体制を整えることができます。

家庭裁判所との関係も、大阪家庭裁判所の本庁、堺支部、岸和田支部とともに、ほぼ同じシステムによる対応となり、調整できるようになりました。

なお大阪府内にはさまざまな市町村があり、権利擁護のシステムも異なります。

大阪市のように、申立て段階で家庭裁判所のスクリーニングを用いるところがあれば、申立て段階でコントロールする市町村もあります。また法人後見を併設している市町村もあります。

市町村によってさまざまなシステムをもつわけですが、申し立て後の市民後見人の支援に限っては同システムを利用・運用するということです。これにより大阪府と政令指定都市である大阪市と堺市、その委託先である社協の事務局と合同で、定例的に事務局会議を実施しているところでございます。

相談機関・施設等を対象とする専門相談

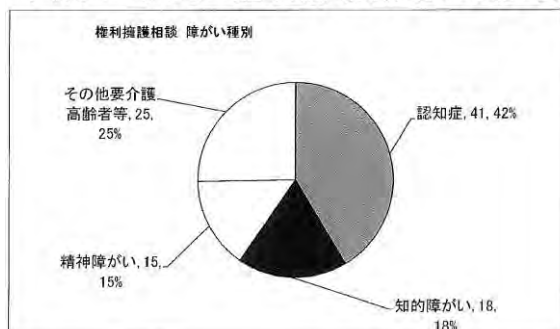
相談機関・施設等を対象とする専門相談
(平成24年度)

相談方法	専門相談			専門相談計 件数
	権利擁護 件数	法律 件数	認知症医療 件数	
電話・メール	0	0	0	0
来所	89	52	50	191
訪問	9	0	0	9
その他	0	0	1	1
合計	98	52	51	201

相談機関・施設等を対象とする専門相談を併せて実施しております。権利擁護、法律、認知症医療、いずれも専門職が入っております。これは地域レベル、区レベルの相談支援機関への後方支援となります。

権利擁護相談の対象者

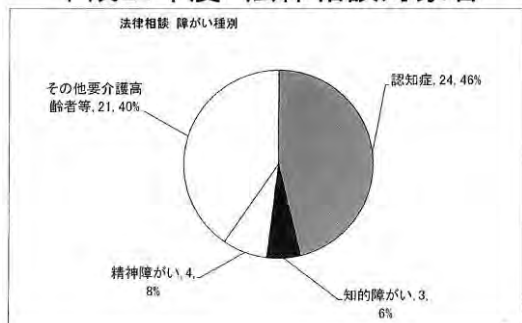
平成24年度 権利擁護相談対象者



権利擁護相談の対象者ですが、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の方が主な対象です。

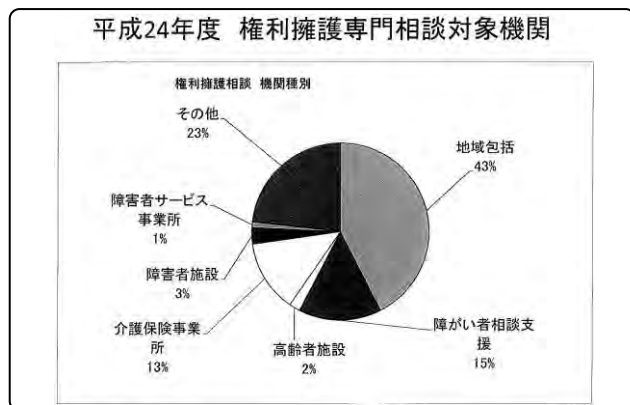
法律相談の対象者

平成24年度 法律相談対象者



法律相談の対象者は認知症の方が約半数、46%です。知的障害者・精神障害者の方が14%、その他要介護高齢者等が40%を占めます。

権利擁護専門相談対象機関

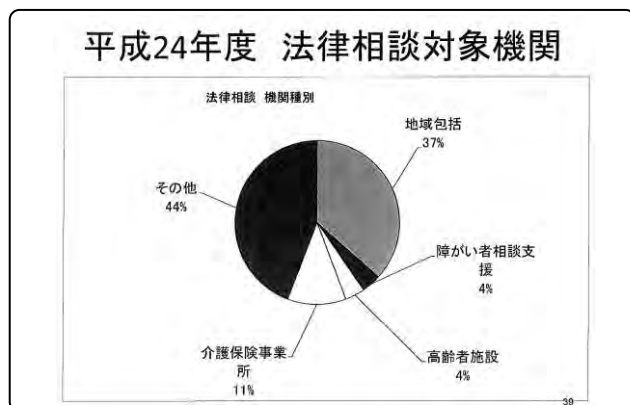


権利擁護専門相談としてどのような機関を対象にしているかを挙げました。

やはり地域包括支援センターが多くて43%。そのほか障害者相談支援センター15%、介護保険事業所13%などが、主な相談機関を占めています。

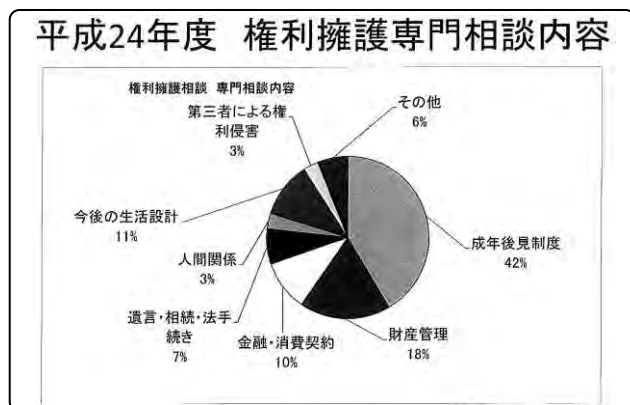
権利擁護専門相談は1回90分で、弁護士・司法書士・社会福祉士による権利擁護の支援相談になります。

法律相談対象機関



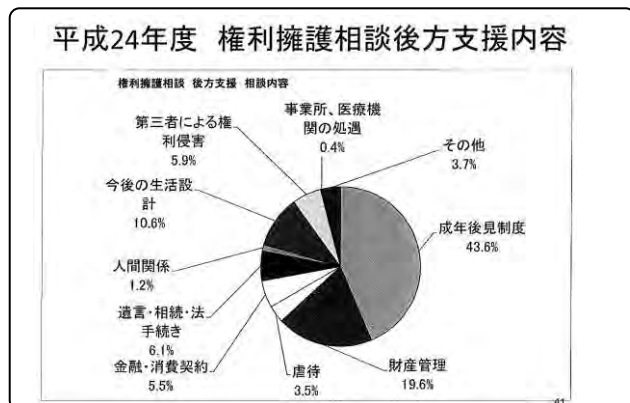
法律相談では弁護士による相談を行っています。こちらでも地域包括支援センター37%、介護保険事業所11%、高齢者施設4%と、高齢者関係の機関で過半を占めます。

権利擁護専門相談内容



権利擁護専門相談の内容です。成年後見の専門相談も別に行っているわけですが、権利擁護専門相談のなかでも成年後見制度に関する相談内容が42%を占めます。

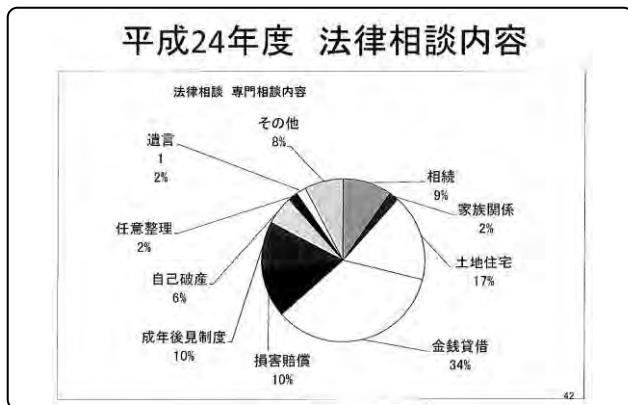
権利擁護専門相談後方支援内容



専門相談を終わった後は、関係機関と協働して支援を実施し、事例をモニタリングしていきます。そのことを後方支援と呼んでおります。

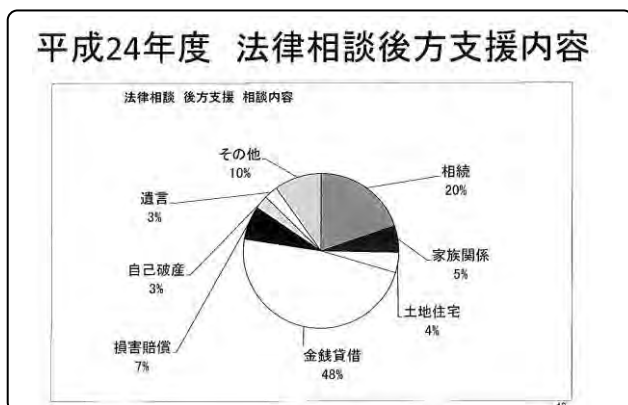
成年後見制度に関する後方支援が43.6%を占めます。そのほか財産管理19.6%や今後の生活設計10.6%が主な支援内容となります。

法律相談内容



法律相談内容としては、金銭貸借 34%がもっとも多く、損害賠償 10%、成年後見制度 10%、相続 9%といったものが、主な相談内容です。

法律相談後方支援内容



法律相談の後方支援内容としては、金銭貸借が約半数 48%を占めます。

『市民後見人活動支援のための手引き』『市民後見人活動の基準(マニュアル)』

大阪市成年後見支援センターでは『市民後見人活動支援のための手引き』を作成しております。この冊子は、市民後見活動に携わる職員側のチェックリストになっています。『市民後見員活動の基準(マニュアル)』は、大阪市の市民後見人が持つマニュアルになります。

領収書は、市民後見人がどのような支援活動を行っているのかを把握したり、ご本人がどのような生活を行っているのかを把握するのに、非常によくわかる資料でございます。領収書は、専門職による専門相談の際にかならず確認させていただきます。

領収書を確認することで、非常に間食が多い食生活をおくっているとか、栄養の問題がみられる等の、ご本人の生活支援上あるいは権利擁護上の課題を読み取っています。

【専門相談での確認事項】につきましては、規約などの内容等について確認を行いまして、支援者との関係、親族との関係についても配慮して実施しているところでございます。

領収証の突合を行うことで、1円たりとも誤差の生じないような、6か月単位の金銭管理の後方支援を行っているわけであります。こうした市民後見人システムとしての信頼性を保つのが、大阪市のシステムだと考えております。

『手引き』に「本人のための財産活用」という節があります。この部分は、ご本人の意思をどう代弁するか、ご本人の最善の利益は何かということを考えたときに、非常に話題となるところです。市民後見人が、専門相談等を駆使してご本人の意思をどれだけ汲み取ってくれるかがいつも課題になります。

ご本人のお金を、ご本人のためにどう使うかが非常に重要になります。

その次に「自費ヘルパー契約の場合」と書いてございます。市民後見人が就任いたしますと、特

別養護老人ホーム入所者につきましては多くの場合、週1回程度の外出行為を行っていただいています。

契約という形でしか具体的方法はないのですが、コンビニに行ったりとか、散歩に行ったりとか、外出行為が行えるような生活の実現を非常に重視しております。こういった実践もたくさんの事案でできるようになってまいりました。ご本人の収入のなかで行っていますので生活保護受給者であってもこうした支援は可能です。市民後見人の活動によって、こういったシステムを可能にしているのをございます。

大阪市では260万都都市としての、ひとつの公的な後見システムとして市民後見があり、大阪市成年後見支援センターがあります。

千葉県権利擁護支援ネットワーク

(副理事長 佐藤彰一／副理事長 長谷川 秀夫)

「千葉県権利擁護支援ネットワーク」が設立されたのが平成25年年2月です。

お手元にパンフレットがございます。設立から日が浅いものですから、まだ仮のパンフレットです。活動実績として具体的にこれをやったというお話はできる段階ではありません。

ただ、今日の活動にいたった経緯や背景があります。今日はその話をさせていただきます。

全国権利擁護支援ネットワーク

介護と連動する市民後見研究会 説明メモ

2013年9月6

全国権利擁護支援ネットワーク
千葉県権利擁護支援ネットワーク
佐藤 彰一

1 全国権利擁護支援ネットワークについて 資料2、3

2009年9月5日設立(22団体)

- (1) 権利擁護支援のネットワークであること(成年後見のネットワークで)
- (2) 他職種連携(法律職と福祉職の連携を中心に)
- (3) 地域での権利擁護支援の実践活動

2011年から日本福祉大学と連携:2012年権利擁護研究センター

※ 県レベルの活動: 岡山、鳥取、香川など

2 千葉県権利擁護支援ネットワーク(資料5、6)

後見支援活動: NPO法人先行: PACG、シグナル、東総権利擁護
社協: 千葉市、浦安市、柏市、佐倉市
専門職相互(弁護士会内部・司法書士・福祉職)連携弱い。

千葉県総合支援協議会権利擁護専門部会の委員から発展

3 市民後見人について(資料4)

資料

- 1) 佐藤彰一説明メモ(本書)
- 2) 全国権利擁護支援ネットワーク、パンフレット(H25・8)
- 3) 権利擁護支援活動マニュアル(ガイドブック)全国権利擁護支援ネットワ
(H25・3)
- 4) 佐藤彰一「市民後見人養成の課題」発達障害者白書2014年度版115
(明石書店・2013)
- 5) 千葉県内権利擁護支援団体の概要
いずれも平成24年3月末現在
- 5-1 PACガーディアンズ …資料1-2
- 5-2 しぐなるあいず …資料1-3
- 5-3 東総権利擁護支援ネットワーク …資料1-4
- 6) 千葉県権利擁護支援ネットワーク仮パンフ …資料1-5

「介護と連動する市民後見研究会 説明メモ」という、私の名前の入ったペーパーをご覧ください。

すこし大きなところから話をさせていただきます。

全国的組織として、全国権利擁護支援ネットワークが2009年9月に設立されています。

設立当初22団体から始まりました。団体会員を正会員としております。

全国権利擁護支援ネットワークのパンフレットをご覧ください。今年1年半ばの段階で67団体に増えています。最近、申込みが相次いでいます。おそらく今年度内には、70団体を超すのではないかと考えています。

全国権利擁護支援ネットワークは学術団体ではありません。政治的活動を行う団体でもございません。全国各地で活動している権利擁護団体が、共通の悩みについて情報交換し、さまざまな活動をしています。これらの活動から、もし政策的にできることであれば、そういった動きもしていこうか…ということで設立された団体です。

全国権利擁護支援ネットワークに参加している団体のほとんどが後見支援をしています。今日

は市民後見関係の会合とうかがっていますが、これらの団体は後見支援の団体ではありません。あくまで高齢者や障害者の権利擁護支援を基本に置いている団体という位置づけです。

現在の日本では、成年後見制度は権利擁護の重要なツールです。結果的に、成年後見制度にかかわっている団体が多いのですが、それは結果論です。成年後見をしているから権利擁護の団体である、とは考えていません。

成年後見をしているなかでも、権利擁護という方向づけがある団体にご参加いただき、意見交換を行っていく目的で設立されています。権利擁護支援ですので、究極のところ「地域ぐるみで支援しなければならない」という側面が強くてしています。

設立趣旨

- ・増大する（高齢者・障害者の）多様な権利擁護支援ニーズへの社会的な取り組み
- ・地域における権利擁護支援活動の推進
- ・多様な権利擁護活動に関する「実践現場」からの課題提起
- ・権利擁護の支援手法の標準化・普遍化
- ・権利擁護システムの構築と具体化のための法制度の整備

入会案内

正会員：当団体の趣旨に賛同し、その活動に参加・協力する団体
賛助会員：当団体の趣旨に賛同し、その事業を支援する個人・団体

◆会費について◆

正会員	入会金	10,000円
(団体のみ)	年会費	12,000円
賛助会員	入会金	なし
(個人・団体)	年会費	1口 3,000円

◆お問い合わせ先◆

事務局 PASネットまで



<運営委員会>

代表：佐藤 彰一
(PACガーディアンズ：千葉県)
副代表：田邊 寿
(伊賀地域福祉後援サポートセンター：三重県)
副代表：竹内 俊一
(岡山高齢者・障害者支援ネットワーク：岡山県)
事務局長：上田 晴男
(PASネット：兵庫県)
運営委員：谷 徳行
(宮城福祉オンズネット「エール」：宮城県)
森高 清一
(権利擁護支援センターふくおかネット：福岡県)
尾崎 史
(あさがね：滋賀県)
東 啓二
(南宮後援会：北海道)
監事：今井 友乃
(知多地域成年後見センター：愛知県)
事務局：PASネット

誰もが

地域で自分らしく

暮らせるために...

<事務局>

〒663-8245
兵庫県西宮市津門呉羽町 2-15-102
特定非営利活動法人PASネット内
ASNET-JAPAN事務局
TEL: 0798-22-7551
URL: <http://www.asnet-japan.net/>
E-mail: info@asnet-japan.net

※本リーフレットは「独立行政法人福祉医療機構
社会福祉復興助成事業」の助成を受けて制作しました

全国権利擁護支援ネットワーク



誰もが地域で安心して暮らせるために...

地域で権利擁護に関わる支援活動を始めた団体が全国各地に生まれています

近畿ブロック

- ・あさがね (滋賀)
- ・N ネット (奈良)
- ・PASネット (兵庫)
- ・宝塚成年後見センター (兵庫)
- ・東大阪成年後見支援センター (大阪)
- ・NPOかなびの丘 (大阪)
- ・高島市社会福祉協議会 (滋賀)
- ・山城権利擁護ネットワーク (京都)
- ・おきき (兵庫)
- ・権利擁護・神戸心の相談センター (兵庫)
- ・成年後見センターもだま (滋賀)
- ・伊丹市社会福祉事業団 (兵庫)
- ・西成後援の会 (大阪)

北海道ブロック

- ・海富良野町
- ・南富良野町社会福祉協議会
- ・ジャズミン権利擁護センター
- ・小樽市社会福祉協議会
- ・小樽・北のべし成年後見センター

東北ブロック

- ・そよ風ネットワーク (福島)
- ・宮城福祉オンズネット「エール」 (宮城)
- ・おたがいのなつ (山形)
- ・成年後見センターもりのあけ (岩手)
- ・権利擁護あおい森なつ (青森)
- ・宮古圏域障がい者福祉推進ネット (レインボーネット：岩手)
- ・あいつ安心ネット (福島)
- ・県北あしんネット (福島)

中部・関東ブロック

- ・岡山高齢者・障害者支援ネットワーク (岡山)
- ・広島市権利擁護センターほっと (広島)
- ・権利擁護ネットワークほうき (鳥取)
- ・萩長門成年後見センター (山口)
- ・萩長門成年後見支援センター (山口)
- ・とっとり東部権利擁護支援センター (鳥取)
- ・久万高原町社会福祉協議会 (愛媛)

権利擁護の専門的な相談支援
研修会等による地域啓発
成年後見制度の利用支援
「法人後見」の活用
第三者後見人等の養成
福祉オンズマン活動等

ネットワークの原則

- ①「目的と役割」の共有
- ② ゆるやかなつながり
- ③ 地域性・独自性の尊重

九州・沖縄ブロック

- ・権利擁護支援センター
ふくおかネット (福岡)
- ・沖縄市社会福祉協議会 (沖縄)

中部・東海・北陸ブロック

- ・東濃成年後見センター (岐阜)
- ・伊賀市社会福祉協議会 (三重)
- ・知多地域成年後見センター (愛知)
- ・田原市社会福祉協議会 (愛知)
- ・アドボネットながの (長野)
- ・荏野町社会福祉協議会 (三重)
- ・松本市社会福祉協議会 (長野)
- ・燕市社会福祉協議会 (新潟)
- ・尾張東部成年後見センター (愛知)
- ・春日市社会福祉協議会 (三重)
- ・柏崎市社会福祉協議会 (新潟)
- ・とくみ地域障害者成年後見福祉会 (富山)
- ・佐渡市社会福祉協議会 (新潟)
- ・上越市社会福祉協議会 (新潟)

関東ブロック

- ・PACガーディアンズ (千葉)
- ・湘南ふくしネットワークオンズマン (神奈川)
- ・東総権利擁護ネットワーク (千葉)
- ・成年後見センターしづるあひず (千葉)
- ・かわさき障がい者権利擁護センター (神奈川)
- ・東松山市社会福祉協議会 (埼玉)
- ・ふこはま成年後見つばさ (神奈川)
- ・埼玉県障害者相談支援専門員協会 (埼玉)
- ・あい権利擁護支援ネット (東京)
- ・VIA | Cコミュニケーション研究所 (千葉)
- ・川崎市障がい者相談支援専門員協会 (神奈川)
- ・和の環 (神奈川)



すすめよう！権利擁護 ひろげよう！支援の輪

計60団体 (2013年3月現在)

「地域ぐるみ」ですので、専門職の連携がたいへん重要となります。全国権利擁護支援ネットワークに参加している団体は、そのすべてが地域の法律職や福祉職、またそれら職種間の連携を旨としています。また、地域の福祉団体や行政との連携ができていることを旨としています。

いわゆる弁護士会とか司法書士会といった職種別の団体とは異なります。職種の方々たちだけで団体をつくっておられるのは、全国権利擁護支援ネットワークの趣旨からすると外れていますので、参加をご遠慮いただいています。

月1回程度の会合をもちながら、権利擁護支援を行う団体の動向を学術的に調査いたしました。お手元に配布した冊子『権利擁護支援システムを創ろう！』が、昨年度成果物です。研究結果というだけではもったいないので、ガイドブック様に仕立てました。

※ ○：当初から課題している事業。 ●：追加されて実施した事業。 △：当初は実施していたが現在は実施していない事業
ネ：ネットワ－クから生まれた事業。 (ネ)：ネットワ－クから生まれた事業で、当該法人以外が牽引している事業

[illegible]

前ページの表をご覧ください。

設立当初から深くかかわっている団体にアンケート調査を行いました。17 団体の設立経緯と趣旨、地域での活動経過等の回答を、一覧表の形でまとめています。本日お見えになっている「あさがお」も、設立当初からの重要な構成団体です。

これらのデータを、日本福祉大学が分析を行いまして、社協型とか自治体型あるいは専門職型など5類型に分けています。すべての団体が権利擁護を志向しています。「権利擁護を志向している」というのは、要するに成年後見だけをやっているわけではなく、地域の虐待対応やさまざまな生活相談、あるいは友愛活動などその他活動もあわせて行っているという意味です。

千葉県権利擁護支援ネットワークに声がかかりましたのは、表の右端にある「団体・専門職ネットワーク型」の話を…というご趣旨かと思います。

2 団体が掲載されています。「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」と「成年後見ネットワーク鳥取」が先行しています。これらの団体と同様な活動を意図して、千葉県権利擁護支援センターが設立されました。

現在、都道府県レベルでこのようなネットワーク構築を行っているところは、岡山県と鳥取県のほか、最近では香川県がネットワーク構築に取り組み始めました。ようやくそうした動きが出てきたのかなと思います。全県レベルでの専門職と福祉団体の連携という点が共通しています。

岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会の取り組み

同書に「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」の基本データを掲載しています。

岡山は相当な歴史がございます。NPO 法人設立は平成 17 年ですが、成年後見制度ができた当初から任意団体としての活動が始まっています。

岡山県の法律扶助協会がもっとも熱心に活動していたと聞いております。ここが中心となり、弁護士団体や司法書士団体、社会福祉士団体等に声かけがあり、かつ岡山大学も参画して、総合的なネットワークが生まれたという経緯を聞いています。

しかし、任意のネットワーク団体では、法人後見を行うことができません。そこで、平成 17 年に NPO 法人を設立しました。ですから、法人後見自体が目的ではなく、後見支援をするために法人を設立したという経緯です。この団体の考え方の特徴は、「必要なものは必要に応じてつくる」ということです。

法人後見のニーズがあるから「受任の受皿として NPO 法人をつくろう」ということです。また、法人後見を行っていると、とくに精神障害の方々が入居時の保証人がいないことが課題になります。そのために「入居支援の NPO 法人をつくろう」となります。「NPO 法人おかやま入居支援センター」はそうした必要からつくられました。あるいは、最近、子供の後見（未成年後見）を法人後見で受任できることになりました。その必要があれば「未成年後見専門の NPO 法人をつくろう」となります。

これらの動きは、すべて岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会が母体です。弁護士や社会福祉関係者等が、これらの動きにすべて絡んでいます。もちろん、裁判所とも協議をしながら推進しています。

岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会では相談会「高齢者・障害者何でも相談会」を開催しています。かならず福祉職と法律職がセットで相談対応をしていることが特徴です。できれば3～4人で相談することで、相談に来られた方をたらい回しにしない工夫をしています。

セットで相談にあたることで、専門職間で相互に欠けているところや、見方の違いを認識するこ

とになり、お互いが見識を深めていくことができます。このやり方は他所にも波及しています。私ども千葉県も、法律職と福祉職が2人で相談対応するよう努めています。

調査時点の後見支援件数は239件です。現在300件近くかと思われます。これだけ後見受任していると、岡山県内を1法人だけで…というわけにもいかなくなってきます。法人を設立する動きがあれば、その支援にあたります。法人が設立されれば、連携した活動を深めていくことになります。

また、県内市町村とアドバイザリー契約を結び、市町村が後見あるいは権利擁護の問題で困っている場合に、専門職を派遣して各種相談に応じる活動も行っていると聞いています。

千葉県権利擁護支援ネットワーク

岡山の活動を、私どももうらやましいと思っていました。

私ども千葉県内で機運が盛り上がったのは、去年の段階です。千葉県内で、全国権利擁護支援ネットワークに加入している団体は、現在4団体です。

特定非営利活動法人 PAC ガーディアンズ

このうち、千葉県内で後見支援の法人が設立されたのは、平成17年の「(特非) PAC ガーディアンズ」がいちばん最初です。さきほどの冊子に設立趣旨等が記載されています。PAC ガーディアンズは、千葉県内の障害者の子を抱える親たちの強い声で設立されました。設立以来、私が理事長を務めています。

当初から法人後見を行っています。また、親御さんが後見人になるケースが多いので、個人後見に関する相談や後見支援を行っています。調査時点の相談件数は年間約300件、平成23年度末時点の法人後見数が18件ですが、現在の法人後見件数は36件と倍増しています。

その理由は、平成23年7月から、船橋市から障害者関係の成年後見センターの委託を受けているためです。市長申立てを初めとして、市内の障害者関係の公的な後見はPAC ガーディアンズが行うことになり、件数が急増しています。

また、法人設立以後、ほぼ毎年いわゆる成年後見人養成講座を開催しています。

当初は千葉県全域を対象にしていたのですが、その後、松戸市を中心に活動する「しぐなるあいず」、鉾田市を中心に活動する「東総権利擁護支援ネットワーク」といった、姉妹NPO法人が設立されたので、PAC ガーディアンズは東京湾岸エリアの活動が中心になってきています。

ただ、この講座は、市民後見人を当初から念頭に置いているわけではありません。船橋市の委託を受けてからは「市民後見人養成講座」という名称で行っていますが、基本的には養成講座を修了された方々に、法人後見の事務担当者として活躍していただく形です。

登録者は50名を超えています。現在の法人後見件数が30件以上ですので、うち30名以上の方が、実際に法人後見の事務担当者としてご活躍いただいていることになります。

法人後見の基本的な考え方は、岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会の考え方を引き継いで、かならず複数で担当することになっています。できれば、専門職と養成講座を受けた方がセットになっての活動を指向しているところです。

特定非営利活動法人しぐなるあいず

平成18年に、松戸市に「(特非)しぐなるあいず」が設立されました。こちらは親の会というより専門職が主体です。調査時点の法人後見件数は31件ですが、現在は50件を超えております。

PAC ガーディアンズでは障害者の法人後見しか行っていないですが、しぐなるあいずは高齢者・障害者双方とも行っています。

しぐなるあいずは、国のモデル事業（市民後見推進事業）を松戸市の委託を受けて実施していま

した。しかし、現在は松戸市の事情等により行っていません。

一般社団法人東総権利擁護ネットワーク

東総権利擁護ネットワークがカバーする圏域は郡部が中心で、専門職がそれほどいません。基本的には、地元の福祉専門職の方々や行政、医療機関等の援助を受けながら、後見活動をしています。

これまで取り上げた3団体とも、かならず複数で担当する、かならず法律職と福祉職がセットでかわる、といったことを原則にしています。

こうした団体が法人後見を受任し、地域の後見支援を展開しています。

千葉県権利擁護支援ネットワークの設立へ

これらの活動を共通言語化し、関係する専門職の輪をもっと広げ、全県的な活動へとつなげていくことが必要です。

全県のネットワーク組織の設立に関しては、数年前から検討をはじめました。

千葉県庁に「千葉県総合支援協議会権利擁護専門部会」という障害者福祉の委員会があります。その委員を中心に、県とは別組織として「千葉県権利擁護推進ネットワーク」を立ち上げました。

英語で Mental Capacity Advocate Profession Chiba（略称 MCAP）といいます。

法律職と福祉職のそれぞれの連携を深めるという意図もありますし、各地で実際に活躍している NPO 法人や行政、社協などとの連携を深めて、千葉県内の権利擁護活動を進めていこうという意図もあります。

市民後見について一言

今日は時間の都合で割愛しますが、『発達障害者白書 2014 年版』に、市民後見に関して私が書いた文章がありますので、そちらをご参照ください。

結論的にいうと、日本の成年後見制度は非常にアウト・オブ・デートな制度です。

そのことを十分認識したうえで推進していくということです。そのためには、やはり相当きちんとした説明をしないとイケない。監督機能がなくてはならない。

私の話は以上です。ありがとうございました。

市民後見人養成の課題

後見人に親族が選任された場合を親族後見人、親族以外の人を選任された場合を第三者後見人と呼ぶ。後者のうち専門職が選任された場合を専門職後見人と呼び、専門職以外の一般市民から専任された場合を市民後見人と呼んでいる。これらの呼称は法律上の概念ではなく社会慣行として観念されているものである。

成年後見人の選任にあたっては、法制度上とくに明確な資格が要求されているわけではないし、成年後見に特化した専門資格があるわけでもない。したがって親族が就任することもできるわけであるし、専門職が就任する場合であっても弁護士、司法書士、社会福祉士など成年後見とは別異な専門資格を持っている人々を流用して選任しているに過ぎない。

しかし親族後見人も専門職後見人もその外縁を定義しようとすれば可能であるのに対し、市民後見人の場合、市民とはどのような人を指すのか、どのような人が後見人になれるのか、その定義は困難であり外縁は現状では不明確である。それゆえ統計上は扱いにくい側面があり、最高裁はつい最近にいたるまで、各年度統計にあたって市民後見人の項目を設定していなかった。

市民後見人への期待なるものが社会的に語られてくる背景には、①親族や専門職だけでは数が少ないと意識されることがあること、②ご本人の生活状態が安定してはいるが財産が少ないため後見報酬が望めない人には専門職後見人の就任が期待できないこと、などが挙げられよう。

厚生労働省も老人福祉法を改正し市民後見人養成事業を推進しており、全国各地でモデル事業が進行している。東京都社会福祉協議会が展開した社会貢献型市民後見人モデルや

大阪後見センターの市民後見モデルは、それぞれ先駆的なものと位置づけられている。家庭裁判所は、今のところ市民後見人の単独受任を基本的には認めておらず、社会貢献型市民後見人も養成した社会福祉協議会が後見監督人に同時に就任することを前提にしているし、大阪の例も養成団体と家裁との密接な協議のもと、センターへの登録をはじめとして養成機関の事実上の監督のもとに選任を行っている。

市民後見人選任についての家裁の慎重な姿勢は、我が国の成年後見制度が、諸外国の制度に比べて一昔前の代行決定の要素を強く残しており、加えて選任された後見人を支援・監督する公的な基盤が十分でない現状を考慮した場合、合理的な理由があると考えられる。

問題は、後見支援の公的基盤が脆弱であり、その中で市民後見人の安易な選任は、選任された市民後見人にとって思わぬ負担と困難を生じさせること、そして何よりもご本人にとって権利侵害的な後見支援の温床となる可能性があることを、十分に知らせないまま養成運動が進みつつあることである。

＊

我が国の成年後見制度は、代行決定の仕組みの中で自己決定支援を行うことになるので大変に難しい制度であること、結果的にご本人の生活に重大な結果をもたらすことがあること、後見人の監督責任など法的責任もあることなどを明確に伝えることが今後は重要であり、加えて法人後見の事務執行者など十分な支援と監督のもとに活躍の場を見出すことが適切であると考えられる。

（國學院大学 佐藤彰一）

かながわ権利擁護相談センター（神奈川県社会福祉協議会）

（所長 齋藤 計好／社会福祉士 中田 栄二）

神奈川県社会福祉協議会かながわ権利擁護相談センター所長の齋藤です。本日はわたくし齋藤と、市民後見を担当している中田の2名で参りました。

センターについては齋藤から、市民後見に関しては中田から説明させていただきます。

かながわ権利擁護相談センター「あしすと」の概要

かながわ権利擁護相談センターにおける市民後見の取組み

（社福）神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター

1 かながわ権利擁護相談センター（あしすと）の概要

（1）沿革

- ・ 平成10年10月 かながわ権利擁護相談センター（あしすと）設置

（2）事業

- ・ 権利擁護相談事業 判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても障害等のために十分に権利行使できない障害者や高齢者の自己決定を最大限に尊重することを理念とした権利擁護相談（神奈川県補助事業）⇒ 資料p.24-2 参照
- ・ 日常生活自立支援事業（神奈川県補助事業）⇒ 資料p.24-3 参照
- ・ かながわ成年後見推進センター事業（神奈川県委託事業）⇒ 資料p.24-8 参照

2 「かながわ成年後見推進センター」の概要 ⇒ 資料p.24-8 参照

（1）沿革

- ・ 平成22年4月 神奈川県から、「かながわ成年後見推進センター」事業を受託

（2）主な事業

- ・ 成年後見制度相談事業 ⇒ 資料p.24-9 参照
後見相談（通常相談、顧問弁護士相談）、関係機関連絡会の開催、親族後見人のための研修会と相談会の開催、出張説明会・相談会の実施
- ・ 市町村社会福祉協議会等の法人後見事業支援 ⇒ 資料p.24-11 参照
法人後見立上げ社協に対する支援、法人後見実施社協連絡会・研修会を通じた支援、NPO等法人後見受任団体との連絡会の開催
- ・ 市民後見制度普及支援事業 ⇒ 資料p.24-13 参照
市町村域における実践研修の実施の支援、基礎研修の受講生募集・開講、市民後見人養成あり方検討会の実施

3 市民後見事業の内容 ⇒ 資料p.24-13 参照

（1）市民後見人養成のあり方検討（H24～）

- ・ 市民後見先行実施地のヒアリング等（H24）
（東京都江戸川区社協への視察には、市民後見人養成に取り組む意欲のある県内6市の行政・社協の職員とともに訪問）
- ・ 他団体市民後見実施状況アンケート調査実施（H24）

かながわ権利擁護相談センターあしすとは、平成10年10月、神奈川県的主导により県社協に設置されました。今年で15年目です。

実施事業として、①権利擁護事業、②日常生活自立支援事業、③かながわ成年後見推進センター事業、④地域におけるネットワーク形成支援事業があります。

権利擁護相談事業は、判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても障害等のために十分に権利行使ができない障害者等に対して、自己決定を最大限に尊重することを理念として、権利擁護相談を行うものです。センター機能の基盤となる事業です。

昨年の事業報告及び収支決算報告書を添付しました。詳しい内容等に関しては、のちほどそちらをご参照ください。

その資料のなかに「神奈川県障害者権利擁護センター事業」との記載がありますが、これは昨年限りの事業です。障害者虐待防止法の施行を受け、都道府県の障害者権利擁護センターを設置する際に、

神奈川県から受託したものです。今年度から、私ども以外のNPO法人が、この障害者権利擁護センター事業を受託いたしました。

かながわ成年後見推進センターの概要

権利擁護相談事業のなかでも、従前から成年後見相談を受けてはいましたが、平成22年4月、神奈川県が「かながわ成年後見推進センター」事業を新設し、これを県社協が受託しました。かながわ権利擁護相談センターのなかに、二枚看板という形で設置しています。

主な事業として、①成年後見制度相談事業、②市町村社会福祉協議会等の法人後見事業支援、③市民後見制度普及支援事業、があります。

成年後見制度相談事業

《実施事業①》成年後見制度相談と利用促進 【個別事業④】成年後見制度相談事業 《平成24年度の達成目標》 ○ 地域相談機関等への支援と並行して成年後見制度の利用促進を図るとともに県内における成年後見制度の普及を図ります。 《個別事業の概況》 (1) 後見相談 <table border="1"> <tr> <td>相談対応件数</td> <td>延べ 2,854件 (※初回相談件数987件)</td> </tr> <tr> <td>相談対応延べ</td> <td>2,854件中</td> </tr> <tr> <td>相談対象者別【高齢者 1,346件 (47.1%) 障害者 1,162件 (40.6%) その他・不明 346件 (12.3%)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 初回相談受付件数 987件中、成年後見制度に関わる相談 620件 (62.8%)</td> <td></td> </tr> </table> (2) 顧問弁護士による助言 ① 成年後見顧問弁護士による助言 (76回：定例相談60回、個別相談16回) ア. 親族への法的助言および相談記録のチェックを定期的に実施しました。(60回) イ. 顧問弁護士6名を配置し、市町村、市町村社協等の困難な相談について法的助言を随時提供し、必要に応じて現場に派遣しました。(16回) ② 顧問弁護士懇談会の開催 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>24. 4. 10</td> <td>① センター業務について</td> </tr> <tr> <td>7. 2</td> <td>② 新年度の顧問弁護士体制について</td> </tr> <tr> <td>9. 3</td> <td>③ 成年後見制度市町村支援事業について</td> </tr> <tr> <td>25. 2. 15</td> <td>④ 障害者虐待防止法における権利擁護センター事業計画について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 顧問弁護士契約について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ センターの相談の状況について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 市町村支援関係報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 県障害者権利擁護センター事業計画について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨ 顧問弁護士による法律相談業務についての意見交換</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩ 来年度の顧問弁護士体制について</td> </tr> </table> (3) 市町村支援事業③家族事例検討会 市町村行政の成年後見制度利用事業の検討を行い、派遣弁護士による法的助言、課題整理等を行いました。 ① 三浦市事例検討会・出張相談会 浦南西部(事例検討会5回、出張相談会4回)、県西(事例検討会5回、出張相談会1回)、県西(事例検討会5回、出張相談会7回) ② 市町村顧問弁護士懇談会の開催 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>24. 4. 16</td> <td>① センター業務について</td> </tr> <tr> <td>25. 2. 19</td> <td>② 新年度の顧問弁護士体制・契約について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 成年後見制度市町村支援事業について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 障害者虐待防止法における権利擁護センター事業計画について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ センターの相談の状況について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ 市町村支援関係報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 県障害者権利擁護センター事業計画について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 顧問弁護士による法律相談業務についての意見交換</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨ 来年度の顧問弁護士体制について</td> </tr> </table>		相談対応件数	延べ 2,854件 (※初回相談件数987件)	相談対応延べ	2,854件中	相談対象者別【高齢者 1,346件 (47.1%) 障害者 1,162件 (40.6%) その他・不明 346件 (12.3%)】		※ 初回相談受付件数 987件中、成年後見制度に関わる相談 620件 (62.8%)		年 月 日	内 容	24. 4. 10	① センター業務について	7. 2	② 新年度の顧問弁護士体制について	9. 3	③ 成年後見制度市町村支援事業について	25. 2. 15	④ 障害者虐待防止法における権利擁護センター事業計画について		⑤ 顧問弁護士契約について		⑥ センターの相談の状況について		⑦ 市町村支援関係報告		⑧ 県障害者権利擁護センター事業計画について		⑨ 顧問弁護士による法律相談業務についての意見交換		⑩ 来年度の顧問弁護士体制について	年 月 日	内 容	24. 4. 16	① センター業務について	25. 2. 19	② 新年度の顧問弁護士体制・契約について		③ 成年後見制度市町村支援事業について		④ 障害者虐待防止法における権利擁護センター事業計画について		⑤ センターの相談の状況について		⑥ 市町村支援関係報告		⑦ 県障害者権利擁護センター事業計画について		⑧ 顧問弁護士による法律相談業務についての意見交換		⑨ 来年度の顧問弁護士体制について
相談対応件数	延べ 2,854件 (※初回相談件数987件)																																																		
相談対応延べ	2,854件中																																																		
相談対象者別【高齢者 1,346件 (47.1%) 障害者 1,162件 (40.6%) その他・不明 346件 (12.3%)】																																																			
※ 初回相談受付件数 987件中、成年後見制度に関わる相談 620件 (62.8%)																																																			
年 月 日	内 容																																																		
24. 4. 10	① センター業務について																																																		
7. 2	② 新年度の顧問弁護士体制について																																																		
9. 3	③ 成年後見制度市町村支援事業について																																																		
25. 2. 15	④ 障害者虐待防止法における権利擁護センター事業計画について																																																		
	⑤ 顧問弁護士契約について																																																		
	⑥ センターの相談の状況について																																																		
	⑦ 市町村支援関係報告																																																		
	⑧ 県障害者権利擁護センター事業計画について																																																		
	⑨ 顧問弁護士による法律相談業務についての意見交換																																																		
	⑩ 来年度の顧問弁護士体制について																																																		
年 月 日	内 容																																																		
24. 4. 16	① センター業務について																																																		
25. 2. 19	② 新年度の顧問弁護士体制・契約について																																																		
	③ 成年後見制度市町村支援事業について																																																		
	④ 障害者虐待防止法における権利擁護センター事業計画について																																																		
	⑤ センターの相談の状況について																																																		
	⑥ 市町村支援関係報告																																																		
	⑦ 県障害者権利擁護センター事業計画について																																																		
	⑧ 顧問弁護士による法律相談業務についての意見交換																																																		
	⑨ 来年度の顧問弁護士体制について																																																		
(4) 障害者家族会等を対象とした後見制度説明会・相談会 地域の家族会・当事者の会や地域相談機関等、福祉施設からの要請に応じて、出張説明会・相談会を実施しました。 ① 障害者家族会などを対象とした制度説明会・相談会(障害者家族会2回、高齢者家族会1回) ② 相談機関などを対象とした出張説明会・相談会(障害者関係3回、高齢者関係2回、地域関係8回) (5) 親族後見人のための講習会と相談会の開催(3回、参加者延べ172名) <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>24. 10. 6 (参加者30名)</td> <td>① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 三井 俊弘(横浜家庭裁判所主任書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士) 【会場】小田原市生涯学習センター1号室 ※小田原市社協と共催</td> </tr> <tr> <td>24. 10. 27 (参加者30名)</td> <td>① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 池田 隆(横浜家庭裁判所横浜支部主任書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、社会職員、横浜市あんしんセンター) 【会場】横浜市中区総合福祉会館 ※横浜市中区社協と共催</td> </tr> <tr> <td>24. 11. 3 (参加者50名)</td> <td>① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 清水 健太郎(横浜家庭裁判所書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士) 【会場】かながわ女性センター ※藤沢市社協と共催</td> </tr> </table> (6) 成年後見関係機関連絡会の開催(委員5名、座長 内嶋 順一) センター事業の効果的な実施のため、家庭裁判所、専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会)を構成員とする関係機関連絡会を設置し、相談事業や後見人養成事業などについて意見交換や必要な連絡・調整を行いました。 <table border="1"> <tr> <th>年 月 日</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>24. 6. 22</td> <td>① 座長の報告について</td> </tr> <tr> <td>12. 10</td> <td>② かながわ成年後見推進センターの活動状況について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 成年後見制度の普及促進に向けた取り組みについて</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 各団体・県からの情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ かながわ成年後見推進センターの事業実施状況について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ 県内社協、NPO等の法人後見の取り組み状況について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 市町村からの相談状況について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 市民後見人養成の取り組み状況</td> </tr> </table> 《平成24年度における成果》 ○ 後見に関わる相談件数が前年度比121%と増加する一方、地域関係機関から法的助言を求められる機会も増えており、センター事業の周知が図られています。 ○ 相談内容では申立て手続き等の相談がやや減少していますが、その反面、特にアウトリーチ型の個別相談や市町村支援事業において課題整理が必要な困難事例が増え、相談事業の活用が進んでいます。 ○ 市町村支援事業においては、申立て担当者に対する事例検討会や出張相談を実施し、行政が抱える困難ケースへの法的助言や対応を行いました。		年 月 日	内 容	24. 10. 6 (参加者30名)	① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 三井 俊弘(横浜家庭裁判所主任書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士) 【会場】小田原市生涯学習センター1号室 ※小田原市社協と共催	24. 10. 27 (参加者30名)	① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 池田 隆(横浜家庭裁判所横浜支部主任書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、社会職員、横浜市あんしんセンター) 【会場】横浜市中区総合福祉会館 ※横浜市中区社協と共催	24. 11. 3 (参加者50名)	① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 清水 健太郎(横浜家庭裁判所書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士) 【会場】かながわ女性センター ※藤沢市社協と共催	年 月 日	内 容	24. 6. 22	① 座長の報告について	12. 10	② かながわ成年後見推進センターの活動状況について		③ 成年後見制度の普及促進に向けた取り組みについて		④ 各団体・県からの情報提供		⑤ かながわ成年後見推進センターの事業実施状況について		⑥ 県内社協、NPO等の法人後見の取り組み状況について		⑦ 市町村からの相談状況について		⑧ 市民後見人養成の取り組み状況																								
年 月 日	内 容																																																		
24. 10. 6 (参加者30名)	① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 三井 俊弘(横浜家庭裁判所主任書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士) 【会場】小田原市生涯学習センター1号室 ※小田原市社協と共催																																																		
24. 10. 27 (参加者30名)	① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 池田 隆(横浜家庭裁判所横浜支部主任書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、社会職員、横浜市あんしんセンター) 【会場】横浜市中区総合福祉会館 ※横浜市中区社協と共催																																																		
24. 11. 3 (参加者50名)	① 講義「成年後見人の基本的な職務」 講師 清水 健太郎(横浜家庭裁判所書記官) ② 相談会(弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士) 【会場】かながわ女性センター ※藤沢市社協と共催																																																		
年 月 日	内 容																																																		
24. 6. 22	① 座長の報告について																																																		
12. 10	② かながわ成年後見推進センターの活動状況について																																																		
	③ 成年後見制度の普及促進に向けた取り組みについて																																																		
	④ 各団体・県からの情報提供																																																		
	⑤ かながわ成年後見推進センターの事業実施状況について																																																		
	⑥ 県内社協、NPO等の法人後見の取り組み状況について																																																		
	⑦ 市町村からの相談状況について																																																		
	⑧ 市民後見人養成の取り組み状況																																																		

成年後見制度相談事業としては、一般向けの通常相談や顧問弁護士相談を行っています。

関係機関連絡会では、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会等の関係団体の方にお集まりいただいています。

親族後見人のための研修会・相談会も、昨年3回実施しています。この親族後見の支援は、平成22年度から始めており、22年度1回、23年度2回、24年度3回と、順次拡大しています。

そのほか、家族会や相談機関等からの要請に応じて、出張説明会・相談会等を実施しています。

後見相談に関しては「相談対応件数 延べ 2,854 件」とあります。これは成年後見も含めた権利擁護相談の全体の件数が「延べ 2,854 件」ということです。延べ数記載の下欄に「初回相談受付件数 987 件」とありますが、そのうち成年後見制度にかかわる相談は 620 件 (62.8%) で、いまや半数以上が成年後見に関する相談です。

市町村社会福祉協議会等の法人後見事業支援

市町村社会福祉協議会等の法人後見事業支援は、新たに法人後見を立ち上げる市町村社協に対する支援を行うものです。

現在、法人後見を行っている社協と連絡会をつくり、情報交換・課題の共有化等を行っています。神奈川県内には、NPO 等で法人後見を実施している団体もいくつかあります。そういった方たちに対する連絡・情報交換の場ということで、連絡会を開催しています。

また、法人後見担当者養成研修を実施しています。

神奈川県内の市町村社協における法人後見の取り組み状況ですが、政令3市を含む33市町村中、法定後見人を受任したことがあるのが12社協、今年度すでに受任体制を整えたのが2社協、来年度を目途に法人後見事業を開始する予定なのが3社協あります。県内33市町村中計19社協が取り組んでいます。

【実施事業②】市町村社会福祉協議会等の法人後見事業支援

【個別事業41】市町村社会福祉協議会等の法人後見支援事業

【平成24年度の達成目標】

- 住民が身近な地域で、成年後見に関する相談・利用ができるよう、市町村社会福祉協議会における法人後見事業の立上げを支援、推進します。

- 法人後見受任団体等の質の向上に向け取り組めます。

【個別事業の概況】

(1) 法人後見実施社協連絡会

年 月 日	内 容
24. 7. 10	① 法人後見事業の実施状況について（海老名市、横浜市の取り組み紹介） ② 平成24年度市町村社協成年後見推進事業の予定について （参加社協）横浜市社協、川崎市社協、相模原市社協、横浜青市社協、三浦市社協、 茅ヶ崎市社協、厚木市社協、伊勢原市社協、海老名市社協、綾瀬市社協（10社協）
25. 2. 25	① 市民後見人養成事業について ② 法人後見事業の実施状況について ③ 情報交換 （参加社協）横浜市社協、川崎市社協、相模原市社協、横浜青市社協、平塚市社協、 三浦市社協、茅ヶ崎市社協、厚木市社協、伊勢原市社協、海老名市社協、綾瀬市社協（11社協）

(2) 県内市町村社協における法人後見立ち上げへの支援（新規6社協、継続4社協）

① 法人後見立上げ社協連絡会

年 月 日	内 容
24. 5. 16	① 県内法人後見の状況（情報交換） ② 法人後見事業立上げ社協からの報告（平塚市社協・逗子市社協） ③ かながわ成年後見推進センターから事業案内 （参加社協）平塚市社協、麻沢市社協、茅ヶ崎市社協、逗子市社協、大和市社協、 南足柄市社協、愛川町社協（7社協）
25. 2. 21	① 県内法人後見の状況 ② 定款変更について ③ 平塚市、各市町村社協の取り組み紹介 ④ 市民後見人の養成について （参加社協）平塚市社協、鎌倉市社協、厚沢市社協、茅ヶ崎市社協、逗子市社協、 大和市社協、南足柄市社協、愛川町社協（8社協）

② 法人後見事業立上げ支援事業

社 協 名	内 容
三浦市社協（3年目、分担金：500,000円）	審査会の開催、専門家による相談支援、地域ネットワーク作り
綾瀬市社協（3年目、分担金：500,000円）	審査会の開催、成年後見連絡会の開催等
平塚市社協（2年目、分担金：500,000円）	成年後見制度取り組み検討委員会、法人後見事業審査会、要綱整備等準備
逗子市社協（2年目、分担金：500,000円）	検討委員会開催、パンフレット作成、ネットワーク構築等
鎌倉市社協（1年目、分担金：110,000円）	研修会、視察等情報収集
藤沢市社協（1年目、分担金：500,000円）	ネットワーク連絡会、研修会、法人後見検討、審査会準備会等

社 協 名	内 容
茅ヶ崎市社協（1年目、分担金：500,000円）	研修会の実施、検討会、パンフレット作成
大和市社協（1年目、分担金：500,000円）	成年後見関係連絡会、アンケート調査、研修会
南足柄市社協（1年目、分担金：500,000円）	検討委員会開催、研修会、成年後見制度ネットワークの検討
愛川町社協（1年目、分担金：500,000円）	検討委員会開催、事例検討会、研修会・講演会、システム導入

(3) 法人後見担当者養成研修

年 月 日	内 容
初任者編 24. 6. 15 （参加者41名）	① 神奈川の法人後見について 【講師】本会職員 ② 法人後見とリスク管理 【講師】千木良 正（横浜弁護士会） ③ 後見人の実務 【講師】田中 知加子（横浜弁護士会） ④ 法人後見の実務 【講師】石橋 正道（綾瀬市社協）
現任者編 24. 10. 15 （参加者48名）	① 成年後見制度の現状と未来 【講師】上山 泰（横浜大学法科大学院教授） ② 終了事例の振り返り 【講師】俣野 実行（リーガルサポート神奈川） ③ 事例検討「法人後見の終了事例」 【講師】俣野 実行（リーガルサポート神奈川）
24. 11. 30 （参加者68名）	① 公証役場での業務 【講師】重生 舞太郎（平塚公証役場） ② 障害者虐待防止法と成年後見 【講師】内嶋 順一（横浜弁護士会） ③ 事例検討「障害者虐待と法人後見」 【講師】内嶋 順一（横浜弁護士会）
24. 12. 11 （参加者55名）	① 取組様・同意様・代理権について 【講師】栗 文江（横浜弁護士会） ② ミニシンポジウム「地域ネットワークのなかでの成年後見制度」 【コーディネーター】上山 泰（横浜大学法科大学院教授） 【シンポジスト】藤原 抄子（横浜青市社協事務局次長）、和田 百合（伊勢原市社協局長補佐）、成瀬 富子（NPO成年後見湘南副代表理事・事務局次長）、小笠 保夫（多摩南部成年後見センターセンター長）

(4) 法人後見受任団体連絡会等の実施

① かながわ法人後見NPO連絡会（2回）

年 月 日	内 容
24. 7. 7	① 各団体の活動状況、活動計画、課題などの情報提供について
25. 1. 26	② 法人後見受任NPOアンケート調査について ③ 今後の連絡会のあり方について ④ 市社協や市民後見人の動向について ⑤ 環境変化に対する各団体の認識、対応策について

年 月 日	内 容
	【参加団体】(N) 湘南鎌倉後見センターやすらぎ（鎌倉市）、(N) NPO成年後見湘南（平塚市）、(N) 湘南ふくしネットワークサンプラザマン（茅ヶ崎市）、(N) 地域福祉を考える会（伊勢原市）、(N) 総合福祉サポートセンターはだの（茅ヶ崎市）、(N) よこはま成年後見つばき（横浜市）、(N) かわさき障がい者権利擁護センター（川崎市）（7団体）

【平成24年度における成果】

- 新たに6カ所を加えた10カ所の市町村社協に対して法人後見事業の立ち上げを支援し、地域における権利擁護・成年後見システムの充実強化を支援しました。
- 法人後見実施社協連絡会等において、市民後見人養成の情報提供等を行い、社協が担う後見の意義や地域における後見の今後の広がりに関して議論が起るとともに、後見受任団体（NPO）の調査を行い、活動団体間で課題等を共有しました。

残る13町1村の社協のうち1町は、現在立ち上げ準備中です。他町につきましても、法人後見事業の検討・研究がなされている状況で、徐々に周知されてきていると感じています。

市民後見制度普及支援事業

市民後見制度普及支援事業では、市町村域における実践研修の実施支援であるとか、基礎研修の受講生募集と開講、市民後見人養成あり方検討会の実施等を行っています。

こちらに関しては中田から説明いたします。

（以上、齋藤氏）

市民後見事業の内容

市民後見事業として、シンポジウムの開催、先行事例地の視察などを行っています。

市民後見先行実施地のヒアリング

神奈川県内では横須賀市や鎌倉市、県内で大規模な取り組みを開始していた横浜市、さらに大阪府や東京都江戸川区といったところを視察しています。江戸川区視察の折には、私ども県社協単独ではなく、市民後見人養成に取り組む意欲のある県内6市（平塚市、鎌倉市、藤沢市、海老名市、座間市、綾瀬市）の市町村担当者、社協職員も交えて訪問し、実情を教えてくださいました。

- ・ 成年後見に関する専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）、市町村行政、市町村社協及び有識者で構成する検討会を設置し、検討
（24年11月には「神奈川県における市民後見人養成のあり方について（中間とりまとめ）」を、25年3月には、「同（第一次報告）」を公表）⇒ 別添資料参照
「神奈川県における市民後見人養成のあり方について（第一次報告）」は、神奈川県社協WEBサイト http://www.knsyok.jp/assist/pd/25honkoku_kouken_1.pdf に掲載。
- (2) 市民後見人養成講座（基礎研修）の実施（H24～）
 - ・ 市民後見人養成講座（基礎研修）説明会の開催
（H24：平塚市において2回、H25：調整中）
 - ・ 市民後見人養成講座（基礎研修）の実施
（H24：平塚市において全4日間、受講者14名・修了者11名。なお、基礎研修中の「市民後見人による実践報告」は、今後の市民後見人養成・支援方策立案に資するため公開し、県内の7市町村の行政・社協の職員が聴講。H25：調整中）
- (3) 市町村域における実践研修の実施の支援（H25）⇒ 資料p.25-4 参照
 - ・ 平成25年度に平塚市が開講する市民後見人養成講座（実践研修）の実施を支援（フォローアップ研修及び実践研修オリエンテーションを開催）
- (4) その他
 - ・ 市町村、市町村社協等の開催する、成年後見・市民後見に関する連絡会・検討会等にオブザーバー等として参画し、情報提供等に努めている。
- 4 市民後見事業の事業展開に関して要する人員体制及びその兼務・役割分担
 - (1) 平成24年度（5名）
 - ・ かながわ権利擁護相談センター（あしすと）
所長：あしととの統括
 - ・ かながわ成年後見推進センター
4名（副主任1名、嘱託職員1名、非常勤職員2名）
市民後見事業は、嘱託職員が主に担当した。
 - (2) 平成25年度（4名）
 - ・ かながわ権利擁護相談センター（あしと）
所長：あしととの統括
 - ・ かながわ成年後見推進センター
3名（副主任1名、嘱託職員1名、非常勤職員1名）
市民後見事業は、嘱託職員が主に担当している。
- 5 かながわ成年後見推進センターの設置・運用にかかる費用 ⇒ 資料p.25-6 参照

他団体市民後見実施状況アンケート調査

また「他団体市民後見実施状況アンケート調査」を実施し、神奈川県内・近隣だけではなく、全国的な市民後見に取り組む状況などの確認もさせていただきました。

市民後見人養成あり方検討会

市民後見人養成あり方検討会を昨年度4回開催しました。この検討会における検討結果の報告書をお手元にお配りしています。

最終ページに検討会の委員構成を掲載しました。こちらの研究会の委員でもある、筑波大学法科大学院（当時）の上山教授に座長として加わっていただきました。リーガルサポートからは、県支部長の橋本先生にも加わっていただきました。各氏からご指導を得ながら、神奈川県の実情に合った、かつ私ども県社協として市町村や市町村社協に、どういったことが提案できるかという観点から、1年間検討を行ったものです。

《実施事業③》市民後見制度についての情報収集と普及に向けての検討

【個別事業42】市民後見制度普及支援事業

（平成24年度の達成目標）

- 市民後見人の支援体制のあり方についての情報収集と普及について検討します。

《個別事業の概況》

- (1) 権利擁護・成年後見講演会（1回、参加者83名）

年 月 日	内 容
24. 12. 11 (参加者83名)	ミニシンポジウム「地域ネットワークのなかでの成年後見制度」 【コーディネーター】上山 泰（筑波大学法科大学院教授） 【シンポジスト】稲葉 抄子（横浜貿易社協事務局次長）、相田 百合（伊勢原市社協局長補佐）、成瀬 富子（NPO成年後見湘南副代表理事・事務局長）、小宮 保夫（多摩市部成年後見センターセンター長）

- (2) 市民後見人養成のあり方検討

- ① 市民後見人先行実施地のヒアリング等

横浜貿易（5月30日）、鎌倉市（6月4日）、大坂府（7月21日）、横浜市（7月26日）、東京都江戸川区（11月19日）
（東京都江戸川区への視察には、市民後見人養成に取り組む意欲のある県内6市（平塚・鎌倉・藤沢・海老名・座間・綾瀬）の行政・社協の職員計15名とともに訪問）

- ② 全国自治体研修会への参加（9月24日・25日、平成25年3月25日）

- ③ 他団体市民後見実施状況アンケート調査実施

市民後見人先行実施自治体・社協等及び平成23年度厚生労働省市民後見推進事業モデル自治体に対しアンケート調査を実施しました（調査対象：54団体、回答：40団体（回答率74.1%））。調査結果は、「市民後見人養成あり方検討会」における検討資料とするとともに、回答団体に送付しました。

- ④ 市民後見人養成あり方検討会（4回）

成年後見に関する専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）、市町村行政、市町村社協及び有識者で構成する検討会を設置し、検討しました。（委員9名、座長 上山 泰）

年 月 日	内 容
24. 7. 6	① 座長・副座長の選出について
8. 20	② 市民後見人養成及び検討スケジュールについて
10. 5	③ 主要論点の整理の方向について
25. 3. 22	④ 他団体実施状況アンケートについて ⑤ 主要論点の整理（素案）について

年 月 日	内 容
⑥ 「市民後見講座（基礎）」の実施案について	
⑦ 他団体実施状況アンケート（暫定報告）について	
⑧ 市民後見人養成事業に関する市町村意向確認調査について	
⑨ 他団体実施状況アンケートについて	
⑩ 市民後見人養成講座（基礎研修）の実施状況について	
⑪ 検討会報告（市民後見人養成のあり方、第1次報告）について	

なお、第3回までの検討経過を「神奈川県における市民後見人養成のあり方について（中間とりまとめ）」として、さらに第4回までの検討結果を「同（第1次報告）」として県保健福祉局に報告するとともに、公表しました。

- (3) 市民後見人養成講座（基礎研修）の実施

- ① 市民後見人養成講座（基礎研修）説明会の開催

養成講座開講にあたり、受講希望者に成年後見制度の概要を理解いただいた上で申し込みいただくため、県平塚保健福祉事務所で説明会を開催しました。（2回）

- ② 市民後見人養成講座（基礎研修）（4日間）実施（県平塚保健福祉事務所）

※受講者14名、修了11名 修了者については、平成25年度に平塚市が開講する実践研修を受講予定

年 月 日	内 容
25. 2. 2	① 開講式 ② 地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念） （講師）古畑 英樹（社会福祉士） ③ 民法（家族法・財産法） ④ 成年後見制度概論 ⑤ 成年後見制度各論 （講師）高梨 隆雄（横浜弁護士会）
25. 2. 9	① 障害のある人の理解（知的障害） （講師）出根 守英（（株）湘和学園副理事長） ② 成年後見制度と市町村責任 （講師）平塚市福祉部 ③ 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業 （講師）平塚市社協 ④ 市民後見概論Ⅰ （講師）本会職員
25. 2. 16	① 障害のある人の理解（精神障害） （講師）鈴木真理子（精神保健福祉士・社会福祉士） ② 市民後見概論Ⅱ （講師）東京都江戸川区社協 ③ 市民後見人による実践報告 （講師）市民後見人（東京都江戸川区社協所属） ④ 高齢者・認知症の理解 （講師）佐々美弥子（社会福祉士）
25. 2. 23	① 事例検討Ⅰ・Ⅱ （講師）白倉 博子（海老名市社協）、中山 毅（大和市社協） ② 市民後見概論Ⅲ （講師）本会職員 ③ 試験 ④ 閉講式

なお、16日の「市民後見人による実践報告」は、今後の市民後見人養成・支援方策立案に資するため公開し、県内の7市町村の行政・社協の職員計13名が聴講しました。

《平成24年度における成果》

- 市民後見人養成に関する先行事例の調査や検討会における検討を行うとともに、養成講座（基礎研修）を素案に実施できました。

- 市民後見に関するシンポジウムの開催等による普及・啓発を広範に行ったほか、視察の実施・基礎研修の公開等、市民後見人養成に取り組む意欲のある県内の市町村行政・社協への意識啓発・情報共有に努めました。

市民後見人養成あり方に関する考え方

報告書 3 ページのアンダーライン箇所をご覧ください。

市民後見人の意義や役割に関しては、「成年後見人等の担い手に、限りがありそうであるという「後見人不足」、すなわち、単に数が足りないからではなく、専門職後見・親族後見・法人後見・市民後見のそれぞれの特性を活かしたかたちで、役割分担しながら、市民後見を地域福祉の一環として育てていくことを理念・目標」として、神奈川で推進していくという方向性を打ち出しました。

この方向性のもとに、「現時点においては、成年後見活動を担う意欲のある市民に、十分な支援体制のもとで、実際の後見活動に携わる機会を相当程度確保するためには、法人後見を実施している社会福祉協議会の後見活動支援員（以下、仮称として「後見サポーター」と表記する）として活動いただくこと」が、適切かつ現実的であるとの認識で一致しました。

この場合、「後見サポーターとしての市民後見人には、かなり独立の責任を持って、やりがいのある、単なる補助者としてではないスキームをつくる必要があること、さらに、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、適切な人材が、後見監督人を付した成年後見人等としてステップアップすることを構想の念頭に置くべきことについても、基本的に了解がなされた」という方向のもとに、昨年度後半から、神奈川県内において市民後見人の養成の取り組みを普及させていく各種事業を展開しています。

市民後見人養成講座（基礎研修）の実施（H24～）

いま読みあげた第一次報告書の方に基づいて、市民後見人養成講座（基礎研修）を昨年度から実施しています。基礎研修の実施にあたっては、他地域と同様、説明会を行っています。

昨年度は平塚市を対象地域として、市民後見人養成講座を開講しました。市民後見人養成講座は全 4 日間で受講者 14 名が参加しました。最終的な修了者は 11 名でした。

この基礎研修の最中に「市民後見人の方による実践報告」という授業がありました。この実践報告については、今後の市民後見人養成・支援方策立案に資するために公開をする形をとりました。視察と同様、県内 7 市町の行政及び社協職員が聴講し、今後の参考に供する形をとりました。

市町村における実践研修の実施の支援（H25）

平塚市 11 名の修了者を対象とした今年度の実践研修は、私ども県社協ではなく平塚市が直接実施いたします。平塚市が実施する実践研修を、私ども県社協が支援をするという形です。

8 月に実践研修に向けたオリエンテーションを行いました。基礎研修修了者 11 名のうち 10 名が、実践研修の申し込みをされました。実践研修本番は来月、10 月から年内 12 月まで、3 か月間かけて実施するという予定になっております。

その他の事項

市町村・市町村社協等の開催する、成年後見や市民後見に関する連絡会や検討会に、私ども県社協がオブザーバーとして参画しています。全国の状況や神奈川県内の状況等について助言を求められた折に、報告させていただく形をとっています。

市民後見事業の事業展開に関して要する人員体制及びその兼務・役割分担

かながわ権利擁護相談センター「あしすと」という大きな組織のなかに、神奈川成年後見推進センターという 1 部門、セクションを設ける構成をとっています。

所長が「あしすと」全体の統括をします。平成 24 年度は、「あしすと」内に成年後見推進センターとして正規職員の副主幹が 1 名、嘱託職員が 1 名、非常勤職員が 2 名の計 4 名の体制で実施していました。平成 25 年度は、非常勤職員が 1 名減になりまして、計 3 名体制でかながわ成年後見推進センターは運営を行っています。

運営にかかる費用

資金収支予算書			
神奈川県 社会福祉協議会 かながわ成年後見推進センター事業 (A)		(自) 平成 25年 04月 01日 (至) 平成 26年 03月 31日	(単位：千円)
勘定科目	前年度予算	当年度予算	増減
大区分	中区分	小区分	
経常活動による収支			
受託金収入	31,963	26,845	△5,118
	神奈川県受託金収入	31,963	26,845
経常収入計(1)	31,963	26,845	△5,118
人件費支出	21,287	17,273	△4,014
	職員俸給	7,460	7,757
	職員諸手当	4,923	3,993
	法定福利費	1,841	1,787
	厚生経費	29	241
	非常勤職員給与	7,034	3,495
事業費支出	5,386	5,258	△128
	諸謝金	1,239	1,151
	旅費交通費	195	259
	消耗品費	683	431
	通信運搬費	220	314
	会議費	0	18
	業務委託費	2,700	1,856
	手数料	32	73
	賃借料	307	294
	租税公課	0	862
分担金支出	5,284	4,308	△976
	分担金支出	5,284	4,308
負担金支出	6	6	0
	負担金支出	6	6
経常支出計(2)	31,953	26,845	△5,118
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0
施設整備等による収支			
施設整備等収入計(4)	0	0	0
施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
財務活動による収支			
財務収入計(7)	0	0	0
財務支出計(8)	0	0	0
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
予備費(10)	0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0
前期末支払資金残高(12)	0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0

収入部分については、神奈川県からの受託金収入が、今年度は26,845,000円、前年度は31,963,000円です。5,118,000円減というなかで運営を行っています。

この26,845,000円の内訳ですが、このうち24,095,000円分が神奈川県単独事業として、私どもが委託金としてお預かりしている金額です。残りの2,750,000円が国庫補助対象事業です。その2分の1の1,375,000円が国庫からいただいたもの、残りの2分の1は神奈川県が負担する財源構成となっています。

報告は以上です。

川崎市あんしんセンター（川崎市社会福祉協議会）

（運営課長 佐竹 恵子）

川崎市社協では、今年度から市民後見人養成を行政から受託しています。

実は、明日から実際の運営が始まる段階です。実績としてはほぼ皆無の状況です。

まだ決まってない部分もありますが、これまでの経過をご説明したいと思います。

川崎市社会福祉協議会における成年後見事業（法人後見）

川崎市社会福祉協議会あんしんセンター事業の概要

1 川崎市社会福祉協議会における成年後見事業（法人後見）

(1) 事業の経過

H12.4月	成年後見制度施行 (財)川崎市在宅福祉公社（以下「公社」）が法人後見を検討、
H13.4月	公社が法人後見を開始
H18.4月	公社解散に伴い、川崎市社会福祉協議会（以下「川崎市社協」）が事業を引き継ぐ形で法人後見を実施。事業の公平性を担保するため、川崎市社協内に「川崎市あんしんセンター」を設置。

(2) 事業実施体制

- ① 担当理事制による実施：独立性の担保（利益相反等への対応）
- ② 日常生活自立支援事業との一体的な運営
 - ・ 法人後見は市社協が実施
 - ・ 日常生活自立支援事業は区社協に委託
- ③ 法定後見と任意後見を実施

(3) 受任の対象

「川崎市に在住し、親族及び経済的な状況等により、センターが必要と認め、法定後見においては、精神上の障害により補助の要件に該当する程度以上に判断能力が不十分な状況にある者で～」(実施要綱第17条)

(4) 受任の流れ

家庭裁判所からの受任依頼
↓
業務監督審査会への諮問（隔月開催）
↓
家庭裁判所へ回答

(5) 受任実績（H25.7末現在）

年度	受任依頼	受任	未受任	終了	現在の受任件数
13年度	4	2	0	0	46件 【内訳】 認知症高齢者 29名 （後見 26名、保佐 3件） 知的障害者 13名 （後見 7名、保佐 6名） 精神障害者 4名 （後見 4名）
14年度	4	6	1	0	
15年度	5	3	1	1	
16年度	10	8	1	2	
17年度	6	6	1	0	
18年度	23	15	1	6	
19年度	17	16	0	2	
20年度	11	13	2	12	
21年度	6	6	0	7	
22年度	12	7	0	4	
23年度	5	10	0	8	
24年度	5	3	0	7	
25年度	9	4	0	2	
合計	117	97	7	51	

※17年度までは、(財)川崎市在宅福祉公社での実施

※受任依頼と受任・未受任の合計数は、受任依頼後に死亡・取下げがあるため一致しない

事業の経過

川崎市には(財)在宅福祉公社という公社がございました。平成12年の成年後見制度施行時より、社会福祉協議会ではなく同公社が法人後見の検討を行っていました。同公社では、平成13年度から法人後見を開始しています。

その後、平成18年に公社が解散され、川崎市社会福祉協議会と統合いたしました。公社が行っていた事業は引き続いて行っているのですが、平成18年度からは社協事業として「川崎市あんしんセンター」を設置したという経過があります。

事業実施体制

市社協内には介護保険事業を行っている部署があります。独立性の担保というところで、「担当理事制による実施」を行っています。

川崎市には行政区が7区あります。日常生活自立支援事業と一体的な運営を行っています。法人後見は市社協が、日常生活自立支援事業は区社協に委託して、区のあんしんセンターが行う形をとっています。

受任の対象

受任対象はとくに障害者等に限りません。「川崎市に在住し、親族及び経済的な状況等により、センターが必要と認め、法定後見においては、精神上の障害により補助の要件に該当する程度以上に判断能力が不十分な状況にある者で…」という部分で、委員会で決定された方を受任しています。

受任の流れ

受任の場合、まず家庭裁判所から受任依頼があります。

それから、隔月開催の業務監督審査会へ諮問し、家庭裁判所へ回答する形をとっています。

受任実績

平成13年以降の公社時代も含めた受任件数を掲載しました。

本日時点で46件受任しています。内訳として、認知症高齢者29名、知的障害者13名、精神障害者4名となっています。

(6)相談件数
初回相談、継続相談あわせて 145 件（電話、来所、訪問）

(7)広報・啓発活動
①関係機関向け成年後見制度基礎研修会（1 回）
②親族後見人向け研修会（2 回）
③成年後見制度普及啓発シンポジウムと市民相談会（1 回）
④処遇困難ケース検討会（1 回）

(8)他機関との連絡および連絡調整
①日常生活自立支援事業実施団体連絡会（3 回）
（県社協、横浜市社協、相模原市社協との連絡会議）
②法人後見実施社協連絡会（2 回）
（神奈川県内法人後見実施の 10 社協と県社協との連絡会議）
③川崎市成年後見制度連絡会（2 回）
（川崎市内成年後見制度関係団体による連絡会議）

2 日常生活自立支援事業（各区社協で実施）（H25.7 末現在）

	高齢者	知的障害者	精神障害者	身体障害者	その他	合計
書類等預かりサービス	16	15	6	2	0	39
金銭管理サービス	1	1	0	0	0	2
	188	89	74	62	1	414
	134	73	59	46	1	313

下段は生活保護受給者数

3 市民後見人養成事業

(1)事業経過

平成 19 年	川崎市成年後見制度連絡会発足 横浜家庭裁判所川崎支部、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、あんしんセンターと行政による連絡会
平成 20 年	「川崎市における成年後見制度の円滑な運用を目指して」という成年後見制度利用促進に関する検討ワーキングで市民後見人の検討がうたわれる。
平成 23 年 9 月 ～24 年 2 月	「川崎市の権利擁護に関する検討ワーキング報告書」の中で市民後見人養成及びその支援に関する方向性が示される。
平成 24 年 3 月	市民後見人推進機関事業の委託を川崎市から川崎市あんしんセンターが依頼される。
平成 24 年 5 月 ～6 月	川崎市社協において「市民後見推進機関事業検討会」をもって市民後見人の養成受託を検討。
平成 24 年 7 月	市民後見人推進機関事業検討会報告書を川崎市へ提出。
平成 25 年 3 月	成年後見制度普及啓発シンポジウムにおいて市民後見人の展開をテーマに開催。
平成 25 年 4 月	川崎市社会福祉協議会において市民後見人養成事業開始
平成 25 年 7 月	市民後見人養成研修説明会開催（2 回開催 182 人参加）
平成 25 年 8 月	〃 応募結果 40 人
平成 25 年 9 月 ～26 年 2 月	川崎市第一期市民後見人養成研修実施（全 11 回）

相談件数、広報・啓発活動

昨年度実績で、電話・来所・訪問によるものを含め 145 件の相談がありました。

広報・啓発関係としては、①地域包括支援センター等の関係機関向けの成年研修、②親族後見人向け研修、③成年後見制度普及啓発シンポジウムと市民相談会、④処遇困難ケース検討会などを、市あんしんセンターの主催事業として行っています。

そのほか家族会とか、その他の会議等で、成年後見の話のご依頼があれば出向いています。

他機関との連絡及び連絡調整

①日常生活自立支援事業実施団体連絡会、②法人後見実施社協連絡会、③川崎市成年後見制度連絡会といった事業があります。

①②に関しては、神奈川県社協が主催する会議への参加です。

③に関しては、川崎市内の成年後見制度にかかわる弁護士会、リーガル・サポート、社会福祉士

会、それから家庭裁判所等も含めた連絡会組織で、年に 2 回ないし 3 回行っています。

日常生活自立支援事業（各区社協で実施）

ご参考までにご覧ください。

7 区全体の利用者数が 414 件。川崎市では生活保護受給者が大変多いという特徴があります。7 割以上の方が、生活保護を受給されています。

市民後見人養成事業

事業経過

川崎市では、平成 19 年に成年後見制度連絡会が発足しています。事務局は行政とあんしんセンターが担っています。

平成 20 年、この連絡会のもと「川崎市における成年後見制度の円滑な運用を目指して」という検討ワーキングが発足しました。このなかで市民後見人の検討も行われましたが、当時は時期尚早という意見でした。

平成 23 年 9 月から翌年 2 月まで、川崎市の主導で再度検討ワーキングが持たれました。このときに市民後見人の養成、その支援に関する方向性が報告書としてまとまりました。

その結果、平成 24 年 3 月、川崎市が川崎市あんしんセンターに、市民後見人の養成推進機関事業を委託したいという依頼が正式にありました。

その依頼を受け、市社協として「市民後見人推進機関事業検討会」において検討を行いました。5～6 月という短期間での検討でしたが、予算要求に間に合うように、7 月には報告書をまとめて川崎市に提出しました。この検討会において、品川区社協や世田谷区社協に視察に赴き、お話をうかがっています。正式には平成 25 年 3 月に受託が決まりました。

今年 3 月の成年後見制度普及啓発シンポジウムは、「市民後見人の展開」をテーマに行い、大阪市立大学の岩間伸之教授に講演をお願いしています。

今年4月から事業を開始しまして、7月に市民後見人養成研修の説明会を計2回・182人が参加しました。定員45名と考えていましたが、結果としては定員に満たない40名の応募でした。小論文等を提出いただきましたが、結果的に全員の受講を認める形で、明日から来年2月まで全11回の養成研修を実施する予定です。

(2)職員体制		
○市あんしんセンター		
部長		
運営課長		
プロパー職員	3名	
嘱託職員	2名	← 前年から1名増員
支援員	2名	
○各区あんしんセンター（7区）		
プロパー職員	9名	
嘱託職員	8名	
(3)事業予算（H25年度）		
○あんしんセンター事業		
収入	補助金	129,792,000
	利用料	17,489,000
合計		147,281,000
支出	人権費	131,116,000
	事務費	1,621,000
	事業費	10,410,000
	負担金	104,000
	退職金積立	4,000,000
	その他	30,000
合計		147,281,000
○利用促進委託事業		
収入	委託費	918,000
支出	人件費	52,000
	事業費	866,000
○市民後見人養成事業		
収入	委託費	3,473,000
支出	人件費	2,506,000
	事務費	7,000
	事業費	960,000

職員体制

川崎市あんしんセンターには、部長と課長が1名ずつと、プロパー職員が3名です。嘱託職員は2名です。市民後見人の研修委託を受けた関係で、嘱託職員が1名増員になっています。後見支援員は2人です。

全7区ある区社協あんしんセンターについては、件数が多い区には複数に配置をしています。プロパー正職員が9名、嘱託職員が8名体制です。

事業予算

あんしんセンター事業全体として合計147,281,000円の予算規模です。これは、成年後見事業と日常生活自立支援事業とが分かれています。あんしんセンターの正規職員、嘱託職員、区の正規職員、嘱託職員全体の職員の人件費を合わせた形での金額です。

そのほか成年後見の利用促進委託事業として普及啓発事業を行っています。委託費918,000円です。人件費52,000円でアルバイト程度です。ほとんどが事業費として川崎市から交付されています。

市民後見人養成事業に関しては、今年度から川崎市から委託されています。予算規模は小さいですが、今年度3,473,000円が新たに交付されました。内訳としては、人件費2,506,000円・事務費7,000円・事業費960,000円です。

先ほど嘱託職員が1名増員されたと申し上げましたが、この嘱託職員1名分の人件費が、この2,500,000円に相当します。嘱託職員は9時～4時までの人件費です。

事業費960,000円は講座の開催経費で、広報経費等を含んでいます。

川崎市における市民後見人の養成について

「川崎市における市民後見人の養成について」という資料をご覧ください。こちらが7月の市民後見人の養成研修の説明会のときにお配りした資料です。

「1川崎市における成年後見制度をはじめとする権利擁護事業に関する推移」に関しては割愛します。

成年後見の現状

「2成年後見の現状」箇所をご覧ください。

全国的な数字ですとか、市長申立て件数が記載してあります。川崎市の市長申立て件数は、平成24年度90件です。ご覧の通り、市長申立ては年々増加傾向にあります。

川崎市における市民後見人の養成について

1 川崎市における成年後見制度をはじめとする権利擁護事業に関する推移

【1】成年後見制度
平成12年4月1日の介護保険法施行に合わせ民法が改正され、従来の療育制度が廃止されて、新たに認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方の財産や生活を保護し、生活を支援することを目的とした成年後見制度が創設され、判断能力が不十分な方は、申立てにより、その判断力の程度によって、成年後見人、保佐人又は補助人がつくることになりました。

本人に成年後見等が必要ない状態になった場合、本人、配偶者、四親等内の親族等の申立人が家庭裁判所に後見等開始の審判の申立を行い、家庭裁判所が本人の状態を調査したうえで成年後見人等を決定します。申立人は、申立の際に、成年後見人等の候補者を推薦することができ、主な推薦内容は、

- ①財産管理や有価証券などの財産管理
- ②生活費の支出や、医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- ③介護保険や障害者制度のサービス契約、入居の契約
- ④借家の契約や自宅の保全などの住居の確保
- ⑤贈与や不動産の処分などの法的手続き など

【2】川崎市における成年後見制度をはじめとする権利擁護事業に関する推移

○成年後見制度については、旧川崎市在宅福祉公社において、制度創設と同時に利用に向けた相談・支援を実施し、法人後見の受任については、平成13年4月から実施してまいりました。

○平成18年度からは、川崎市在宅福祉公社と川崎市社会福祉協議会の協力を契機として、川崎市社会福祉協議会が権利擁護を担う機関として、「川崎市あんしんセンター」を設置し、成年後見制度の利用支援と、地域福祉権利擁護事業の一体的な実施を図っています。

○平成20年度より、各区にあんしんセンターを展開することで、地域福祉権利擁護事業から改称された「日常生活自立支援事業」の運営や、成年後見制度の相談窓口としてきめ細やかな対応を行うてまいりました。

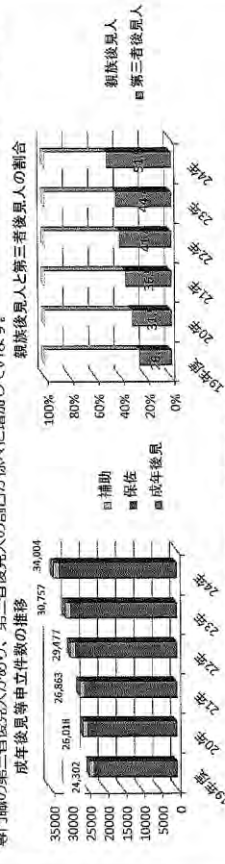
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と契約に基づき、福祉サービスの利用後援等を行うもので、都道府県・指定都市が実施主体となります。
- ・利用に基づいた事業であり、本人に契約能力がない場合は利用できず、成年後見制度の利用が必要になります。

2 成年後見の現状

【1】認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の人数（川崎市）
平成24年度の認知症高齢者数は、およそ24,000人、平成27年には29,000人、平成37年には40,300人と、今後も増加は増え続けていくものと考えられます。

【2】申立件数と第三者後見人の割合の推移（全国）
成年後見、保佐、補助の申立件数の合計は年々増加しています。また、成年後見人等には親族が就任する親族後見人と弁護士や社会福祉士等、原則として報酬を得て後見の業務を行う専門職の第三者後見人があり、第三者後見人の割合が徐々に増加しています。



※家庭裁判所「成年後見制度関係事件の概況」より19年度のみ年度、20年度以降は累計

【4】成年後見市長申立
後見等開始の家庭裁判所への申立は、通常、本人、配偶者、四親等内の親族等が行いますが、本人が不可能な場合や親族等がいない又は関係が断絶している場合には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律により、市町村長が申立できると定められており、年々件数が増加しています。

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
高齢者	2	12	17	11	26	23	30	35	57	46	66	77	402
障害者	1	4	3	4	9	6	18	9	14	19	7	13	107

3 市民後見人の必要性

＜市民後見人養成の施策上の位置付け＞

「第3次かわさきノーマライゼーション・アクションプラン」改定版 → 「基本理念2 地域であれあい、支え合い」

- 認知症高齢者等の増加につれ、成年後見制度の利用は今後もますます増加します。
- 現在は親族後見人、専門職の第三者後見人が就任しているが、将来的には専門職以外の第三者後見人が必要となります。
- 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、「地域居住の実現」を推進していくために、身近な地域福祉の担い手となる成年後見制度の活用を図っていく必要があり。

市民後見人の養成

市民後見人とは、
成年後見人等として家庭裁判所に選任された一般市民のことであり、専門機関によるバックアップを受けながら、市民としての特性を活かした後見等の活動を通じて地域に貢献する権利擁護の担い手です。

4 川崎市における市民後見人の役割

- 本市においては、市民によるボランティア活動が活発であるという地域性を活かし、当面の間は、ボランティア的要素の位置付けが強い、社会貢献型の市民後見人を養成します。
- 将来的には、専門機関後見人と並び自立した活動が増えるような市民後見人を養成します。

市民後見人の対象とするべき主な事業

- ①施設入所
- ②低賃金・低所得
- ③利用者の保護の脆弱性
- ④後見業務の非専門性、定型性
- ⑤紛争性の不在
- ⑥適任の親族後見人候補者の不在

社会貢献型の市民後見人

- ・弁護士や司法書士などの資格は持たないが、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者。
- ・推進機関のバックアップの下、半信半疑の心で、頻回な訪問による日常生活の支援等の身上監護を中心とします。
- ・市民申立の際、成年後見人等候補者として推薦します。
- ・報酬付の審判申立を行わないことを前提とします。
- ・原則として、川崎市内に居住する市民の旨とします。

市民後見人のめざす姿

- ・誰もが安心して成年後見制度を利用できるよう、専門機関後見人と並び、自立した活動を行う市民後見人。
- ・専門機関後見人が受任している案件のうち、虐待終了ケースなど、専門性が低くなった案件について、専門職から引き継いで受任します。
- ・市民申立案件以外についても受任します。

5 事業実施方法

【1】本市の役割
成年後見人等の選任については家庭裁判所の専断事項であるため、本市では、家庭裁判所の依頼を得られる市民後見人（成年後見人等候補者）を養成するための研修カリキュラムづくりや推進機関の設置等を行います。

【2】研修カリキュラムの検討
研修カリキュラムについては、平成24年3月27日付け事務連絡にて国が示した、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」を元に作成しました。

【3】推進機関の設置

- (1) 目的
 - (2) 事業内容
 - (3) 要託先
- 市民後見人の養成、登録、管理、支援等を一貫して行う。
・市民後見人養成のための研修の実施
・市民後見人の活動を客観的に実施するための組織体制の構築
・市民後見人の適正な活動のための支援
・その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

「市民後見人の必要性」「川崎市における市民後見人の役割」箇所をご覧ください。

市民後見人の養成は、あくまでも数的不足が理由ではなく、地域福祉の担い手である第三者後見人が必要だということを目的にしています。

ですので1点目として、「弁護士や司法書士などの資格は持たないが、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等」を候補者とするということです。

3点目に、市長申立てに限るということ。市長申立ての場合にのみ、市民後見人を候補者として推薦するということ。

最後 5 点目として、原則として川崎市内に居住するという方…云々と書いてあります。

報酬付与の申立てをすると、こちらは考えていたのですが、その点については川崎市とすり合わ

事業実施スケジュール

今年9月から来年2月まで、月2回・土曜日開催のペースで研修を行っていきます。40名の応募で、先日1人キャンセルがありましたので39人でスタートします。

最終的には、来年3月に15名に絞る予定です。この15人の方が、来年度1年間、私どもあんしんセンターが行う法人後見において、実践研修を担っていく形を考えています。実践研修を経て、平成27年度の受任を目指しています。



特定非営利活動法人 東三河後見センター

(理事長 長谷川 卓也／市民後見人 田中 義人)

東三河後見センター理事長の長谷川と申します。まず全体の状況を長谷川から報告します。

今日は市民後見人として、法人後見の事務担当として活動している田中さんにも来ていただきました。後半は田中さんに、実際の市民後見人の活動状況を話してもらいます。

東三河後見センターの概要

特定非営利活動法人東三河後見センター報告 1 H25.9.6																																																																																	
代表理事 長谷川卓也																																																																																	
1. 東三河後見センターの概要																																																																																	
設立の経緯	平成19年2月22日 平成17年7月 豊川市、新城市などの知的障害者の福祉サービス関係者と親ごさんたちが、法人後見ができる法人作りをめざして市民団体「後見制度を考える会」を立ち上げた。当初は隔月に1回、間もなく毎月1回（夜）成年後見制度や母体となる法人の勉強会を行った。 平成17年8月～平成18年8月 会員の勉強と成年後見制度の普及・啓蒙を兼ねて、連続4回の講演会やシンポジウムなどを開催した。 会員の中から「退職後のライフワークに」「仕事として働いてもいい」という声上がり、一気にNPO法人作りに向けて動き出した。 平成18年11月 NPO法人東三河後見センター設立総会 平成19年2月 設立登記 平成19年4月 豊川商工会議所内に事務所を借り、事業開始。																																																																																
設立当初の活動	① パンフレット1,000部作成。関係機関、関係者を訪問し、配布。各市の介護保険事業者連絡会にも参加し、時間をいって説明。3月と4月の2ヶ月間で1,000部では足りなくなり、さらに1,000部増刷。 ② 平成19年5月豊川市にて、「成年後見制度を権利擁護のセーフティネットとするには～東濃、静岡県西部、西三河の事例から学ぶ～」のシンポジウムを開催。参加者88名。 ③ 平成19年9月までに申立ての相談を受けた件数は9件。9月から毎月1、2件ずつ申立て。大半が第三者後見人を必要とし、当法人が後見人の候補者となった。第1号の受任は平成19年12月に審判確定。認知症高齢者、後見類型だった。 ④ 介護保険の居宅介護支援事業（ケアプラン作成）を行い、事務所費用などを捻出。（2年間）																																																																																
別紙資料 1、2 参照																																																																																	
受任実績と専門職と市民後見人の後見事務担当者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7件</td> <td>15件</td> <td>18件</td> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>10件</td> <td>5件</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td>死亡0</td> <td>死亡2</td> <td>死亡4</td> <td>死亡1</td> <td>死亡1</td> <td>死亡0</td> <td>死亡1</td> <td>死亡10</td> </tr> <tr> <td>実受任</td> <td>実受任</td> <td>実受任</td> <td>実受任</td> <td>実受任</td> <td>実受任</td> <td>実受任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数7</td> <td>件数20</td> <td>件数34</td> <td>件数9</td> <td>件数41</td> <td>件数45</td> <td>件数40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門職</td> <td>専門職</td> <td>専門職</td> <td>専門職</td> <td>専門職</td> <td>専門職</td> <td>専門職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>4人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民後見人</td> <td>市民後見人</td> <td>市民後見人</td> <td>市民後見人</td> <td>市民後見人</td> <td>市民後見人</td> <td>市民後見人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8人</td> <td>9人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計	7件	15件	18件	6件	3件	10件	5件	64件	死亡0	死亡2	死亡4	死亡1	死亡1	死亡0	死亡1	死亡10	実受任	実受任	実受任	実受任	実受任	実受任	実受任		件数7	件数20	件数34	件数9	件数41	件数45	件数40		専門職	専門職	専門職	専門職	専門職	専門職	専門職		3人	4人	5人	5人	5人	5人	4人		市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人		0	0	0	0	0	8人	9人	
H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計																																																																										
7件	15件	18件	6件	3件	10件	5件	64件																																																																										
死亡0	死亡2	死亡4	死亡1	死亡1	死亡0	死亡1	死亡10																																																																										
実受任	実受任	実受任	実受任	実受任	実受任	実受任																																																																											
件数7	件数20	件数34	件数9	件数41	件数45	件数40																																																																											
専門職	専門職	専門職	専門職	専門職	専門職	専門職																																																																											
3人	4人	5人	5人	5人	5人	4人																																																																											
市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人	市民後見人																																																																											
0	0	0	0	0	8人	9人																																																																											
専門職の後見事務担当者はすべて非常勤。一番多い時は、1人で20人を担当したこともある。一番少ないのは2人。 22年度には受任するゆとりはほとんどなくなった。その年に、WAMの社会福祉振興助成金を得て、「市民後見人の養成とサポートシステム構築事業」に取り組み、市民後見人養成研修を実施した。 23年度は厚労省の市民後見推進事業を豊川市が受託し、それをさらに当法人が受託して市民後見人の継続研修（実務研修と福祉現場研修など）を実施。 24年度から法人内で市民後見人への引継ぎを開始した。																																																																																	

設立の経緯

設立は平成19年2月です。今年で6年目を迎えました。

東三河後見センターは愛知県東部に位置します。平成17年当初、豊川市と新城市の知的障害者の福祉サービスの関係者が中心となり、そこに親御さんが加わって、法人後見ができる組織をつくろうということで市民団体を立ち上げました。そこに私も誘われて入ったというのが発端です。

そこで勉強会や講演会、シンポジウム等々を約1年半の間行いました。そうした活動を経て、平成19年2月、NPO法人の設立登記の運びとなりました。

平成19年4月からは豊川商工会議所内に事務所を借り、実際の事業を開始しました。当時1か月約7万円の事務所費用がかかりましたが、やはりNPOでは社会的評価が未知数ですので、商工会議所の名前を少し拝借するということや、事業内容が事業内容のためセキュリティ上の問題がありますので、いいかげんところは借りられないということで、豊川商工会議所内に事務所をお借りした次第です。これは後々考えると大成功でした。

設立当初の活動

設立当初は、パンフレットを作成して、いろいろな事業所や介護保険事業者連絡会、知的障害者施設の施設長会議等々といったところに参加して、成年後見制度の普及や東三河後見センターの周知活動をしました。

平成19年5月、「成年後見制度を権利擁護のセーフティネットとするには～東濃、静岡県西部、西三河からの事例に学ぶ」というテーマで、実際に後見活動を行っていた各氏をお呼びしてシンポジウムを開催しました。

その年の9月までの約半年間に申立ての相談を受けたのは9件でした。9月から毎月1～2件の申立てのお手伝いをするようになりました。その大半が第三者後見人を必要とする案件で、当法人が後見人の候補者になる形で進みました。

平成19年12月、受任第1号の審判が確定しました。愛知県の消費生活専門相談員から紹介を受けました。消費者被害を受けている認知症高齢者で、後見類型でした。

事務所費用等を捻出するために、約2年間、介護保険の居宅介護支援事業もしました。これは、私がたまたまケアマネジャーの資格を持っていたためです。後見の仕事が忙しくなり、後見報酬が入り始めたので、この事業は廃止しました。

受任実績と専門職と市民後見人の後見事務担当者人数

平成19年から25年度までの受任件数、それから死亡した方の表を掲載しました。

トータル64件受任のうち、死亡者は15名で、現在受任しているのは49名です。

当初はリタイアした社会福祉士、有資格者のメンバーでスタートしました。その後、昨年度から「もう1回社会貢献しよう」という人たちが集まったということです。この2年間は完全な無給、ボランティアです。

次第に受任件数も増えてきたのですが、平成22年度になるともうまったく増ふやせなくなりました。平成22年度は6件しか増えていません。平成23年度は3件にまで減少しています。平成24年度からまた増え始めました。いまは増える状況にあります。

最初はリタイアした専門職がもっと増えるのではと想定していたのですが、意外と増えませんでした。専門職に期待していても駄目ということで、WAMの助成金を受けて、平成22年度から市民後見人の養成研修を開始しました。平成23年度は、厚生労働省の市民後見推進事業を豊川市が受託して、それを東三河後見センターが受けてやりました。こうして2年間かけて修了生を輩出しました。

ようやく平成24年度から、実際にその方たちが動き始めたという段階となり、また少し受任件数を増やせる状況が生まれたということです。

現在の定款に定めた事業

2. 現在の定款に定めた事業（平成24年5月の総会で変更したものです）
定款第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
- ① 成年後見人等の受任（任意後見を含む）
 - ② 契約に基づく見守り、代理等の提供
 - ③ 後見、保佐、補助監督人及び任意後見監督人への就任
 - ④ 成年後見制度利用等の相談支援
 - ⑤ 本人及び親族等の意志に基づく葬送等の執行
 - ⑥ 成年後見制度等の普及・啓発
 - ⑦ 市民後見人の養成・支援・指導
 - ⑧ 成年後見関係機関との連携・協働
 - ⑨ その他法人の趣旨に合致する範囲の付帯事業
3. 市民後見事業の推移
- ① 平成22年度 WAMの社会福祉振興助成事業として「市民後見人養成とサポートシステム構築事業」実施。豊川市、新城市、蒲郡市、豊川市社協等の職員と医師会、弁護士、司法書士などによる東三河市民後見検討委員会を組織して、その事務局を務めた。その検討内容と後の養成研修のカリキュラム、受講者の声などを報告書にまとめ行政や関係機関などに配布した。市民後見人養成研修の受講者は31名。
 - ② 平成23年度 厚労省の市民後見推進事業を豊川市が受け、豊川市から当法人が受託して、市民後見人養成研修を継続実施するとともに、市民後見人の手引きをまとめた。養成研修修了者は26名、そのうち市民後見人名簿登録者は18名だった。市民後見を実際に進める際の仕様書として「市民後見人のビジョン」をまとめ、名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出、当時の市民後見担当の主任調査官が「市民後見人のイメージができた」と言ってくれた。（「市民後見人のビジョン」を別紙参照）
 - ③ 平成24年度 名簿登録した市民後見人に対し、法人後見で心身の状態や生活が落ちている方々 人を次々に引き継いで、市民後見人の後見活動と従来の専門職職員の市民後見人に対する支援・指導の両面の経験を増やした。市民後見人に引き継いだ方が1人、病院で死亡し、市民後見人が葬儀の手配、遺族への相談財産の引渡しなどを行った。

実施する事業について、現在の定款の一部を掲載しました。①から⑨まであります。この定款は平成24年5月の総会で変更したものです。

それまでの定款には、介護保険法に基づく居宅介護支援事業や福祉サービス利用援助事業などを入れていたのですが削除しました。

あらたに定款のなかに、⑦市民後見人の養成・支援・指導、それから⑧成年後見関係機関との連携・協働を、事業として組み込みました。

市民後見事業

市民後見事業の経過

市民後見事業は平成22年度から開始しています。

平成22年度は、WAM助成金を受けて「市民後見人養成とサポートシステム構築事業」という事業名で実施しました。

愛知県東部の豊川市、新城市、蒲郡市という3市の行政職員と社協職員、それから医師会、弁護士会、司法書士会といった方たちに参加をいただき、「東三河市民後見検討委員会」を立ち上げました。そこで養成研修カリキュラム等の検討をし、研修を実施しました。当時の受講生が31名です。

ただ、これは基礎研修的な部分のみです。まだ実践をするのは無理ということで、どうしようかと思っていたところに、ちょうど厚生労働省の市民後見推進事業が始まりました。そこで総合実践的な研修を行って、31名のうち26名が修了しました。そのうち市民後見人をやりたいと手を挙げた方が18名いました。

実際、市民後見をやるにあたって家庭裁判所とも話をしました。私どもの考えている「市民後見人のビジョン」をまとめてくれないかということでした。そこで私どもがまとめた資料が9ページに掲載してございます。

私どもの管轄の家庭裁判所は名古屋家庭裁判所豊橋支部です。そこにこの「ビジョン」を提出しました。豊橋支部では主任調査官が市民後見担当になっていました。その方がビジョンをみて、「ようやく市民後見人のイメージができた」と仰ってくれました。

このビジョンについては後ほどご説明します。

市民後見事業の現況

④ 平成25年度市民後見人登録名簿（名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出済み）

名簿登録者	18名
男女比	男8名、女10名
平均年齢	61.7歳
居住地	豊川市10名、新城市3名、蒲郡市3名、設楽町1名、豊橋市なし、岡崎市1名
法人後見、単独選任の希望	法人後見16名、単独選任1名、どちらでも良い1名
平成25年8月20日までの市民後見人への引継ぎ案件（すべて法人後見）	
男67歳（設楽町）社会福祉士	2名
女61歳（豊川市）介護福祉士	1名（6月に死亡・終了）
女58歳（蒲郡市）社会福祉士	1名
男62歳（新城市）介護支援専門員	8名（うち7名は1施設に入所）
男75歳（豊川市）特定社労士・行政書士	3名（うち1名は24年9月に死亡・終了）
男67歳（豊川市）民生児童委員・人権擁護委員	4名（うち1名は24年9月に死亡・終了）
女61歳（豊川市）介護支援専門員	6名
（当法人に非常勤勤務、市民後見人のお世話係兼務）	
女60歳（豊川市）介護支援専門員・介護福祉士	1名
女62歳（新城市）25年3月まで障害者施設施設長	2名
合計	市民後見人9名（男4名、女5名） 市民後見人担当件数 28名
名簿登録しているが、担当案件のない市民後見人は、「仕事をしており、両立が難しい」「親の介護などで時間がとれない」など、それぞれにまだできない理由があり、事情が変わったら担当してもらう予定です。	
現在市民後見人が担当している26人の内訳は次のとおりです。	

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12	2	1	15
知的障害	9	1	1	11
精神障害				
合計	21	3	2	26

非常勤専門職員は、平成24年度末で2人が退職、25年度から1人増加、結局1名減の4人となった。（資格別内訳は、社会福祉士（ばあとなあ）3名、精神保健福祉士1名）退職理由は高齢のため、社会福祉士として法人に縛られずに後見人をしたいため。

現在、市民後見人名簿に登録されている方が18名です。内訳は男8名・女10名。平均年齢61.7歳です。居住地は、愛知県東部3市1町豊川市、新城市、設楽町、岡崎市）にまたいでおります。

事前にこの18名の方たちに、法人後見を希望するのか、単独選任を希望するのかという希望をとりました。

その結果、18名のうち、法人後見で事務担当をやりたいという方が16名、単独選任をやりたいという方が1名でした。ちなみに単独選任を希望された方は、40代の行政書士の方です。それから、「どちらでもいい」という方が1名いました。

大半の方が法人後見の事務担当を希望するという内容でした。

市民後見人の人たちに、比較的落ち着いた方から引き継いでいきました。あるいは新規受任でも、これは市民後見人でもいけるという事案については、

市民後見人の方に担当していただくようにしていきました。その内訳を資料に示しました。

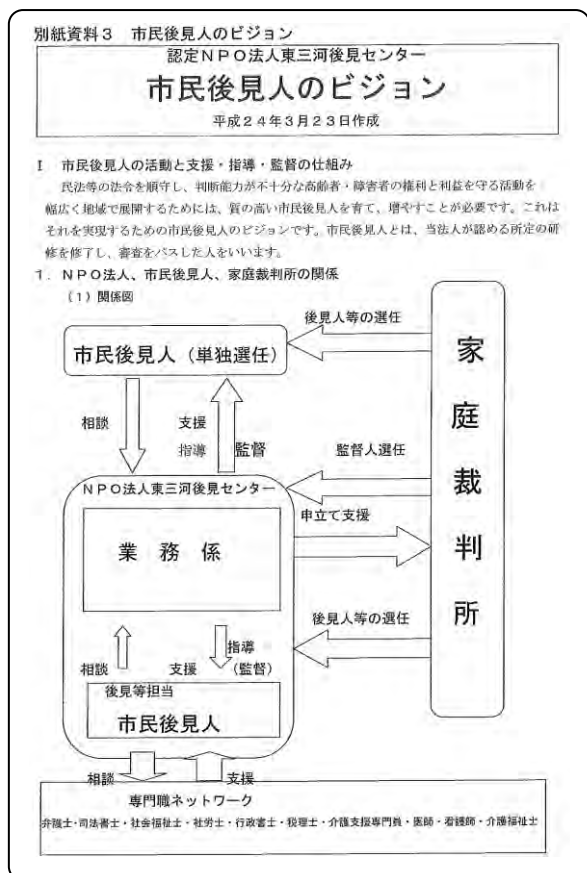
だいたい2～3名、少なくとも1名の方を担当しています。新城市・男性62歳・介護支援専門員資格所有の市民後見人は、8名担当していることになっていますが、このうち7名の方は1箇所の知的障害施設に入っています。親御さんもお健在のため、月1回定期訪問をすればだいたい用件が済むということで、いまのところはそれほど負担感なく非常に多くの方を担当しています。

それから豊川市・女性61歳・介護支援専門員資格所有の市民後見人で、6名担当している方がいます。この方は東三河後見センターに、非常勤で4日間勤務しています。市民後見人のお世話係を担当しています。自分でも後見業務ができなくてはいけないということで、現在トレーニング中です。まだ「市民後見人のお世話係」とまではいかないかも知れませんが、そういった理由から比較的多くの件数を担当しています。

これまで9名の市民後見人が28名の方を担当しました。28名のうち2名の方がお亡くなりになりました。ですから実際いまは26名の方を担当しています。

その内訳を表に示しました。認知症の方が 15 名、知的障害の方が 11 名です。精神障害の方は、いまのところ法人後見で引き受けています。まだ市民後見人に引き継げる方がいらっしゃいません。

市民後見人のビジョン



私どもでは、法人後見の事務担当を希望する方が圧倒的に多いということで、これを生かさない限りは市民後見人の普及もできないということで、市民後見人を2種類考えました。単独選任する方、それから後見事業を法人の中で担当する方、この両方が市民後見人として働く領域であると考えています。

支援・指導・監督の頻度、内容等

市民後見人に対する支援・指導の頻度、内容等を掲載しました。

市民後見人の方には事務担当をやっていただきますから、定期的な支援・指導は、最初の年は3か月ごとに行います。2年目以降は半年ごとに行います。

その内容は、現金と小口現金出納帳や預貯金通帳との突合、後見活動記録の点検等です。そこで必要な支援・指導を行います。

このほかにももちろん、日常的に電話でいろいろな相談を受けたりします。現金の持ち出しのときには、一緒に同行するといったこともしています。

「就任1か月後の事務報告書と、就任1年目の報酬付与申立て添付の事務報告書については、添付資料を含め慎重に点検し…云々」と記載してありますが、家庭裁判所に提出する書類等については、添付資料を含めて慎重に点検をして支援・指導を行います。

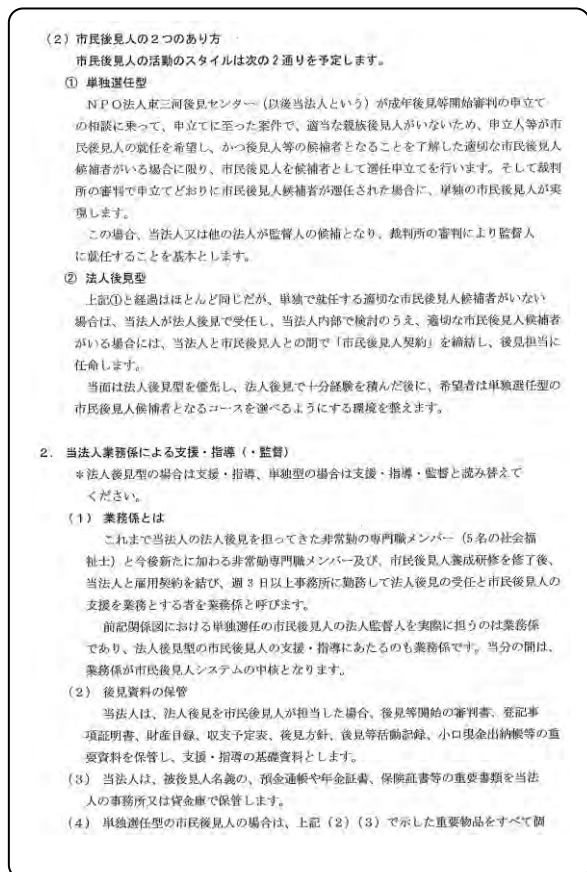
将来的には、完全に市民後見人の方がひとりできようになることを目指してやっています。

報酬付与申立て

単独選任型はまだいませんが、もしそういう方が出てきた場合、報酬付与の申立てを認める方針で進めています。

後見監督人については、まだ後見監督できる法人が他にありませんので、東三河後見センターが後見監督を行う予定です。社協に法人ができれば、後見監督人をお願いしたいと考えています。

法人後見型の市民後見人の場合ですが、この方たちには1件当たり1か月一律5,000円の給与を支払うという雇用契約を結んでいます。



※上記いずれの場合も、後見・監督活動で使用した交通費や通信費等の実費は後見・監督事務費として、後見人等が管理している財産から受領することができます。

2. 市民後見人登録に必要な資料

- ① 身分証明書（本籍地の役場で発行するもの）
- ② 経歴書（最終学歴、主な職歴）
- ③ 市民後見人養成研修修了証コピー
- ④ 資格をおもちの場合は、資格証のコピー
- ⑤ 運転免許証コピー
- ⑥ 自動車保険（任意）の保険証
- ⑦ その他（市民後見人ご自身が必要と考えたもの）
- ⑧

3. 保険について

当法人が従来から加入している障害保険、損害賠償保険は、法人後見型の市民後見人だけでなく、単独選任型の市民後見人にも適用されます。
単独選任型市民後見人の場合は、当法人の監督人就任などにより、当法人の指揮のもとで活動することを契約書などに明記する必要があります。

市民後見人の登録に必要な資料、保険

7種類あります。身分証明書、経歴書など、相당한資料を提出していただいています。

保険については、これまで専門職に適用されていたものが市民後見人にも適用されるということで、保険会社の了解をいただいています。

活動計算書

別紙資料4			
平成24年度「特定非営利活動に係る事業会計」活動計算書			
平成24年 4月 1日から平成 25年 3月 31日			
特定非営利活動法人 東三河後見センター			
科 目	金 額		(単位:円)
I 経常収益			
1. 受取会費・入会金			
正会員受取入会金	35,000		
正会員受取会費	380,000		
賛助会員受取会費	85,000	480,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	284,184	284,184	
3. 事業収益			
成年後見人等受任事業	8,758,000		
見守り・代選等受任事業	1,403,874		
相談支援事業	25,600	10,187,474	
成年後見制度等の普及・啓発事業			
4. その他収益			
受取利息	1,642		
雑収入	3,000	4,542	
経常収益合計		10,959,210	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,218,274		
法定福利費	11,670		
人件費計	4,229,944		
(2) その他経費			
後見受任事業費	3,100		
相談支援事業費	29,550		
普及啓発事業費	9,843		
印刷製本費			
旅費交通費	659,523		
通信運搬費	152,340		
賃借料	796,490		
水道光熱費	14,162		
消耗品	1,043,700		
その他経費計	2,658,613	7,138,357	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	360,000		
給料手当	710,825		
福利厚生費	10,000		
人件費計	1,080,825		
(2) その他経費			
旅費交通費	23,805		
通信運搬費	38,085		
賃借料	88,500		
水道光熱費	56,647		
新聞図書費	35,282		
雑費	166,648		
会議費	44,882		
消耗品	144,814		
謝礼金	109,999		
保険料	75,200		
租税公課	842,300		
その他経費計	1,628,692	2,709,448	
管理費計			
経常費用計		9,647,805	
当期経常増減額		1,108,405	
前期正味財産増減額		1,108,405	
前期繰越正味財産総額		9,621,914	
次期繰越正味財産総額		10,730,319	

活動計算書のいちばん下段に正味財産額があります。現在1,073万円の貯金があります。

いままでどこの支援も受けず業務をしてきました。まずわかりやすいところで、貯金を1,000万円ためようということで、ようやく実現したところです。

人件費にどのぐらい使っているかというと、事業費科目にある人件費が約422万、管理費科目の人件費が約108万、合計530万円が1年間の人件費です。役員報酬、非常勤の勤務の方の給与、市民後見人の方への費用を含めて、530万円を1年間で使います。

市民後見東三河モデルのコンセプト

第1回市民後見東三河モデル検討委員会資料をご覧ください。

これはWAM助成金をいただき、今年8月に「市民後見東三河モデルの作成と実践」というテーマで行った、検討委員会の資料です。

本日も来ている放送大学の犬曾根寛教授と話し合いをして、東三河モデルのコンセプトを犬曾根先生の考え方も含めて作成していただいたものです。

愛知県の東三河地域には5市2町1村があります。5市のうち3市には、すでに成年後見支援センターが、市から社協が委託を受けて存在しています。今年10月には、残り2市も成年後見支援センターができる予定です。

2町1村をどうするかという問題は残っていますが、5市に成年後見支援センターがそれぞれできる。これで相談を受ける体制は整います。

第1回市民後見東三河モデル検討委員会 資料
市民後見東三河モデルのコンセプト (大曾根案)

放送大学
大曾根 寛

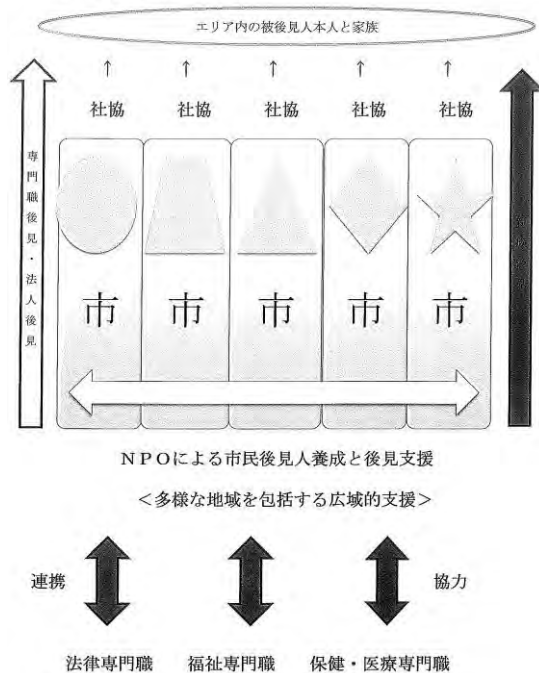
1 市民後見地域モデルの作成の必要性

事業概要から

東三河5市がいずれも社会福祉協議会に委託して成年後見支援センター作りを着手し、平成25年10月には5市全市にセンターが存在する状況に対して、さらにそれを一歩進め、東三河全域で市民後見人の育成と活用を早期に取り組むことができるようにすることを目的に、5市の関係者と専門職による「市民後見東三河モデル検討委員会(仮称)」をつくり、市民後見の地域モデルを検討し、5市の市民を対象に実践する。

- ① 東三河エリアの5市、2町、1村という広域性
面積、人口、高齢化率の多様性があるが、すべての住民に後見支援の手がいきわたるようにする必要がある。
- ② 5つの市社会福祉協議会には、「成年後見支援センター」が設置される予定。
8自治体には、「日常生活自立支援事業」が展開する可能性があり、また多くの福祉サービスやその他の資源を有する。
これらを包摂する新たなモデルの創設が必要である。
- ③ 広域にわたる全市町村において、あまねく公共性を担う市民後見人の養成が急務である。
養成される「市民後見人」は、法人に雇用されて業務に従事することもあるが、独自に後見監督人の監督のもとで活動することもある。公共的な性格を持つがゆえに、単独で受任し活動することの無いようにする必要がある。

2 モデルのコンセプト



3 実践の理念・原則

- 1) 行政区画にとらわれない広域的活動
- 2) 社協・各種事業所を含む地域資源の活用
- 3) 行政・専門職・市民の協働

営業エリアとして都市部から中山間部までが含まれます。多様な地域を包括する、広域的な支援ができるNPOを構想して、広域で市民後見人養成と後見支援ができないかという意図で描いた図になります。

これから検討していくものですので、今後描いた通りになるかはまだわかりません。継続的に検討して、今年度の最後には報告書としてまとめたいと考えています。

(以上、長谷川氏)

市民後見人からの報告

東三河後見センターで、後見の事務担当をしている田中と申します。

昨年5月から現在まで、3人の方の後見活動をやっています。1番目の方は前任者からの引き継ぎです。昨年4月からスタートして、5月に前任者から引き継ぎました。あとの2名の方は申立て段階から担当しています。

養成研修からの学び、法人後見のなかで市民後見人として活動実践していて感じたことなどについてご報告させていただきます。

養成研修参加者は、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、施設職員、社会保険労務士、行政書士、公認会計士等々さまざまでした。かなりの社会的経験を積まれた方がほとんどでした。年齢的には、だいたい50歳後半から60歳前半が中心です。私自身も、昨年3月まで大学の専任教員をやっていました。明けて75歳からのスタートです。

養成研修で非常に参考になったのが、先任者からの事例の紹介でした。後見人業務に関係するさまざまな法律や手続き等がありますが、そういったことは聞いたり、調べたりすればわかります。たいした問題ではありません。私にとっては、やはり事例紹介が非常に重要でした。

事例紹介後、5名程度のグループに分かれて、事例

に基づいたグループ討論を行います。みなさん非常に多様なバックボーンをもつ人たちです。いろいろな意見が出ます。問題点を整理して、受講生たちの前で発表します。これが非常に参考になりました。

私のように福祉現場をまったく知らない者が、3日間も福祉現場に研修に行ったということも重要でした。すべての研修が終了して、約2か月間、前任者につくワンジョブトレーニングという形でご本人に会ったり、金融機関などを回りました。これも非常にいい経験になりました。

法人後見の事務担当ということでやっていますが、これは我々にとっては非常によいです。何か問題があると、前任者に相談すると適切なアドバイスをいただけるという利点があります。

周囲には、弁護士や司法書士などの専門家が何人もおられます。私もいろいろなことをお聞きしました。たとえば不動産登記の問題、それから売却の問題など。司法書士に確認すると、的確なアドバイスがいただけます。安心して後見活動を行うことができます。

養成研修はかなり出欠が厳しかった。遅刻、早退は全部欠席扱いです。17回の講座で2回欠席があると追加研修を行います。3回以上の欠席は、もうすべて駄目という形で、数名の方がドロップアウトしました。

おまけにすべて修了した後の追加研修のとき、私はすべて終わっていたわけですが、基本的には出席という形で研修に参加しました。それ以後も、一定期間ごとに研修会があります。これは非常に助かっております。

さきほどの支援・指導についてですが、これは非常によいです。

たとえば資料の整理ひとつにしても、ふだんはどうしても適当になってきます。適当になってくると頃に指導が入ります。こういうことがあると、きちっと整理ができます。困ったことは速やかにチェックができます。非常にありがたいシステムです。

事務担当者の任期は1年です。「途中で不祥事があったら、終わりにする」といった趣旨がちゃんと書いてあります。これは非常によいことだと思っています。適切に緊張感を持って後見活動を行うことができます。

私のように年齢を重ねていると、あと何年かは大丈夫ですが、たとえば若い方の10年先、15年先をみることにしては自信がありません。

そういうとき法人後見の場合、すぐ適当な人が代わって行うことができます。後見内容に関しても、すべて周囲の人が知っています。これは非常にいいことだと思っています。長期間にわたって活動を保証していくことができます。

実践を通じて感じたことをお話しします。

よく財産管理と身上監護といいます。財産管理は誠実にやればそんなに難しいことはありません。本当に困ることがあれば、弁護士の方が周りにいます。たいていのことは調べればわかります。とりたてて問題はありません。

問題は身上監護です。1か月に1回本人に面会するとかいったことですが、それではまったく役に立ちません。やはりもっと頻回に行く必要があります。市民目線というか、本人の身になって本当に話を聞く必要があります。

担当しているお年寄りの方を見ると、本当に寂しいのだと思います、私は一週間おきに訪問しますが、行けば1時間はつかまります。その時はとにかくいろいろなことをお聞きします。

認知症高齢者や、そのほかにも問題を抱えた人がたくさんいます。

専門職の若い方たちは本来の仕事をおやりになればよいのです。

市民後見人の活動は、年配で経済的にも時間的にも余裕があつてこそ、初めてできるのではないかと思います。ボランティアでできる部分はボランティアでやればいい。

知識的問題は、すこし研修を受けて勉強すればやれます。まったく問題ないと思っています。

これからは市民後見の認知が問題になってくると思います。

市民後見が主流であつて、専門職と称する方たちは、必要となれば我々市民後見人の支援・指導していただくことで、かなりの部分はカバーできます。

むしろ、これからはそういったことが必要ではないかと、実際にやっていて感じています。

特定非営利活動法人 あさがお

(所長 尾崎 史)

NPO 法人あさがおの尾崎と申します。よろしくお願いします。

あさがおでは、市民後見人養成は行っていません。法人後見の身上監護の一部を担う「地域支援員」という、あさがお独自の制度です。あさがおでは、現在に至るまで地域支援員の養成から雇用までを行っています。

まずは全体的な概要からご説明をいたします。

あさがおの設立

～あさがおの設立～

- ・2005年2月1日、権利擁護支援を担う法人後見人として滋賀県大津市に設立。
- ・「適切な支援を受ける権利」「自立」「尊厳」「虐待防止」
- ・中立的・公共的な立場での権利擁護支援を目指す

Assistance of
Self-determination
And
Guardianship by
Advocacy
Otsu

あさがおの設立経緯ですが、介護保険施行後、平成 13 年に大津市が調査を行いました。その調査で、要介護高齢者の約 7 割が何らかの認知症を抱えている実態が明らかになりました。その方たちの契約実態をみると、本人の意思に基づかない契約が行われていたり、権利侵害が起こっていたりということがありました。

そこで、大津市が「成年後見サービス等基盤整備検討委員会」を立ち上げました。さまざまな専門職、当事者団体との間で協議を重ねました。利

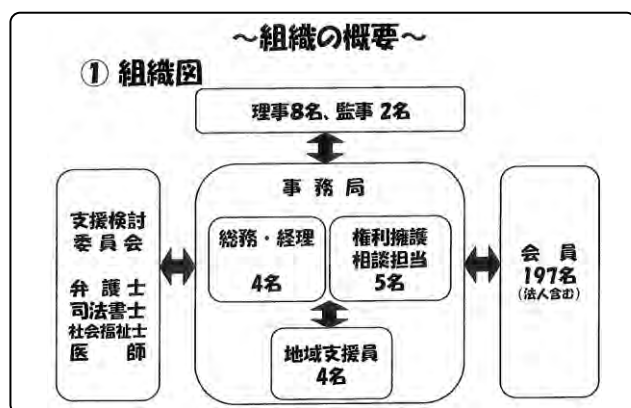
用しやすい成年後見サービスを目指して、成年後見を使って高齢者、障害者の権利を守っていこうという協議が行われました。

この協議に足かけ 4 年かかっています。あさがおは、この 4 年の歳月を経て設立されました。

組織の概要

～組織の概要～

① 組織図



まず理事 8 名・監事 2 名がいて、その下に事務局があります。

事務局構成は、総務・経理 4 名、権利擁護相談担当 5 名、地域支援員 4 名となっています。総務・経理 4 名は、常勤 2 名・非常勤 2 名です。権利擁護相談担当は、5 名とも常勤です。地域支援員 4 名は非常勤となっています。

法人の会員が 197 名います。

設立当初から支援検討委員会を立ち上げています。年 3～4 回開催しています。そこでは主に

法人後見受任ケースの検討を行い、委員の皆さまから助言を得ています。滋賀県の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会から委員の選任をしていただき、アドバイスを受ける形になっています。

職員体制

② 職員体制

	常 勤	非常勤	合 計
16年度	3	1	4
17年度	3	3	6
18年度	3	3	6
19年度	4	3	7
20年度	5	3	8
21年度	7	8	15
22年度	7	11	18
23年度	6	11	17
24年度	7	8	15

設立当初は、常勤3名・非常勤1名、合計4名の職員体制から始まりました。

平成24年度は、常勤7名・非常勤8名、合計15名の職員体制となっています。今年度は減少して、常勤7名・非常勤6名、合計13名で実施しています。

これは地域支援員が70歳を超えてリタイアされたり、家庭の事情で辞められたりという理由です。本業をお持ちの方が本業にシフトされたりということで、地域支援員が減っています。

収入内訳

③ 収入内訳

年度	会費	寄付金	事業	助成金・補助金	委託金	雑収入	合計
16	3	16	0	114	219	0	351
17	159	68	9	750	1,430	42	2,458
18	168	36	223	1,030	1,069	18	2,543
19	144	125	1,292	130	1,521	143	3,355
20	160	97	1,616	130	1,518	54	3,576
21	158	45	1,860	162	2,579	90	4,894
22	136	55	2,051	319	3,302	53	5,916
23	116	18	3,450	0	3,795	121	7,500
24	99	12	3,084	0	2,219	60	5,483

平成24年度の会費収入99万円、寄付金12万円です。寄付金が非常に少なく、もう少し寄付が集まらないかなと思っています。

実は、現在、認定NPOの取得を目指しています。申請したところ、今週、仮認定が決定しました。滋賀県では初めてということで、来週、知事から交付式があります。

事業収入3,084万円は後見報酬です。あと委託金2,219万円、雑収入60万円で、合計5,483万円という収入内訳です。

支出を書き忘れたので、人件費だけお伝えしますと、約3,900万円です。約5,400万円のうち、常勤・非常勤を合わせた人件費支出が3,900万円ということです。

事業内容① 相談事業

～事業内容～

① 相談事業

- ・ 大津市、滋賀県から委託。
- ・ 相談内容は、高齢者・障がい者の成年後見制度・虐待等の権利擁護支援に関するもの。
- ・ 相談者は、市民、専門職、行政の担当者。
- ・ 新規ケース数は年間250～300件。

まずは権利擁護支援ということで、高齢者・障害者の相談事業を行っています。この相談事業は、大津市と滋賀県から委託を受けて実施しています。

相談内容は、高齢者・障がい者の成年後見制度・虐待等の権利擁護支援に関する相談です。市民からの相談のほか、専門職、行政担当者からも相談があります。

新規相談件数推移

新規相談件数推移

	成年後見	虐待	その他	合計
16年度	7	2	10	19
17年度	117	32	36	185
18年度	166	70	34	270
19年度	147	63	33	243
20年度	192	36	26	254
21年度	223	42	26	291
22年度	201	30	20	251
23年度	223	31	34	288
24年度	163	39	26	228

新規相談件数は毎年 200 件超あります。すべての相談の延べ件数にすると、1,200～1,300 件の相談件数になります。

事業内容② 法人後見事業

～事業内容～

② 法人後見事業

- ・ 担当件数96件
- ・ 累計160件
- ・ うち、後見65件、保佐20件、補助11件
- ・ 高齢者6割、障がい者4割

② 法人後見事業

	後見	保佐	補助	合計
16年度	0	0	0	0
17年度	10	2	1	13
18年度	38	5	3	46
19年度	51	13	6	70
20年度	65	15	7	87
21年度	75	17	9	101
22年度	75	18	8	101
23年度	81	20	11	112
24年度	62	20	11	93

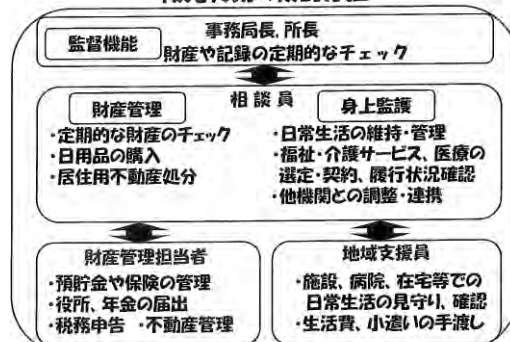
現在、法人後見を 96 件担当しています。法人後見事業の表をご覧ください。

平成 23 年度のピーク時には 112 件担当していました。

平成 24 年度は 93 件、現在は 96 件です。また少しずつ増えている状況ですが、産休の職員が出たり退職者が出たりした関係で、平成 24 年度は受任件数が減少している状況です。

後見実務の役割分担

一後見実務の役割分担一



法人実務の役割分担が、あさがおの特徴といえると思います。

「相談員」は、社会福祉士や精神保健福祉士という専門職です。この相談員が財産管理、身上監護のすべてにおいて、責任をもって担当しています。

財産管理の細かな預貯金の出し入れとか、さまざまな申告事務は非常に大変なのですが、これについては、実質、事務職員である「財産管理担当者」1 名が 96 件すべてを担当しています。

身上監護の一部について、「支援員」が月 1 回の訪問により見守りを行っています。ただ、96 人全員に対して支援員が訪問しているわけではありません。現在 20 名程度の被後見人宅に訪問に行っている状況です。

このような形で、ひとりの被後見人を 2 名もしくは 3 名で担当しています。相談員 1 名は、約 20～25 名の担当件数を持っているわけですが、すべてひとりで行っているわけではなくて、財産管理担当者と支援員が役割分担して、トリプル体制で支援を行っています。

法人後見のメリット

法人後見のメリット —あさがおの場合—

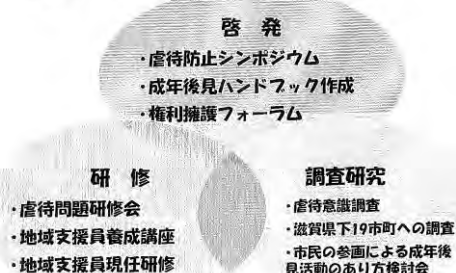
- ・様々な専門職により構成されているため、複合化された問題に対応しやすい。
- ・事例の積み上げによる情報量および質の担保が可能。
- ・後見実務の分担を行うことで、個人の負担が軽減される。
- ・実務についてチェック可能な体制である。

あさがおが行う法人後見のメリットとして、

- ①さまざまな専門職により構成されているため、複合化された問題に対応しやすい。
 - ②事例の積み上げによる情報量および質の担保が可能。
 - ③後見実務の分担を行うことで、個人の負担が軽減される。
 - ④実務についてチェック可能な体制である。
- …といったことがあげられます。

事業内容③ 普及啓発等

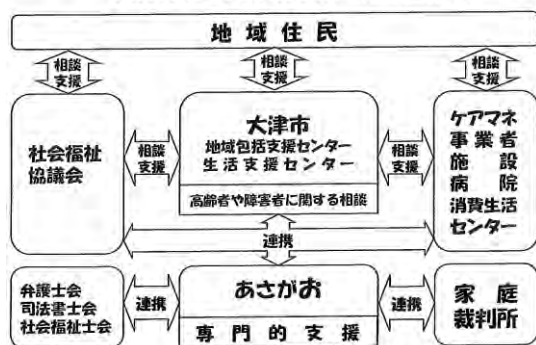
～事業内容～ ③普及啓発等



普及啓発事業では、設立当初の法人の財政状況が厳しかった時代から、厚生労働省やWAMの助成金をいただいて、シンポジウムやフォーラム、各種研修会の開催、ハンドブック作成、その他の調査研究など、いろいろな事業を行ってきています。

大津市における権利擁護支援体制

～大津市における権利擁護支援体制～



「大津市における権利擁護支援体制」という図をご覧ください。大津市の成年後見利用に至るまでの仕組みです。これは虐待等の事案も含めた仕組みです。

地域の困った相談は、だいたい地域包括支援センターや地域生活支援センター等からあがってきます。地域で解決できる問題は地域に返していくのですが、そこで解決できない専門的な問題があさがおに上がってきます。

あさがおは専門的支援を行う団体ですが、あさがお1団体では解決できません。さまざまな団体や専門職等々と連携をとりながら、問題の解決にあたります。

地域支援員

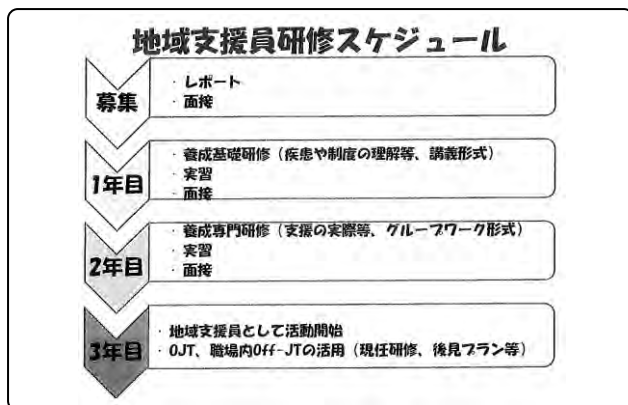
～地域支援員について～

法人に所属する職員として成年被後見人等の権利を擁護することを目的とし、後見活動における身上監護の一部を担うために、研修等を通じて必要な知識や技術・態度を身につけた市民をいう。

地域支援員については、

「法人に所属する職員として、成年被後見人等の権利を擁護することを目的とし、後見活動における身上監護の一部を担うために、研修等を通じて必要な知識や技術・態度を身につけた市民をいう」…という定義をしております。

地域支援員研修スケジュール



地域支援員は、2年間かけて養成します。

1年目は基礎的な研修。2年目は少し専門的な研修ということで、実習も含めて12講座20週という形で行っています。

平成23～25年度市民後見推進事業受託～今後の方向性～

23～25年度市民後見推進事業受託 ～今年度の方向性～

1. 後見活動のスタンダード構築
2. ニーズに対応可能な後見の担い手確保の検討
3. 権利擁護の仕組み・ネットワーク構築
4. 権利擁護の仕組みへの市民参画

➡ 権利擁護支援センター構想へ

平成23年度から市民後見推進事業を受託をしています。支援員活動の見直しも含めて、地域の権利擁護ニーズに応じていくためにどうあるべきかを、専門職3団体などとともに検討してきました。とくに、この「①後見活動のスタンダード構築」の必要性を大津市のみんなで話し合いました。

つまり市民も、専門職も、法人も、みんなが同じことを最低限7割はできるようにしようと。これを「スタンダード」とは呼ばないのかもしれないが

れませんが、一定基準となるものの作成を課題として挙げています。

もうひとつは「②ニーズに対応可能な後見の担い手確保の検討」です。大津市でも、かなり後見ニーズが増えてきています。それに対応可能な後見の担い手を、あさがおも地域支援員の課題も含めて見直していこうということです。そうした方向性を抱えながら、また今年度も市民後見推進事業を始めています。

【法人後見と市民後見】

法人後見と市民後見 ～法人後見による市民後見のための “小さな”貢献～

お配りした資料に、表題として「法人後見と市民後見～法人後見による市民後見のための“小さな”貢献」というタイトルで示しています。あさがおにおける地域支援員を見直しの方向性を、最後にお示しさせていただきます。

地域支援員の見直しの要因

1. 地域支援員の見直しの要因

- ① 支援員制度の“立往生”
- ② 市民後見人の登場

まず、地域支援員をなぜ見直さなければならなくなったのかという要因です。

そのひとつとして「支援員制度の“立往生”」があります。

あさがおの支援員は、法人後見の身上監護の一部を担うということで、平成19年からスタートしました。当初は、目的や役割の共有もされていたのですが、時間の経過とともに位置づけや評価が分かれてきました。

現在は比較的軽微な方、“軽微”と言っではいけないのですが、施設入所の方を中心とした月1回の様子見確認の訪問となっています。これが立ち往生しているということが要因のひとつです。

それから、いわゆる「市民後見人の登場」ということ。

市民後見人が今日ひとつの流れとなりつつあります。

これを認識して、あさがおが持つ後見ノウハウを生かして、市民後見人の質向上に寄与することが、今後は必要になってくるのではないかとということで、支援員制度を今年度1年間かけて抜本的に見直します。

見直しの方向性

2. 見直しの方向性

- ① 支援員制度で問題となった事項をクリアする
- ② 法人後見の質向上につながる
- ③ 増え続ける後見ニーズに対応する
- ④ 市民後見人の質向上に寄与する

見直しの方向性ですが、旧の支援員制度を廃止し新制度を構築する場合、次の要件を満たす必要があると思います。

まず、前提として

① 支援員制度で問題となった事項をクリアする
そのうえで、

② 法人後見の質向上につながる

③ 増え続ける後見ニーズに対応する

④ 市民後見員の質向上に寄与する

…といったことにつなげていきたいと思います。

① 支援員制度で問題となった事項のクリア

新制度のビジョンをはじめ、目的、役割等の明確化、認識共有化し、その維持に向けて定期的な評価・見直しを行い、新制度を経年劣化させない。

「支援員制度で問題となった事項をクリアする」というのは、新制度のビジョンをはじめ、目的・役割を明確化したい。認識を共有化したい。その維持に向けて定期的な評価・見直しを行い、経年劣化させないことが必要です。

地域支援員の役割として、軽微な方への月1回の定期訪問ではなく、徐々に対応困難なケースへとバージョンアップしていく必要もある。訪問を重ねるごとに支援員の質も上がってくるので、バージョンアップしていくことも必要です。

支援員のみなさんも、やる気がある方ばかりです。次第に役割を増やしていかないと、やる気がそこで萎えてしまうということも反省のひとつとしてあります。

あさがおの支援員は、当初は「判断はしない」「ケース会議にも出ない」「プランに印鑑を押さない」というようなことを取り決めていたのですが、それではいけないのではないかと考えています。ステップアップする方策、仕組みを考えていきたいと考えています。

② 法人後見の質向上につながる

**支援員制度の長所に、複数の“目”が被後見人等に向くことがあげられる。
法人後見の活動に幅が出、後見の質が向上し、被後見人の生活の質は向上する。
これは継承する。**

「法人後見の質向上につながる」とことというのは、支援員制度の長所として、複数の目が被後見人に向くことが挙げられます。活動に幅が出て、後見の質が向上します。

これは確実にそうだと思うのですが、1人の被後見人に相談員が1人でかかわっているより、別の時間帯に支援員が行くことで、あらたな発見がまた別の視点からあるということも、今後生かしていきたいと思っています。

③ 増え続ける後見ニーズに対応すること

支援員制度の長所を生かし、相談員と新支援員とが役割分担できれば、受任ケース数の増加が可能となる。

さらに、新支援員が力をつけ、相談員として登用されれば、後見ニーズに対応することができる。

「増え続ける後見ニーズに対応する」とことというのは、支援員の長所を活かして役割分担ができれば、受任件数も増やすことができます。そうしたやり方をしないといけないと考えています。

さらに、支援員が力をつけてきたら相談員として登用されるといったことも、可能性としてはあるのではないかと考えています。

④ 市民後見人の質向上に寄与すること

あさがおの新支援員がOJTにより力をつけたのち市民後見人となった場合、市民後見人の質向上に寄与できる。

さらに、あさがおはバックアップ機能（助言、指導）を果たすことができる。

「市民後見人の質向上に寄与する」というのは、あさがおの新たな支援員が相談員とともに後見業務を行うことによって、OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）によって力をつけます。

あさがおでは「後見プラン」をつくっています。支援員と相談員が一緒にプランをつくりま

そうしたことを重ねながら、もしステップアップして市民後見人となった場合には、あさがおのDNA と経験を生かした活動が期待できるのではないかと考えています。

さらにあさがおは、バックアップ機能、指導、助言を果たすこともできると考えております。

3. 新制度の設計等

- ・ 新たな仕組みの検討は…

➡ 25年度中

- ・ 新たな制度の開始は…

➡ 26年度から

新支援員と役割分担し、
「ともに」行う法人後見へ

このように支援員制度の設計を夢みています。もうすでに新たな仕組みの検討を始めています。来週ワーキンググループを開催します。平成 26 年度からの新たな制度開始に向けて、関係者が集まり、ともに行う法人後見を目指していきたいと思っています。

【参考】「市民後見に関する調査」

①認知症の人の特性調査票（利用者特性調査票）

①認知症の人の特性調査票（利用者特性調査票）（利用者 ID：_____ - _____）

あなたが担当されているすべての認知症高齢者の方（以下、「利用者」と記載します）の状況について伺います。

★ご担当されているすべての人数分のご回答をお願いします（2人ご担当されている場合は2通のご記入をお願いします）。

★ただし、障害者（65歳未満）は除きます。

★調査票①②はセット物です（ある認知症の状態像〔調査票①〕の人に、どのような後見活動を行っているか〔調査票②〕を調べるもの）。

他調査票と混同を避けるため、利用者IDをご記入ください。

ID記入の仕方：ご自分（市民後見人）の名前（姓名）のイニシャル - 1～（1から順番に付番ください）

例：後見 太郎(KT)さんが2人目の調査票を記入する場合は「KT-2」とご記入ください

以下の質問について、該当する番号に○、または（ ）内に数字や具体的な事項をご記入ください。

I 利用者の基本属性と家族構成について

No	質問内容	回答欄
1	利用者の性別	1.男性 2.女性
2	利用者の年齢	() 歳
3	現在の要介護度	1.要支援 1 2.要支援 2 3.要介護 1 4.要介護 2 5.要介護 3 6.要介護 4 7.要介護 5 8.新規申請中
4	初回認定年月	西暦 () 年 () 月
5	同居の有無	1.なし(→質問 6 へ) 2.あり (→下記の質問 a へ)
	a)同居者 (複数回答)	1.配偶者 2.息子 3.娘 4.子の配偶者 5.兄弟・姉妹 6.孫 7.その他()
	主介護者の有無	1.いない(→質問 7 へ) 2.いる (→下記の質問 a～c へ)
	a)主介護者	1.夫 2.妻 3.娘 4.息子 5.娘の夫 6.息子の妻 7.父母 8.兄弟・姉妹 9.その他()
6	b)主介護者の年齢	1.40 歳未満 2.40-64 歳 3.65-74 歳 4.75-84 歳 5.85 歳以上
	c)主介護者の 介護負担感	1.非常に負担 2.まあまあ負担 3.あまり負担でない 4.全く負担でない 5.不明
7	年金の種類	1.国民年金 2.厚生年金 3.共済年金 4.無年金 5.その他
8	生活保護受給	1.受給していない 2.受給している
9	経済状況	1.非常に苦しい 2.やや苦しい 3.ややゆとりがある 4.ゆとりがある
10	おおよその年間収入	1.50 万円未満 2.～100 万円 3.～200 万円 4.～300 万円 5.～400 万円 6.～500 万円 7.500 万円以上 8.1000 万円以上
11	お住まい	1.持家(一戸建て) 2.分譲マンション 3.民間賃貸住宅・マンション 4.公営住宅(市営,県営,UR) 5.借間 6.障害者施設 7.病院 8.高齢者施設 9.その他()
12	預貯金の額	1.500 万円未満 2.～1000 万円未満 3.1000 万円以上 4.不明

II 認知症の状況／健康状態について

No	質問内容	回答欄
1	認知症発症年月	西暦 () 年 () 月頃 ※おおよその時期を記入下さい
2	発症時の症状	
3	専門医療機関による確定診断	1.あり 2.なし 3.不明
4	認知症の種類	1.アルツハイマー病 2.脳血管性認知症 3.レビー小体病 4.前頭葉側頭葉型認知症 5.その他 ()
5	現在有する病気 (認知症以外、 複数回答)	1.脳卒中後遺症 2.高血圧症 3.心臓病 4.悪性新生物 5.糖尿病 6.脂質異常症 7.神経系疾患 8.精神疾患・うつ病 9.その他()
6	処方されている薬 (複数回答)	1.認知症薬 2.向精神薬 3.精神病薬 4.抗高血圧薬 5.心疾患薬 6.睡眠薬 7.抗不整脈薬 8.糖尿病薬 9.その他 () 10.不明

7	薬の飲忘れ	1.なし 2.ときどきあり 3.よくある 4.飲んでいない 5.不明
8	認知症自立度	1.自立 2.I 3.II a 4.II b 5.III a 6.III b 7.IV 8.M 9.不明
9	栄養／摂食障害の有無 (複数回答)	1.極度にやせている 2.肥満 3.「むくみ」がよく起こる 4.食事を拒否する／食べないことがある 5.食べ過ぎることがある 6.飲み込みが困難(嚥下機能が低下) 7.水分摂取量が少ない 8.食事が噛めない 9.その他 () 10.栄養／摂食障害は特にない 11.不明
10	排泄障害の有無 (複数回答)	1.尿失禁がある 2.便失禁がある 3.よく便秘する 4.よく下痢を起こす 5.その他 () 6.排泄障害は特にない 7.不明
11	睡眠障害の有無 (複数回答)	1.睡眠時間が4時間未満 2.昼間眠そうにしている 3.睡眠中によく起きてしまう 4.なかなか寝付けない 5.寝ていて大声を出したりする 6.深夜に徘徊する 7.その他 () 8.睡眠障害は特にない 9.不明

Ⅲ 日常生活の状況について

No	質問内容	回答欄 (最も現状に近い番号に)				
		1 自分一人で している	2 声をかけられ ながら している	3 介助を受け てしている	4 行為自体を していない	5 不明
1	買い物	1	2	3	4	5
2	バス,電車,車での外出	1	2	3	4	5
3	食事の準備や片づけ	1	2	3	4	5
4	掃除・洗濯	1	2	3	4	5
5	電話をかける	1	2	3	4	5
6	預貯金のおし入れ	1	2	3	4	5
7	処方通りに薬を飲む	1	2	3	4	5
8	室内での移動	1	2	3	4	5
9	外出時の移動	1	2	3	4	5
10	着替え	1	2	3	4	5
11	身だしなみを整える	1	2	3	4	5
12	トイレ動作	1	2	3	4	5
13	入浴	1	2	3	4	5
14	食事	1	2	3	4	5

Ⅳ 利用者の社会との交流状況について (※現在の状況に最も近い番号に○)

No	質問内容	1 なし	2 月に数日	3 週 2-3 日	4 週 3-4 日	5 ほぼ毎日	6 不明
1	趣味や興味への取り組み	1	2	3	4	5	6
2	家族・親族との交流	1	2	3	4	5	6
3	友人・知人との交流	1	2	3	4	5	6
4	近隣の人と話す機会	1	2	3	4	5	6
5	外出頻度(通院通所以外)	1	2	3	4	5	6

【参考】「市民後見に関する調査」
①認知症の人の特性調査票（利用者特性調査票）

V 周辺症状等の状況について（※現在の状況に最も近い番号に○）

No	質問内容	1 ある	2 ない	3 不明
1	融通がきかず、頑固で相手の意見を聞こうとしない	1	2	3
2	過去に意識を失うほど、頭を強く打ったことがある	1	2	3
3	人付き合いが苦手になり、閉じこもりがちである	1	2	3
4	状況に応じた行動ができない	1	2	3
5	見出しなみを気にしない	1	2	3
6	ちょっとしたことでイライラする	1	2	3
7	話がくどく、同じことを何度も繰り返す	1	2	3
8	一つの用事をしている間にほかの用事を忘れる	1	2	3
9	忍耐力がなく、集中力が低下している	1	2	3
10	意欲がなく、新しいことに関心がない	1	2	3
11	自分でしようとせず、他人に頼りがちである	1	2	3
12	段取りよく物事を進められない	1	2	3
13	取り繕い、場合合わせをする	1	2	3
14	やさしい計算でも間違える	1	2	3
15	会話中に「あれ」「それ」などの代名詞をよく使う	1	2	3
16	新しいことを覚えられない	1	2	3
17	動作がのろくなってきている	1	2	3

VI 医療・介護サービスおよび支援の利用状況／支援体制／支援の必要性について

No	質問内容	回答欄
1	前月の介護サービス利用	1.なし(→質問2へ) 2.あり(→下記の質問aへ)
	a)サービスの種類 (複数回答)	1.訪問介護 2.訪問看護 3.訪問リハ 4.訪問入浴介護 5.通所介護 6.認知症デイ 7.通所リハ 8.短期入所 9.小規模多機能型居宅介護 10.定期巡回随時対応サービス 11.福祉用具 12.その他()
2	前月の外来通院の有無	1.なし(→質問3へ) 2.あり(→下記の質問a～bへ)
	a)前月の通院回数	() 回/月
	b)通院医療機関	1.病院のみ 2.診療所のみ 3.病院と診療所の両方
3	後見人制度以外で、 介護保険サービス以外の 利用サービスや支援 (複数回答)	1.配食サービス 2.買物・調理・掃除等の家事支援(保険外) 3.理美容サービス 4.移送・外出支援サービス 5.緊急通報サービス 6.福祉用具の貸与(徘徊探知機など) 7.おむつ購入費等に対する助成 8.家族の会・介護者の集い 9.保険外のデイサービス、サロンやカフェ等 10.その他() 11.特になし
4	消費者被害の有無	1.なし(→質問5へ) 2.あり(→下記質問a～bへ)
	a)被害回数	1.一回のみ 2.複数回あり 3.不明
	b)被害の内容(具体的 内容を記載下さい)	
5	民生委員の有無	1.なし 2.あり
6	財産分与に関する 家族間の争い	1.なし(現在も今後もない、または起こる可能性は低い) 2.現在はないが、今後は起こりえる 3.現在すでに起こっている

Ⅶ 利用者に対する支援体制に対するあなたの評価等

No	質問内容	回答欄
1	後見人の依頼者	1.本人 2.家族 3.親戚 4.知人 5.市役所職員 6.ケアマネジャー 7.地域包括支援センター職員 8.医療機関 9.介護サービス事業者 10.民生委員 11.その他 ()
2	依頼してきた理由 (具体的な理由を記入下さい)	
3	後見確定日(審判日)	西暦()年()月()日
4	先月における利用者へのあなた自身の支援内容、支援量について伺います。	
	a)自宅訪問の有無	1.なし 2.あり(回)
	b)前回訪問時の関与時間	約()時間 ※訪問ありの場合のみ記入下さい
	c)訪問時の実施内容 (具体的な内容)	※訪問ありの場合のみ、具体的な内容を記入下さい
	d)電話での対応	1.ほぼ毎日 2.週に数回 3.週に1回程度 4.月に数回 5.電話対応はなかった
	e)弁護士との調整	1.なし 2.あり
	f)市町村との調整	1.なし 2.あり
	g)民生委員との調整	1.なし 2.あり
	h)医療機関との調整	1.なし 2.あり
	i)介護職との調整	1.なし 2.あり
5	「あなたが行っている本人支援」の提供量や内容に対する評価を伺います。	
	a)提供量	1.十分 2.まあまあ十分 3.やや不十分 4.不十分
	b)増やすべき量とは	※前問で「やや不十分～不十分」と回答された方に伺います。 今かかわっている時間をどの程度増やすべきだと思いますか。 1.現在の関与時間の3倍以上 2.現在の関与時間の2倍程度 3.現在の関与時間の1.5倍程度 4.現在の関与時間の1.5倍以下
	c)提供している内容	1.十分 2.まあまあ十分 3.やや不十分 4.不十分
	d)補強すべき内容とは (具体的に記入下さい)	※前問で「やや不十分～不十分」と回答された方に伺います。 どのような内容の支援をもっといれるべきか(他の専門職の支援を含めて)、 ご意見を記入下さい。

最後にあなたのことについて伺います

No	質問内容	回答欄
1	資格保有の有無 (複数回答)	1.社会福祉士 2.介護福祉士 3.精神保健福祉士 4.看護師 5.その他() 6.資格は特に持っていない
2	現事業所(後見実施機関) での所属年数	()年
3	市民後見活動時間	月あたり()時間
4	現在の担当人数 (障害者も含む)	()人
5	認知症の人を担当した 経験年数	()年
6	現在の報酬額	年額・月額・日額当たり()円 ※年額、月額、日額のいずれかに○をした上で、金額を記入下さい。

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。

【参考】「市民後見に関する調査」

②市民後見活動調査票

②市民後見活動調査票

あなたが行っている市民後見活動の状況について伺います。

★だれ（利用者 I D）に対してどのような活動を行ったか、下記の項目から「訪問日」と「訪問日以外」、それぞれについて実施した活動の有無と、実施した場合は何分くらい実施したのかをお答えください。

★実施した活動の区分が不明瞭の場合やあてはまる項目がない場合は「上記以外の活動」欄に具体的にご記入ください。

★「利用者 I D」欄には、「①認知症の人の特性調査票（利用者特性調査票）」に記載した利用者 I Dをご記入ください。

I 市民後見活動調査（訪問日）

訪問日	月	日
利用者 I D	-	

No	活動内容	回答欄		
		1 行 つ て い な い	2 行 つ た	場合の 時間数 「2 行 つた」
1	日常生活上の金銭管理（生活費の受け渡し、請求書・領収書の確認など）	1	2	→ 分くらい
2	保険や資産の管理・取引、相続関係など	1	2	→ 分くらい
3	医療の確保に関する相談や各種手続きなど （健康診断等の受診、治療・入院に関する契約締結、費用の支払い等）	1	2	→ 分くらい
4	介護の確保に関する相談や各種手続きなど （要介護認定の申請、介護サービス利用に関する契約締結、費用の支払い等）	1	2	→ 分くらい
5	生活維持に関する相談や各種手続きなど （見守り支援・配食サービス等の契約締結、費用の支払い等）	1	2	→ 分くらい
6	住居の確保に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）	1	2	→ 分くらい
7	施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続きなど （契約締結、費用の支払い等）	1	2	→ 分くらい
8	教育・リハビリに関する契約締結・費用の支払い等	1	2	→ 分くらい
9	（購入した）生活日用品の受け渡し	1	2	→ 分くらい
10	上記以外の活動①※（ ）	1	2	→ 分くらい
11	上記以外の活動②（ ）	1	2	→ 分くらい
12	上記以外の活動③（ ）	1	2	→ 分くらい
13	上記以外の活動④（ ）	1	2	→ 分くらい
14	上記以外の活動⑤（ ）	1	2	→ 分くらい
15	訪問に関する移動時間			→ 分くらい

※たとえば家事の援助（掃除、洗濯、調理）など、後見業務とは異なるものの実質的に行った活動を想定しています。

Ⅱ 市民後見活動調査（訪問日以外・1か月の合計）

1か月の活動日数

日

利用者ID

—

No	活動内容	回答欄		
		1 行っていない	2 行った	場合の 時間数 「2 行った」
1	日常生活上の金銭管理（生活費の受け渡し、請求書・領収書の確認など）	1	2	→
2	保険や資産の管理・取引、相続関係など	1	2	→
3	医療の確保に関する相談や各種手続きなど（健康診断等の受診、治療・入院に関する契約締結、費用の支払い等）	1	2	→
4	介護の確保に関する相談や各種手続きなど（要介護認定の申請、介護サービス利用に関する契約締結、費用の支払い等）	1	2	→
5	生活維持に関する相談や各種手続きなど（見守り支援・配食サービス等の契約締結、費用の支払い等）	1	2	→
6	住居の確保に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）	1	2	→
7	施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）	1	2	→
8	教育・リハビリに関する契約締結・費用の支払い等	1	2	→
9	生活日用品の購入	1	2	→
10	1～9に関する情報収集	1	2	→
11	収集した情報の読み込みや下見・見学・予行など	1	2	→
12	後見人就任に関する業務（面接、財産目録、年間収支予定表の作成など）	1	2	→
13	ライフライン（電気・ガス・水道、金融機関、年金・介護・医療・生活保護）申請・変更の届出	1	2	→
14	電話・FAX・メールなどによるやりとり（本人や家族など）	1	2	→
15	後見実施機関や市町村との専門相談・報告	1	2	→
16	ケース検討会議への出席	1	2	→
17	後見監督人への報告	1	2	→
18	家裁に提出する文書類の作成（後見事務報告書・財産目録・収支状況報告書、金銭出納帳・報酬付与申立書など）	1	2	→
19	後見実施機関に提出する文書類の作成（活動の業務記録・財産目録・収支状況報告書など）	1	2	→
20	その他の文書類の作成	1	2	→
21	緊急時の対応（徘徊等による搜索、消費者被害対応など）	1	2	→
22	後見人として認められない行為に関する相談など	1	2	→
23	死後に関する事務（終了した場合）	1	2	→
24	自己研鑽（後見関係の講演会や研究会等への参加等）	1	2	→
25	上記以外の活動①（ ）	1	2	→
26	上記以外の活動②（ ）	1	2	→
27	上記以外の活動③（ ）	1	2	→
28	上記以外の活動④（ ）	1	2	→
29	移動時間（利用者訪問以外の移動）			→

Ⅲ 市民後見活動調査（活動時間量・頻度調査）

特定の利用者に限らず、これまでのあなたの後見活動の中で以下の活動の頻度、時間量はどの程度でしたか。それぞれの項目についてお答えください。

1. 訪問日

No	活動内容	回答欄			
1	利用者宅・入所施設等への訪問頻度	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
2	訪問1回あたりの滞在時間	1. 30分未満 4. 2時間以上3時間未満	2. 30分以上1時間未満 5. 3時間以上	3. 1時間以上2時間未満 6. その他（ ）	

2. 訪問日以外

No	活動内容	回答欄			
1	日常生活上の金銭管理 （生活費の受け渡し、請求書・領収書の確認など）	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
2	保険や資産の管理・取引、相続関係など	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
3	医療の確保に関する相談や各種手続きなど （健康診断等の受診・治療・入院に関する契約締結、費用の支払い等）	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
4	介護の確保に関する相談や各種手続きなど （要介護認定の申請、介護サービス利用に関する契約締結、費用の支払い等）	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
5	生活維持に関する相談や各種手続きなど （見守り支援・配食サービス等の契約締結、費用の支払い等）	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
6	住居の確保に関する相談や各種手続きなど （契約締結、費用の支払い等）	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
7	施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続きなど （契約締結、費用の支払い等）	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
8	教育・リハビリに関する契約締結・費用の支払い等	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
9	生活日用品の購入	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
10	1～9に関する情報収集	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）
11	収集した情報の読み込みや下見・見学・予行など	1. ほぼ毎日 5. 1か月に1回程度	2. 2～3日に1回程度 6. 2～3か月に1回程度	3. 1週間に1回程度 7. その他（ ）	4. 半月に1回程度 （ ）

※以降、次ページに続く。

訪問日以外（続き）

No	活動内容	回答欄			
		1. 経験なし	2. 経験あり	1 回あたり	分程度（複数の経験がある場合は平均）
12	後見人就任に関する業務 （面接、財産目録、年間収支予定表の作成など）	1. 経験なし	2. 経験あり	1 回あたり	分程度
13	ライフライン（電気・ガス・水道・電話）の届出・変更の届出	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
14	電話・FAX・メールなどによるやりとり（本人や家族など）	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
15	後見実施機関や市町村との専門相談・報告	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
16	ケース検討会議への出席	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
17	後見監督人への報告	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
18	家裁に提出する文書類の作成 （後見事務報告書・財産目録・収支状況報告書・金銭出納帳・報酬付与申立書など）	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
19	後見実施機関に提出する文書類の作成 （活動の業務記録・財産目録・収支状況報告書など）	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
20	その他の文書類の作成	1. ほぼ毎日 5. 1 か月に1 回程度	2. 2 ～ 3 日に1 回程度 6. 2 ～ 3 か月に1 回程度	3. 1 週間に1 回程度 7. その他（	4. 半月に1 回程度
21	緊急時の対応（徘徊等による捜索、消費者被害対応など）	1. 経験なし	2. 経験あり	（具体的；	）
22	後見人として認められない行為に関する相談など	1. 経験なし	2. 経験あり	（具体的；	）
23	死後に関する事務（終了した場合）	1. 経験なし	2. 経験あり	（具体的；	）
24	自己研鑽（後見関係の講演会や研究会等への参加等）	1. 経験なし	2. 経験あり	1 か月あたり	回程度
25	上記以外の活動①（	1. 経験なし	2. 経験あり	1 か月あたり	回程度
26	上記以外の活動②（	1. 経験なし	2. 経験あり	1 か月あたり	回程度
27	上記以外の活動③（	1. 経験なし	2. 経験あり	1 か月あたり	回程度
28	上記以外の活動④（	1. 経験なし	2. 経験あり	1 か月あたり	回程度
29	移動時間（利用者訪問以外の移動）			1 週間あたり	分程度

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。

介護と連動する市民後見研究会

50音順

氏 名	肩 書
新井 誠	中央大学法学部 教授
泉 房穂	兵庫県明石市 市長
大森 彌	東京大学 名誉教授 <座長>
上山 泰	新潟大学法学部 教授
小池 信行	一般財団法人 民事法務協会 顧問 / 弁護士
齋藤 修一	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
高村 浩	高村 浩弁護士事務所 所長
堀田 力	公益財団法人 さわやか福祉財団 理事長
松崎 秀樹	千葉県浦安市 市長
森 貞述	介護相談・地域づくり連絡会 代表 / 前愛知県高浜市 市長

■ワーキング委員

川越 雅弘	国立社会保障・人口問題研究所 企画部 第1室長 <座長>
小嶋 珠実	公益社団法人 あい権利擁護支援ネット 理事

オブザーバー

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
 法務省 民事局 参事官室
 最高裁判所 事務総局 家庭局

事務局

菅原 弘子	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 事務局長
北村 肇	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 研究主幹
福井 英夫	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 外部協力員

後見実施機関のあり方に関する調査研究事業 報告書

発行日：2014年3月28日

発行：特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

〒162-0083

東京都新宿区市谷田町 2-7-15 近代科学社ビル4階

電話：03-3266-1651 / FAX：03-3266-1670

URL <http://www.jichitai-unit.ne.jp/network/>

e-mail：c2p@network.email.ne.jp

平成25年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）